

一 般 会 計

一般会計予算の概要

(歳入)

(単位：千円，％)

款	令和4年度		令和3年度		増減額	増減率
		構成比		構成比		
1. 市 税	12,107,435	39.9	11,356,078	36.7	751,357	6.6
2. 地 方 譲 与 税	202,195	0.7	175,732	0.6	26,463	15.1
3. 利 子 割 交 付 金	6,050	0.0	8,361	0.0	△2,311	△27.6
4. 配 当 割 交 付 金	44,123	0.1	46,679	0.1	△2,556	△5.5
5. 株式等譲渡所得割交付金	71,252	0.2	48,985	0.2	22,267	45.5
6. 法人事業税交付金	122,008	0.4	121,589	0.4	419	0.3
7. 地方消費税交付金	1,484,933	4.9	1,333,725	4.3	151,208	11.3
8. 環境性能割交付金	23,472	0.1	19,338	0.1	4,134	21.4
9. 地方特例交付金	115,421	0.4	211,556	0.7	△96,135	△45.4
10. 地 方 交 付 税	508,362	1.7	302,366	1.0	205,996	68.1
11. 交通安全対策特別交付金	8,755	0.0	8,039	0.0	716	8.9
12. 分担金及び負担金	287,492	1.0	292,886	0.9	△5,394	△1.8
13. 使用料及び手数料	96,541	0.3	97,616	0.3	△1,075	△1.1
14. 国 庫 支 出 金	4,419,213	14.6	5,012,642	16.2	△593,429	△11.8
15. 県 支 出 金	1,793,139	5.9	1,816,330	5.9	△23,191	△1.3
16. 財 産 収 入	157,353	0.5	157,254	0.5	99	0.1
17. 寄 附 金	4,000,000	13.2	3,000,000	9.7	1,000,000	33.3
18. 繰 入 金	2,527,758	8.3	2,824,398	9.1	△296,640	△10.5
19. 繰 越 金	170,000	0.6	170,000	0.5	0	0.0
20. 諸 収 入	484,498	1.6	449,426	1.5	35,072	7.8
21. 市 債	1,685,000	5.6	3,512,000	11.3	△1,827,000	△52.0
歳 入 合 計	30,315,000	100.0	30,965,000	100.0	△650,000	△2.1

(歳出)

(単位：千円，％)

款	令和4年度		令和3年度		増減額	増減率
		構成比		構成比		
1. 議 会 費	221,637	0.7	217,772	0.7	3,865	1.8
2. 総 務 費	5,630,324	18.6	4,872,023	15.7	758,301	15.6
3. 民 生 費	10,369,153	34.2	10,193,231	32.9	175,922	1.7
4. 衛 生 費	2,206,580	7.3	2,333,368	7.6	△126,788	△5.4
5. 労 働 費	70	0.0	128	0.0	△58	△45.3
6. 農 林 水 産 業 費	177,765	0.6	177,751	0.6	14	0.0
7. 商 工 費	54,403	0.2	58,171	0.2	△3,768	△6.5
8. 土 木 費	3,469,164	11.4	3,043,090	9.8	426,074	14.0
9. 消 防 費	1,133,868	3.7	1,173,043	3.8	△39,175	△3.3
10. 教 育 費	4,229,210	14.0	6,418,274	20.7	△2,189,064	△34.1
11. 公 債 費	1,032,641	3.4	1,079,443	3.5	△46,802	△4.3
12. 諸 支 出 金	1,760,185	5.8	1,368,706	4.4	391,479	28.6
13. 予 備 費	30,000	0.1	30,000	0.1	0	0.0
歳 出 合 計	30,315,000	100.0	30,965,000	100.0	△650,000	△2.1

【 歳 入 】

1. 市 税 予算書 P. 14

○市民税（現年課税分） （個人市民税）

（単位：人，千円，％）

内 訳	令和 4 年度	令和 3 年度	増 減	増減率
税金を納める人	37,000	36,540	460	1.3
均 等 割 額	128,334	126,611	1,723	1.4
所 得 割 額	4,993,682	4,720,235	273,447	5.8
予 算 額	5,122,016	4,846,846	275,170	5.7

＊積算根拠

（税率） （納税義務者） （収納率）

・均等割額： $3,500 \text{ 円} \times 37,000 \text{ 人} \times 99.1\% = 128,334,500 \text{ 円}$

・所得割額：当年度課税分 （平均税額） （納税義務者）
 （21 歳～64 歳） $184,000 \text{ 円} \times 27,570 \text{ 人} = 5,072,880,000 \text{ 円} \cdots \textcircled{1}$
 （65 歳～74 歳） $36,700 \text{ 円} \times 6,519 \text{ 人} = 239,247,300 \text{ 円} \cdots \textcircled{2}$
 $\textcircled{1} + \textcircled{2} = 5,312,127,300 \text{ 円}$

（特徴次年度徴収分） （随時分）
 $(5,312,127,300 \text{ 円} - 520,000,000 \text{ 円} + 10,000,000 \text{ 円}) = 4,802,127,300 \text{ 円}$

（特徴前年度課税分） （退職分離分） （分離課税分）
 $4,802,127,300 \text{ 円} + 520,000,000 \text{ 円} + 50,000,000 \text{ 円} + 40,000,000 \text{ 円}$

（住宅減税分） （ふるさと納税減税分） （調整控除）
 $- 51,050,779 \text{ 円} - 240,000,000 \text{ 円} - 82,043,000 \text{ 円} = 5,039,033,521 \text{ 円}$

（収納率）
 $5,039,033,521 \text{ 円} \times 99.1\% \div 4,993,682,219 \text{ 円}$

（法人市民税）

（単位：社，千円，％）

内 訳	令和 4 年度	令和 3 年度	増 減	増減率
事 業 所 数	1,508	1,506	2	0.1
均 等 割 額	200,400	201,801	△1,401	△0.7
法 人 税 割 額	578,376	472,382	105,994	22.4
予 算 額	778,776	674,183	104,593	15.5

＊積算根拠

・均等割：

1 号法人	50,000 円	×	1,050 社	=	52,500,000 円
2 号法人	120,000 円	×	10 社	=	1,200,000 円
3 号法人	130,000 円	×	201 社	=	26,130,000 円
4 号法人	150,000 円	×	22 社	=	3,300,000 円
5 号法人	160,000 円	×	79 社	=	12,640,000 円
6 号法人	400,000 円	×	12 社	=	4,800,000 円
7 号法人	410,000 円	×	115 社	=	47,150,000 円
8 号法人	1,750,000 円	×	2 社	=	3,500,000 円
9 号法人	3,000,000 円	×	17 社	=	51,000,000 円
合 計			1,508 社		202,220,000 円

（収納率）

歳入見込額 $202,220,000 \text{ 円} \times 99.1\% = 200,400,020 \text{ 円}$

○固定資産税（現年課税分）

（単位：千円，％）

内 訳	令和４年度	令和３年度	増 減	増減率
土 地	1,601,533	1,609,650	△8,117	△0.5
家 屋	2,171,908	1,893,030	278,878	14.7
償 却 資 産	1,067,365	1,009,336	58,029	5.7
予 算 額	4,840,806	4,512,016	328,790	7.3

（土 地）地目別地積等（免税点以上）

（単位：筆，千㎡，千円）

地 目		筆 数	地 積	評 価 額	課税標準額
田	調 整 区 域	2,485	4,424	374,129	374,129
	市街化区域	3	1	12,607	4,202
畑	調 整 区 域	4,644	3,422	173,734	173,734
	市街化区域	334	172	5,039,430	1,671,696
宅 地		27,805	8,588	320,124,417	99,514,679
山林	調 整 区 域	3,005	1,971	65,988	65,988
	市街化区域	129	91	80,844	80,844
池 沼		6	2	40	40
原 野		763	246	10,028	10,028
雑 種 地		3,931	1,467	23,755,985	15,145,988
合 計		43,105	20,384	349,637,202	117,041,328

＊積算根拠

（課税標準額）（税率）（新築住宅用地適用）（収納率）
 $(117,041,327,937 \text{ 円} \times 1.4\% - 22,500,000 \text{ 円}) \times 99.1\% \div 1,601,533,884 \text{ 円}$

（家 屋）

（単位：千㎡，千円）

区 分		床面積	課税標準額
総 数	木 造	2,218	64,192,777
	非木造	2,014	98,541,500
	計	4,232	162,734,277
うち令和３年中 の新・増築分	木 造	36	2,010,458
	非木造	11	453,338
	計	47	2,463,796

＊積算根拠

（課税標準額計）（税率）（新築軽減等）（収納率）（予算額）
 $(162,734,276,799 \text{ 円} \times 1.4\% - 86,646,772 \text{ 円}) \times 99.1\% \div 2,171,908,405 \text{ 円}$

(償却資産)

(単位：件，千円)

区 分	件 数	課税標準額
市 長 決 定	665	44,489,373
総 務 大 臣 配 分	8	31,415,136
知 事 配 分	3	1,028,256
合 計	676	76,932,765

* 積算根拠

(課税標準額計) (税率) (収納率) (予算額)
 76,932,765,000 円 × 1.4% × 99.1% ≒ 1,067,365,182 円

○国有資産等所在市町村交付金

(単位：千円，%)

内 訳	令和4年度	令和3年度	増 減	増減率
茨城県知事（住宅課）	9,928	9,968	△40	△0.4
茨城県知事（企業局）	997	997	0	0.0
合 計	10,925	10,965	△40	△0.4

○軽自動車税（現年課税分）

(単位：台，千円)

種 別			令和 4 年度		令和 3 年度		増 減 (金額)
			台数	金 額	台数	金 額	
環境性能割			—	3,380	—	7,668	△4,288
種 別 割	原動機付自転車	50cc 以下	1,607	3,214	1,675	3,350	△136
		50cc 超 90cc 以下	157	314	140	280	34
		90cc 超 125cc 以下	517	1,241	469	1,126	115
		ミニカー	31	114	18	66	48
		計	2,312	4,883	2,302	4,822	61
		予算額（収納率 98%）	—	4,785	—	4,725	60
	小型特殊自動車	農耕作業車	322	773	309	742	31
		特殊作業車	59	348	56	330	18
		計	381	1,121	365	1,072	49
		予算額（収納率 98%）	—	1,098	—	1,050	48
	軽自動車	二輪 125cc 超 250cc 以下	692	2,491	651	2,343	148
		三輪	1	5	1	5	0
		四輪自家用（乗用）	11,039	109,781	10,478	96,866	12,915
		四輪自家用（貨物）	1,972	10,196	1,936	9,684	512
		四輪営業用（乗用）	3	18	1	7	11
		四輪営業用（貨物）	81	295	69	238	57
		二輪小型自動車	1,335	8,010	888	5,328	2,682
		ボートトレーラー	21	76	22	79	△3
		計	15,144	130,872	14,046	114,550	16,322
		予算額（収納率 98%）	—	128,254	—	112,259	15,995
予 算 額 計			—	137,517	—	125,702	11,815

○市たばこ税

(単位：千円，%)

	令和4年度	令和3年度	増 減	増減率
予 算 額	372,055	372,532	△477	△0.1

＊積算根拠

・課税標準数量

・一般分

$$\begin{aligned}
 & \text{(R02 実績)} \quad \text{(調整率)} \\
 & 63,095,000 \text{ 本} \times 0.90 \div 56,785 \text{ 千本} \\
 & \quad \text{(1本当り税)} \quad \text{(予算額)} \\
 & 56,785 \text{ 千本} \times 6.552 \text{ 円} = 372,055,320 \text{ 円}
 \end{aligned}$$

○都市計画税（現年課税分）

(単位：千円，%)

内 訳	令和4年度	令和3年度	増 減	増減率
土 地	390,848	390,486	362	0.1
家 屋	396,237	347,576	48,661	14.0
予 算 額	787,085	738,062	49,023	6.6

＊積算根拠

$$\begin{aligned}
 & \text{(課税標準額)} \quad \text{(税率)} \quad \text{(新築住宅用地適用)} \quad \text{(収納率)} \quad \text{(予算額)} \\
 \bullet \text{ 土地：} & (134,466,000,018 \text{ 円} \times 0.3\% - 9,000,000 \text{ 円}) \times 99.1\% \div 390,848,418 \text{ 円} \\
 & \text{(課税標準額)} \quad \text{(税率)} \quad \text{(震災軽減)} \quad \text{(収納率)} \quad \text{(予算額)} \\
 \bullet \text{ 家屋：} & (133,423,661,208 \text{ 円} \times 0.3\% - 435,457 \text{ 円}) \times 99.1\% \div 396,237,007 \text{ 円}
 \end{aligned}$$

令和4年度市税滞納繰越分の積算表

予算書P. 14 ~P. 15

(単位 千円)

税 目	R3年度末 調定見込額 (A)	R3年度 収納見込額 A×C (B)	R3年度 収 納 見込率 (C)	R3年度 不納欠損 見 込 額 (D)	R4年度へ の滞納繰越 見 込 額 A－B－D (E)	R4年度 収 納 見込額 E×G (F)	R4年度 収 納 見込率 (G)
個 人 市 民 税	5,083,819	5,019,242	—	4,591	59,986	26,993	45.0%
前 年 度 分	5,013,263	4,988,197	99.5%	—	25,066		
前々年度以前分	70,556	31,045	44.0%	4,591	34,920		
法 人 市 民 税	682,519	675,005	—	559	6,955	1,084	15.6%
前 年 度 分	676,890	674,183	99.6%	—	2,707		
前々年度以前分	5,629	822	14.6%	559	4,248		
固 定 資 産 税	4,909,098	4,861,519	—	2,706	44,873	24,680	55.0%
前 年 度 分	4,858,473	4,834,181	99.5%	—	24,292		
前々年度以前分	50,625	27,338	54.0%	2,706	20,581		
軽 自 動 車 税	129,144	126,066	—	211	2,867	1,201	41.9%
前 年 度 分	126,069	124,808	99.0%	—	1,261		
前々年度以前分	3,075	1,258	40.9%	211	1,606		
都 市 計 画 税	798,270	789,309	—	583	8,378	4,297	51.3%
前 年 度 分	788,170	784,229	99.5%	—	3,941		
前々年度以前分	10,100	5,080	50.3%	583	4,437		
合 計	11,602,850	11,471,141	—	8,650	123,059	58,255	—

2. 地方譲与税 ～ 21. 市債 予算書P15～P31

(単位：千円，％)

款	令和4年度	令和3年度	増減額	増減率	概 要
2. 地方譲与税	202, 195	175, 732	26, 463	15. 1	
地方揮発油譲与税	46, 717	41, 109	5, 608	13. 6	地方揮発油譲与税総額の100分の42が道路の延長及び面積に基づく按分によって譲与される。
自動車重量譲与税	147, 916	129, 004	18, 912	14. 7	自動車重量税収入額の1, 000分の407が道路の延長及び面積に基づく按分によって譲与される。
地方道路譲与税	1	1	0	0. 0	平成21年度の税制改正により地方揮発油譲与税に名称変更されたが，経過措置により，旧法により課税された分は地方道路譲与税として譲与される。
森林環境譲与税	7, 561	5, 618	1, 943	34. 6	森林環境税収入額の10分の9が市町村に交付されるもので，市町村の私有林人工林面積，林業就業者数及び人口を基礎として按分される。
3. 利子割交付金	6, 050	8, 361	△ 2, 311	△ 27. 6	県民税利子割収入額を都道府県間で精算等を行った額から1%の事務費を控除した額の5分の3が，当該市町村の個人県民税の額により按分して交付される。
4. 配当割交付金	44, 123	46, 679	△ 2, 556	△ 5. 5	県民税配当割収入額から1%の事務費を控除した額の5分の3が，当該市町村の個人県民税の額により按分して交付される。
5. 株式等譲渡所得割交付金	71, 252	48, 985	22, 267	45. 5	県民税株式等譲渡所得割収入額から1%の事務費を控除した額の5分の3が，当該市町村の個人県民税の額により按分して交付される。
6. 法人事業税交付金	122, 008	121, 589	419	0. 3	都道府県の法人事業税収入額の100分の7. 7が市町村に交付されるもので，令和4年度は法人税割 (1/3)，市町村の従業員数 (2/3) を基礎として按分される。
7. 地方消費税交付金	1, 484, 933	1, 333, 725	151, 208	11. 3	【従前の税率分】 消費税の1%分に相当する額から徴収取扱費を控除し，都道府県間で清算を行い，清算後の額の2分の1が人口及び従業者数に基づく按分により交付される。 【増税分】 消費税の1. 2%分に相当する額を都道府県間で清算を行い，清算後の額の2分の1が人口に基づく按分により交付される。
8. 環境性能割交付金	23, 472	19, 338	4, 134	21. 4	自動車税環境性能割（軽自動車以外にかかるもの）収入額から5%の事務費を控除した額の100分の47が，道路の延長及び面積によって按分して交付される。
9. 地方特例交付金	115, 421	211, 556	△ 96, 135	△ 45. 4	
減収補てん特例交付金	100, 657	94, 458	6, 199	6. 6	住宅借入金等税額控除による個人市民税の減収額補てん分が交付される。
新型コロナウイルス感染症対策地方減収補てん特例交付金	14, 764	117, 098	△ 102, 334	△ 87. 4	新型コロナウイルス感染症の影響による固定資産税及び都市計画税の減収の補てん分が交付される。

(単位：千円，％)

款	令和4年度	令和3年度	増減額	増減率	概 要
10. 地方交付税	508,362	302,366	205,996	68.1	
普通交付税	347,102	81,753	265,349	324.6	国税のうち所得税・法人税・酒税・消費税・地方法人税の一定割合を原資として、基準財政需要額が基準財政収入額を超える団体に交付される。
特別交付税	161,260	220,613	△ 59,353	△ 26.9	普通交付税で捕捉されない特別の財政需要に対し、交付される。
11. 交通安全対策特別交付金	8,755	8,039	716	8.9	交通安全施設整備の財源として、交通事故発生件数と人口集中地区人口を基礎として交付される。
12. 分担金及び負担金	287,492	292,886	△ 5,394	△ 1.8	障がい児通所支援事業費負担金、保育所入所負担金、児童クラブ入所負担金等
13. 使用料及び手数料	96,541	97,616	△ 1,075	△ 1.1	公園等施設使用料、市営住宅使用料、道路等占用料、行政財産使用料 各種諸証明書発行手数料、畜犬手数料、粗大ごみ収集運搬手数料、屋外広告物手数料、開発許可等手数料 等
14. 国庫支出金	4,419,213	5,012,642	△ 593,429	△ 11.8	各事業及び事務に係る負担金、補助金、委託金、交付金
15. 県支出金	1,793,139	1,816,330	△ 23,191	△ 1.3	各事業及び事務に係る負担金、補助金、委託金、交付金
16. 財産収入	157,353	157,254	99	0.1	土地建物貸付収入、基金等利子、預託金償還金 等
17. 寄附金	4,000,000	3,000,000	1,000,000	33.3	ふるさとづくり寄附金
18. 繰入金	2,527,758	2,824,398	△ 296,640	△ 10.5	他会計繰入金 財政調整基金、国際交流基金、協働のまちづくり基金、緑化基金、ふるさとづくり基金、公共公益施設整備基金
19. 繰越金	170,000	170,000	0	0.0	前年度からの繰越金
20. 諸収入	484,498	449,426	35,072	7.8	市税延滞金、預金利子、貸付金元利収入、受託事業収入 等
21. 市債	1,685,000	3,512,000	△ 1,827,000	△ 52.0	避難所空調設備整備事業債、守谷中学校校舎増築事業債、愛宕中学校屋内運動場改修事業債、臨時財政対策債等

【 歳 出 】

〔議会事務局 所管〕

01010101 議会事務局庶務事務

予算書P. 32

(単位: 千円)

	新年度	前年度	差	主な名称
事業費	24,942	4,966	19,976	
国庫支出金	0	0	0	
県支出金	0	0	0	
地方債	0	0	0	
その他	0	0	0	
一般財源	24,942	4,966	19,976	

【目的及び期待する効果(誰(何)をどうしたいのか)】

議会運営に関する諸環境の充実と体制整備を図り、円滑に事務を遂行する。

【内容(何の業務活動をどのような手法で行うか)】

平成19年に導入した全員協議会室及び第1・第3委員会室の現音響システムは、老朽化により修繕が難しい状況にあるため音響システムの入替えを行う。また、第3委員会室にカメラ設備を新規で設置し、会議開催時にモニターでの傍聴を可能にする。

- 1 旅費 70千円 (費用弁償, 特別旅費)
- 2 需用費 705千円 (消耗品費, 燃料費, 食糧費, 印刷製本費, 修繕料)
- 3 役務費 68千円 (通信運搬費, 手数料)
- 4 委託料 962千円 (議場システム保守, 議会車等運転業務)
- 5 使用料及び賃借料 2,850千円 (クラウド型会議システム使用料, 議会車リース料, タブレット端末賃借料等)
- 6 備品購入費 20,160千円 (図書, 音響システム)
- 7 負担金補助及び交付金 127千円 (団体総合保険)



タブレットを使った会議の様子

01010102 議員報酬等事務

予算書P. 33

(単位: 千円)

	新年度	前年度	差	主な名称
事業費	131,806	147,502	△ 15,696	
国庫支出金	0	0	0	
県支出金	0	0	0	
地方債	0	0	0	
その他	0	0	0	
一般財源	131,806	147,502	△ 15,696	

【背景(なぜ始めたのか)】

地方自治法第203条第1項の規定に基づき、地方公共団体は、議会の議員に対し報酬を支払わなければならないとされている。

【目的及び期待する効果(誰(何)をどうしたいのか)】

議員の職務として、市の政策形成過程及び政策の実施過程において多面的に参画し、その要所で重要な意思決定を行う。また、議会が決定した政策を中心に執行機関の行財政運営事務処理や事業の運営が適法、適正、かつ公平・効率的に、民主的になされているかどうかを検証し、市民全体の立場に立って行われているか監視する。そのような中で、議員が公正かつ円滑に職務を遂行できるよう、活動の対価として議員に報酬及び期末手当を支給する。

【内容(何の業務活動をどのような手法で行うか)】

守谷市特別職の職員の給与、報酬、議員報酬、旅費及び費用弁償に関する条例に基づき、議員に報酬や期末手当を支給する。

- 1 議員報酬 80,388千円
 - ・議長 430,000円×12か月＝5,160,000円
 - ・副議長 397,000円×12か月＝4,764,000円
 - ・議員 367,000円×12か月×16人＝70,464,000円
- 2 議員期末手当 25,423千円
 - ・議長 430,000円×3.3か月×1.15＝1,631,850円
 - ・副議長 397,000円×3.3か月×1.15＝1,506,615円
 - ・議員 367,000円×3.3か月×1.15×16人＝22,284,240円
- 3 共済費 25,995千円
 - ・共済会給付費負担金 370,000円×12か月×18人×32.2/100＝25,734,240円※令和4年4月1日現在の在籍人数
 - ・共済会事務負担金 13,000円×20人＝260,000円 ※令和4年1月1日現在の議員定数

01010105 議員活動費

予算書P. 34

(単位：千円)

	新年度	前年度	差	主な名称
事業費	2,160	2,400	△ 240	
国庫支出金	0	0	0	
県支出金	0	0	0	
地方債	0	0	0	
その他	0	0	0	
一般財源	2,160	2,400	△ 240	

【背景(なぜ始めたのか)】

地方自治法第100条第14項の規定に基づき、守谷市議会の調査研究に資するため必要な経費の一部として、議会における会派に対し政務活動費を交付する。

【目的及び期待する効果(誰(何)をどうしたいのか)】

議員の外部研修会への参加を促進するとともに、調査研究に必要な費用の一部を政務活動費として交付し、審議・発案能力を向上させるための調査活動基盤の充実を図る。

【内容(何の業務活動をどのような手法で行うか)】

守谷市議会政務活動費の交付に関する条例に基づき、会派に対し政務活動費を交付する。

- 1 政務活動費 2,160千円
 - 120,000円×18人＝2,160,000円

	新年度	前年度	差	主な名称
事業費	4,249	4,380	△ 131	
国庫支出金	0	0	0	
県支出金	0	0	0	
地方債	0	0	0	
その他	0	0	0	
一般財源	4,249	4,380	△ 131	

【背景(なぜ始めたのか)】

議員が、先進的な施策に取り組んでいる市町村を視察研修し、その成果等を市の行政運営の向上に反映させる。

【目的及び期待する効果(誰(何)をどうしたいのか)】

行政の課題が高度化、専門化する中、それに対応するため先進地などの所管事務調査を積極的に行い、政策立案能力や審議能力の向上を図る。また、他の自治体の現状と比較することで、本市の状況を客観的に判断する。各委員会所管の調査研究を行い、先進的な考えを学び、地方自治の課題研究に取り組むことにより、行政施策に対する認識を深め、市民のための施策向上も図る。

【内容(何の業務活動をどのような手法で行うか)】

守谷市議会議員の研修に関する条例に基づき、議会運営委員会、総務教育常任委員会、都市経済常任委員会、保健福祉常任委員会及び特別委員会等が先進地視察を行う。

- 1 旅費 3,899千円 (費用弁償: 議員宿泊費・交通費 特別旅費: 職員宿泊費・交通費)
- 2 委託料 350千円 (視察研修バス運行業務)

	新年度	前年度	差	主な名称
事業費	6,550	5,834	716	
国庫支出金	0	0	0	
県支出金	0	0	0	
地方債	0	0	0	
その他	0	0	0	
一般財源	6,550	5,834	716	

【背景(なぜ始めたのか)】

地方自治法第123条第1項の規定に基づき会議録を作成している。

【目的及び期待する効果(誰(何)をどうしたいのか)】

本会議及び委員会の会議録を作成し閲覧に供したり、市議会ホームページに会議録等の議会情報を公開することで、市民に市議会への理解と関心を深めてもらう。

【内容(何の業務活動をどのような手法で行うか)】

<会議録作成>

本会議の会議録は、年4回の定例会議会及び臨時議会に発行する。委員会は、開催ごとに製本している。

会議録は、議会事務局、議会図書室、中央図書館、各公民館図書室で閲覧可能である。

<会議録検索システム>

本会議及び委員会の会議録は、インターネットでも閲覧できるようになっており、本会議の会議録は平成16年分から、委員会は平成24年分から閲覧可能である。

	新年度	前年度	差	主な名称
事業費	3,035	3,275	△ 240	
国庫支出金	0	0	0	
県支出金	0	0	0	
地方債	0	0	0	
その他	0	0	0	
一般財源	3,035	3,275	△ 240	

【背景(なぜ始めたのか)】

議会における議案の審議状況や一般質問の内容を市民に周知することを目的に昭和51年から発行している。

【目的及び期待する効果(誰(何)をどうしたいのか)】

市議会に対する要望等も多様化しており、開かれた議会が求められる中、定例会議会及び臨時議会の内容を議会広報紙に掲載し発行している。併せて議会録画映像をインターネット上に配信することで、市議会の運営・活動状況を広く市民に情報提供し、市議会への理解と関心を深めてもらう。

【内容(何の業務活動をどのような手法で行うか)】

1 需用費 1,255千円

議会だより印刷製本費 $14.64円 \times 22,000部 \times 1.10 \times 1回 = 354,288円$

$12.40円 \times 22,000部 \times 1.10 \times 3回 = 900,240円$

※平成27年度から紙面構成・内容等のリニューアルを行い、分かりやすく見やすい広報紙を作成している。

2 委託料 1,780千円

議会映像配信 $134,800円 \times 12か月 \times 1.10 = 1,779,360円$



議会だより「こじゅけい」

〔市長公室 秘書課 所管〕

02010301 広報活動事業

予算書P. 45

(単位：千円)

	新年度	前年度	差	主な名称
事業費	11,430	12,628	△ 1,198	
国庫支出金	15	15	0	自衛官募集事務費
県支出金	0	0	0	
地方債	0	0	0	
その他	900	900	0	広報もりや広告掲載料
一般財源	10,515	11,713	△ 1,198	

【背景(なぜ始めたのか)】

市の施策やイベント、市内での出来事等の市政情報を広く市民に周知する責務があるため、広報もりや、SNS等を通じて市民に情報を提供する。

【目的及び期待する効果(誰(何)をどうしたいのか)】

市民に対して各種行政情報を提供し、必要かつ適切な行政サービスを受けていただくとともにイベント等への参加を促すことで、行政に対する関心と市政への参加意識の向上を図る。また、市民団体や市内事業者等による様々な活動を紹介することで、守谷への愛着を高めていただき、シビックプライドの醸成につなげていく。

市外者には、広報もりやのインターネット上での公開や、SNS等での情報発信により、守谷に関心を持ってもらうためのきっかけとする。

【内容(何の業務活動をどのような手法で行うか)】

＜広報もりや及び広報もりやお知らせ版の発行＞

広報紙を毎月2回（10日・25日）発行し、市政情報を市民に提供する。令和元年度はフルカラー印刷への変更、令和2年度は表紙デザイン等の一新や特集記事の充実、令和3年度はコロナワクチン等、市民ニーズの高い内容を連載として継続的に発信した。

今後も、毎月の読者アンケートから市民ニーズを把握し、地産品や市民活動、市に縁のある方の紹介など、これまで知られてこなかった市の魅力の発掘につながるような内容や、ごみ問題や予算・決算などをテーマに、市政情報をより分かりやすく伝える特集や連載を企画する。このような編集方針により、市民が手に取り、実際に読んでみたくなる広報紙の制作を目指していく。

＜SNSによる情報発信＞

市公式のSNS（フェイスブック、ツイッター、インスタグラム）を利用して、市内外に市政情報を発信する。SNSは、写真の多用や動画の掲載が可能であり、ハッシュタグと呼ばれる見出し語を使用することで訴求性を高められるなどの利点があることから、これらを活用して守谷市を積極的にPRしていく。



広報もりや

SNS

	新年度	前年度	差	主な名称
事業費	11,347	11,205	142	
国庫支出金	0	0	0	
県支出金	0	0	0	
地方債	0	0	0	
その他	105	92	13	オリジナルグッズ売払代
一般財源	11,242	11,113	129	

【背景(なぜ始めたのか)】

市の魅力を内外に向けて積極的に発信し、市への共感・愛着度と認知度の向上を目的に、平成26年度にシティプロモーションマネージャーを公募し、平成28年度まで市民と協働でのイベント実施とその情報発信、PR動画の作成などを行ってきた。平成30年度には、市への誇りや共感を持つ人をより増やしていくため、戦略的なシティプロモーション展開を目指し、守谷市シティプロモーション戦略プランを策定し、市のブランドメッセージを設定した。

【目的及び期待する効果(誰(何)をどうしたいのか)】

市民に対しては、市の魅力や様々な情報を発信することで、市に愛着を持ってもらい、シビックプライドを醸成する。

市外者に対しても、市民に対する魅力等の情報発信を通じて市に興味を持ってもらい、知名度を高めていく。

これにより、将来的にまちを発展させていく「担い手」の育成や転入者の増加等、まち・ひと・しごと創生総合戦略の展開施策に寄与する効果も期待できる。

【内容(何の業務活動をどのような手法で行うか)】

シティプロモーション戦略プランに基づきシティプロモーション活動を展開していく。

令和4年度は、職員を対象とする情報発信研修の実施等をととして、全庁的な情報発信力の強化を図るとともに、市制施行20周年記念事業などの市のイベントについて、より効果的にPRできるよう担当部署との連携を強化する。

また、プロモーション活動を市民等と協力して行える体制を構築するため、市民対象の情報発信講座の開催を検討する。



もりやガチャイベント



オリジナルグッズ



職員向け情報発信研修

	新年度	前年度	差	主な名称
事業費	4,832	2,339	2,493	
国庫支出金	0	0	0	
県支出金	0	0	0	
地方債	0	0	0	
その他	0	0	0	
一般財源	4,832	2,339	2,493	

【背景(なぜ始めたのか)】

平成14年に単独市制により「市」となった守谷市が、令和4年2月2日に市制施行20周年を迎えることから、これを祝するとともに市内外に広く周知するため、各種記念事業を展開する。

【目的及び期待する効果(誰(何)をどうしたいのか)】

市民に対して、市制施行20周年を契機に、施行以来のまちの歩み等の市の情報を周知するとともに、協働による記念イベント等を実施することで、市への共感や愛着心、ふるさと意識を持っていただく。

また、これにより、次の10年、20年に向け、市とともに地域をより良くしていこうとする協働の機運を醸成する。

【内容(何の業務活動をどのような手法で行うか)】

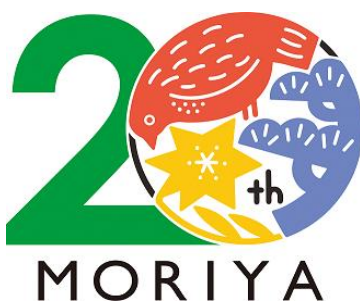
令和4年1月から12月までを「市制施行20周年記念年次」とし、期間内に、市民、事業者、団体と連携して各種記念事業を実施する。

主な事業は、記念式典のほか冠事業(恒例事業に「市制施行20周年」の名称を付ける事業)、当該年のみ実施する特別イベント・事業に大別され、「守谷を祝う」、「守谷を知る」、「守谷を創造する」という3つの事業方針に沿って展開していく。

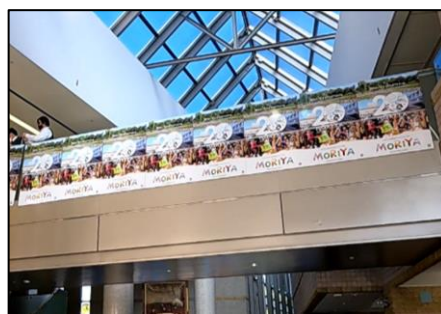
記念式典は、より多くの市民に参加いただけるよう、会場を仮想空間内に構築し、オンラインで開催する。

特別イベント・事業は、庁内各部署が独自に実施する事業のほか、企画段階から実施までを市民と市との協働で実施する事業に分かれており、後者として、ポスタージャック、謎解きウォークラリー、ドライビングイベント、グルメグランプリの4事業を予定している。

※協働事業は、市民を構成員とする市制施行20周年記念事業検討委員会と、各課職員を構成員とする市制施行20周年記念事業プロジェクトチームとが統合してチームを結成し、それぞれの事業を担っていく予定。



20周年記念ロゴマーク



ポスタージャック



謎解きウォークラリーチラシ案



	新年度	前年度	差	主な名称
事業費	7,387	3,977	3,410	
国庫支出金	0	0	0	
県支出金	0	0	0	
地方債	0	0	0	
その他	1,862	1,862	0	茨城県市町村振興協会市町村交付金
一般財源	5,525	2,115	3,410	

【背景(なぜ始めたのか)】

市の情報を効率的かつ広く周知するため、情報発信において即時性を有し、大量の情報を発信することができる市ホームページを開設した。

【目的及び期待する効果(誰(何)をどうしたいのか)】

ホームページを適切に管理し、行政情報を適宜発信することにより、市民サービス及び市認知度の向上を図る。また、ニーズに合わせた情報発信を行うため、定期的にサイト全体のリニューアルを行うとともに、ウェブアクセシビリティの更なる向上を目指し、各ページの見直しを行う。

これにより、市内外の幅広い世代の皆さんに、市の情報を取得してもらい、市への興味を持ってもらう。

【内容(何の業務活動をどのような手法で行うか)】

ホームページ（パソコン、スマートフォン、携帯電話対応）、メールマガジン（メールもりや）について、運用管理を行い、必要な情報発信を行う。

令和4年度は、守谷市公式サイト管理・移行等選定委員会を立上げ、よりアクセシビリティに配慮したホームページとなるよう、レイアウトやデザイン、階層構造などのリニューアル方針を決定する。決定に際しては、他自治体事例等を調査するとともに、市のDX方針を担うデジタル戦略課と密な情報共有・連携を図っていくこととする。



市公式ホームページ



メールもりや

〔市長公室 企画課 所管〕

02010711 守谷駅東口市有地利活用事業

予算書P. 55

(単位：千円)

	新年度	前年度	差	主な名称
事業費	17,058	21,179	△ 4,121	
国庫支出金	2,641	10,582	△ 7,941	地方創生推進交付金
県支出金	0	0	0	
地方債	0	0	0	
その他	14,417	10,597	3,820	守谷駅東口市有地利活用事業用地貸付料
一般財源	0	0	0	

【背景(なぜ始めたのか)】

当該地は、守谷駅周辺一体型土地区画整理事業などにより公共施設を整備する用地として確保されたが、施設の整備計画は周辺の開発状況を踏まえて策定することとして、これまでは暫定的に利用されてきた。当該地周辺においては、松並青葉地区の宅地販売が始まるなど、駅周辺のまちづくりが新たな段階に入ったことから、平成26年3月に守谷市総合計画審議会に当該地の活用のあり方を諮問し、平成27年4月の答申により、民間活力により利活用を図る方針が示された。

【目的及び期待する効果(誰(何)をどうしたいのか)】

守谷駅東口市有地に居心地の良い公共的な空間や施設を整え、市内外からの幅広い年代層の人々が交流し、地域の課題解決を図るような活動を促すとともに、守谷市の住み良さを象徴するようなまちづくりに寄与する。

【内容(何の業務活動をどのような手法で行うか)】

令和4年4月に開業するオープンスペースでのイベント等を実施するため、協議会を中心としたサポート体制を充実させ、様々なイベントを実施し守谷駅東口市有地での人々の交流や賑わいを創出していく。

〔当該地の情報〕

所在地：中央二丁目53番地 他

面積：12,792.35㎡ (全体)



整備中の守谷駅東口市有地

	新年度	前年度	差	主な名称
事業費	23,342	6,877	16,465	
国庫支出金	0	0	0	
県支出金	0	0	0	
地方債	0	0	0	
その他	18,048	6,877	11,171	貸店舗貸付料
一般財源	5,294	0	5,294	

【背景(なぜ始めたのか)】

平成20年11月に商業施設が撤退して以降、利活用が成されないままになっている当該地を市が購入し、民間事業者の有する企画力、資金力、ノウハウ等により地域の活性化につながる施設を整備する方針が示された。

【目的及び期待する効果(誰(何)をどうしたいのか)】

地域の活性化につながる施設を民間活力により整備することで、まちに魅力や活気を取り戻し、人口の回復につなげる新しい循環型のまちづくりを進める。

【内容(何の業務活動をどのような手法で行うか)】

賑わい創出を目的としてみずき野地区まちづくり協議会に銀行跡等を貸し、令和2年7月に「みずき野ひろば」がオープンした。

しかし、全体の利活用事業者は決まっていないため、利活用事業者の模索や興味のある事業者との調整を図りながら、利活用の早期実現をめざす。



みずき野地内市有地

	新年度	前年度	差	主な名称
事業費	4,548	6,219	△ 1,671	
国庫支出金	0	0	0	
県支出金	0	0	0	
地方債	0	0	0	
その他	4,548	6,219	△ 1,671	ふるさとづくり基金繰入金
一般財源	0	0	0	

【背景(なぜ始めたのか)】

高齢化が進む地域に学生を呼び込み、地域活動に参画することにより、地域コミュニティの活性化を図るための事業として、平成28年度から地方創生推進交付金を活用して実施した。令和元年度からは、市単独事業として継続している。

【目的及び期待する効果(誰(何)をどうしたいのか)】

まちづくりに意欲的な学生を取り込み、地域活動等への参加を促進することにより、活力のある地域づくりにつなげるとともに、活動を通じて、地域への愛着を持ってもらい「第2のふるさと」として守谷市への将来的な移住につなげることで、人口減少対策への相乗効果も期待できる。また、守谷市出身ではない若者や、異世代が同じ地区で生活し、活動をともにすることにより、互いに新たな気づきを得ることができる。

【内容(何の業務活動をどのような手法で行うか)】

高齢化が進んでいる地区（みずき野地区）に生じている空き家を市が借り上げ、守谷市外に住んでいる学生を対象に地域活動や市事業への参加を条件として無償で住まわせる。

学生、自治会・町内会やまちづくり協議会、市との連携により、地区が目指すまちづくりに向けた活動を行う。

市が間に入ることで、小中学校等とのコラボ企画や市事業へ参加することで、幅広い交流を図る。



落ち葉を使った焼き芋大会

〔市長公室 財政課 所管〕

02010606 ふるさとづくり寄附金事業

予算書P. 54

(単位：千円)

	新年度	前年度	差	主な名称
事業費	2,277,153	1,664,670	612,483	
国庫支出金	0	0	0	
県支出金	0	0	0	
地方債	0	0	0	
その他	2,258,926	1,647,673	611,253	ふるさとづくり寄附金
一般財源	18,227	16,997	1,230	

【背景(なぜ始めたのか)】

市内外から募った寄附金を財源としてまちづくりを行い、市民生活の付加価値を高めていくことを目的とし、平成20年にふるさとづくり寄附条例を制定し事業を開始した。ふるさと納税に対する全国的な関心の高まり、税制改正による限度額倍増や手続簡素化等を好機と捉え、平成28年度に返礼品等を拡充した。その後、令和元年6月に国の大幅な制度改正等を踏まえて返礼品等を見直した。

【目的及び期待する効果(誰(何)をどうしたいのか)】

寄附金を募り、寄附金の使い道を明示することで、市政への理解、貢献結果がイメージしやすくなり寄附者の満足度が増す。それによりさらなる寄附金が集まることが期待され、市の財源確保を図れる。

また、返礼品協力事業者から協力を得て守谷市の多くの魅力的な返礼品等を発信していくことで、市の地場産品の認知度向上や、イメージアップといったシティプロモーション、地域経済の活性化につながることも期待できる。

【内容(何の業務活動をどのような手法で行うか)】

- ・令和3年度に引き続き、ふるさと納税返礼品等未登録事業者を訪問し、返礼品等協力事業者への登録を促す。
- ・Webを中心とした広告や、市外在住者が往来する施設等での周知等により返礼品等を広く周知する。
- ・包括連携協定を締結している企業等に協力いただき、寄附未経験者へ寄附誘引のアプローチを行い新たな市場を開拓する。
- ・リピート施策として、これまでに寄附を頂いた方へダイレクトメール等を送付する。
- ・寄附者への返礼品代、寄附ポータルサイト利用料、返礼品等寄附管理業務委託料、寄附管理システム利用料、運送費、その他関連事務費等に利用する。
- ・高額の寄附を集める先進自治体との交流を図り、他自治体好事例の引用や、市での運用施策の改善を行う。
- ・LINEやインスタグラム等SNSを活用した情報発信により、返礼品が寄附者の目に触れる機会を増やす。
- ・寄附サイト上の返礼品写真など、寄附者への訴求力を高めるための返礼品説明ページ等の改善を行う。

〔守谷市利用のふるさと納税ポータルサイト(令和3年12月31日現在)〕

- ・ふるさとチョイス
- ・ふるさと本舗 (令和3年度開設)
- ・au PAY ふるさと納税
- ・ふるさとプレミアム (令和3年度開設)
- ・楽天ふるさと納税
- ・JALふるさと納税 (令和3年度開設)
- ・ふるなび
- ・三越伊勢丹ふるさと納税 (令和3年度開設)
- ・さとふる
- ・JRE MALL ふるさと納税
- ・ANAのふるさと納税
- ・セゾンのふるさと納税



守谷市ふるさとづくり寄附金 主な返礼品等イメージ

〔市長公室 デジタル戦略課 所管〕

02010802 庁内ネットワーク運営管理事務

予算書P. 57

(単位：千円)

	新年度	前年度	差	主な名称
事業費	284,812	272,327	12,485	
国庫支出金	3,101	1,064	2,037	社会保障・税番号制度システム整備費補助金
県支出金	0	0	0	
地方債	0	0	0	
その他	59,931	28,513	31,418	ふるさとづくり基金繰入金
一般財源	221,780	242,750	△ 20,970	

【背景(なぜ始めたのか)】

経費及び職員増を抑制しながら行政サービスの向上を図るため、平成7年度にパソコン導入を開始し、平成9年度から業務システムの運用を開始した。

また、庁内業務のペーパーレス化や情報共有の効率化を目的に、平成10年度から庁内情報システムの運用を開始し、平成14年度には市民への情報提供の充実を図るためインターネットやメール環境を整えた。

I C Tを活用した行政サービス及び行政事務の向上を目指し、事業を実施している。

【目的及び期待する効果(誰(何)をどうしたいのか)】

庁内の情報ネットワーク環境を適切に維持するとともに、業務の迅速化、簡素化、情報の共有化を推進することによる市民サービスの向上やAI、RPA等の先進技術を導入し、効率的な行政サービスの提供を図る。

また、情報漏えいの未然防止など情報セキュリティの確保とその強化を図る。

(市民) 必要な行政サービスを、必要な時に、システムにより迅速に受けることができる。

(市職員) システムを常時、安定的に使用できる。

【内容(何の業務活動をどのような手法で行うか)】

デジタル技術を活用した行政の効率化や市民の利便性向上を図るため、守谷市DX推進計画に基づき、市民生活総合支援アプリMorinfoを基軸とした市民サービス向上のための機能の充実や改善を計画的に進める。

また、市内公共施設における市民向けFreeWi-Fiエリアの拡大や各種申請の電子化を積極的に進めるなど、更なる市民の利便性の向上を図る。

〔参考〕Morinfoインストール数：15,332件（令和4年1月1日現在）（令和3年2月1日現在：9,848件）



Morinfo

〔総務部 総務課 所管〕

02010110 職員研修事業

予算書P. 37

(単位: 千円)

	新年度	前年度	差	主な名称
事業費	3,031	2,065	966	
国庫支出金	0	0	0	
県支出金	0	0	0	
地方債	0	0	0	
その他	62	0	62	茨城県市町村振興協会市町村交付金
一般財源	2,969	2,065	904	

【背景(なぜ始めたのか)】

人材育成基本方針に基づき「公務への使命と責任を自覚し、住民の期待と信頼に応えられるよう自らを高める意欲を持ち、常に自己啓発に努めようとする職員の育成」「市政の目標を理解し、強い意欲と積極性を持つて、政策を形成できる職員の育成」「時代の変化や多種多様な行政環境に的確に対応できる柔軟な思考力や創造性を持つ職員の育成」を目標として実施している。

【目的及び期待する効果(誰(何)をどうしたいのか)】

職員の資質向上及びスキルアップによる住民サービスの質的向上を図る。

【内容(何の業務活動をどのような手法で行うか)】

- ・階層研修：職員の職位・職務に応じた役割の認識や職務遂行に必要な能力の向上を目的に研修を実施する。

＜研修名＞

新規採用職員課程，第一部職員課程，第二部職員課程，第三部職員課程，監督者第一部課程，監督者第二部課程，新任課長補佐課程，現任課長補佐課程，新任課長課程，新任部長等課程

- ・特別研修：職員の担当業務を的確に遂行できる能力と，時代や環境の変化に即応できる適応力を養成する。

＜研修名＞地方自治制度講師養成研修，行政法講座 他

02040201 参議院議員通常選挙事務

予算書P. 73

(単位: 千円)

	新年度	前年度	差	主な名称
事業費	21,284	0	21,284	
国庫支出金	20,925	0	20,925	参議院議員通常選挙委託金
県支出金	0	0	0	
地方債	0	0	0	
その他	0	0	0	
一般財源	359	0	359	

【背景(なぜ始めたのか)】

参議院議員の任期が令和4年7月に満了となるため，参議院議員通常選挙の執行が予定されている。

【目的及び期待する効果(誰(何)をどうしたいのか)】

公職選挙法に基づき，公正な選挙を円滑に実施する。

【内容(何の業務活動をどのような手法で行うか)】

参議院議員通常選挙に向けて投票管理者・投票立会人の選任や各投票所の準備を行う。市民に対して投票所入場券の送付，ポスター掲示場や啓発用の懸垂幕・横断幕の設置，選挙公報の新聞折込などによって周知を図り，投票の機会を確保する。

選挙区・比例代表と票数が2票となる選挙のため，開票事務は投票用紙計数器や読取分類機を使いながら迅速に行う。なお，令和4年度は投票記載台及び投票用紙結束用電動ホッチキスの経年劣化に伴う一部買替を行う予定である。

また，昨年度に引き続きコロナ禍での選挙が想定されるため，消毒用アルコールの予算を計上するなど，コロナ対策を講じた選挙を実施する予定である。



新型コロナウイルス感染症対策を実施した期日前投票所
※写真は令和3年執行の衆議院議員総選挙時

02040301 茨城県議会議員一般選挙事務

予算書P. 74

(単位：千円)

	新年度	前年度	差	主な名称
事業費	16,952	0	16,952	
国庫支出金	0	0	0	
県支出金	16,952	0	16,952	茨城県議会議員一般選挙委託金
地方債	0	0	0	
その他	0	0	0	
一般財源	0	0	0	

【背景(なぜ始めたのか)】

茨城県議会議員の任期が令和5年1月に満了となるため，茨城県議会議員一般選挙の執行が予定されている。

【目的及び期待する効果(誰(何)をどうしたいのか)】

公職選挙法に基づき，公正な選挙を円滑に実施する。

【内容(何の業務活動をどのような手法で行うか)】

茨城県議会議員一般選挙に向けて投票管理者・投票立会人の選任や各投票所の準備を行う。市民に対して投票所入場券の送付，ポスター掲示場や啓発用の懸垂幕・横断幕の設置，選挙公報の新聞折込などによって周知を図り，投票の機会を確保する。

また，昨年度に引き続きコロナ禍での選挙が想定されるため，消毒用アルコールの予算を計上するなど，コロナ対策を講じた選挙を実施する予定である。



明るい選挙推進協会選挙啓発キャラクター「選挙のめいすいくん」

〔総務部 税務課 所管〕

02020201 個人市民税賦課事務

予算書P. 63

(単位: 千円)

	新年度	前年度	差	主な名称
事業費	40,706	39,831	875	
国庫支出金	0	0	0	
県支出金	0	0	0	
地方債	0	0	0	
その他	0	0	0	
一般財源	40,706	39,831	875	

【背景(なぜ始めたのか)】

地方自治の確立に向けた自主財源確保のため、昭和25年に地方税法が制定されたことにより税条例を定め、個人住民税の賦課事務を始めた。

【目的及び期待する効果(誰(何)をどうしたいのか)】

財源を確保するため、個人市民税の課税客体(所得等)を正確に把握し、適正かつ公平な課税を行うことにより、税収を確保する。

【内容(何の業務活動をどのような手法で行うか)】

1. 確定申告・住民税申告や事業所から提出される給与支払報告書等により正確に所得や控除を把握するとともに税額を決定し、納税通知書を送付する。
2. 扶養控除等の申告内容の確認や未申告者の調査・申告勧奨等を実施する。
3. インターネットを利用した市民税・県民税申告書作成システムや電子申告(イータックス)を普及させるため市ホームページ等で周知に努める。

02020202 法人市民税賦課事務

予算書P. 64

(単位: 千円)

	新年度	前年度	差	主な名称
事業費	589	604	△ 15	
国庫支出金	0	0	0	
県支出金	0	0	0	
地方債	0	0	0	
その他	0	0	0	
一般財源	589	604	△ 15	

【背景(なぜ始めたのか)】

地方自治の確立に向けた自主財源確保のため、昭和25年に地方税法が制定されたことにより税条例を定め、法人住民税の均等割の賦課事務を始めた。翌年には、地方税法の改正に伴い、税条例を改正し、法人税割の賦課事務を始めた。

【目的及び期待する効果(誰(何)をどうしたいのか)】

財源を確保するため、法人市民税の課税客体を正確に把握し、適正かつ公平な課税を行うことにより、税収を確保する。

【内容(何の業務活動をどのような手法で行うか)】

1. 市内に事務所や事業所を有する法人等に対し、事業年度終了に合わせ申告書を送付し、提出された法人の申告に基づき課税の決定、適正な法人市民税の賦課を行う。

	新年度	前年度	差	主な名称
事業費	65,294	41,748	23,546	
国庫支出金	0	0	0	
県支出金	0	0	0	
地方債	0	0	0	
その他	0	0	0	
一般財源	65,294	41,748	23,546	

【背景(なぜ始めたのか)】

地方自治の確立に向けた自主財源確保のため、昭和25年に地方税法が制定されたことにより税条例を定め、固定資産税の賦課事務を始めた。

【目的及び期待する効果(誰(何)をどうしたいのか)】

財源を確保するため、固定資産税の課税客体(土地、家屋、償却資産)を正確に把握し、適正かつ公平な課税を行うことにより、税収を確保する。

【内容(何の業務活動をどのような手法で行うか)】

1. 標準宅地の土地鑑定評価

- ・令和6年度評価替えにおいて活用する標準宅地の不動産鑑定業務(本鑑定。3年に一度計上)
- ・時点修正(価格の下落を課税に反映)を行い、土地評価の適正化・均衡化を図る。(例年)

2. 固定資産現況調査

令和6年度の評価替えに向けて次の作業を行う。

- ・用途地区、状況類似地区、路線価格の見直し
- ・地番図や家屋図のデータ更新
- ・画地の異動更新、税務地図情報の更新及び税務地図情報システムの更新
- ・家屋課税台帳データと地図システムデータの照合、再調査等

3. 償却資産申告勧奨

- ・未申告事業者の抽出、申告勧奨の実施等

	新年度	前年度	差	主な名称
事業費	2,272	2,235	37	
国庫支出金	0	0	0	
県支出金	0	0	0	
地方債	0	0	0	
その他	0	0	0	
一般財源	2,272	2,235	37	

【背景(なぜ始めたのか)】

昭和33年の地方税法改正に伴い、税条例を改正し、軽自動車税の賦課事務を始めた。

【目的及び期待する効果(誰(何)をどうしたいのか)】

財源を確保するため、軽自動車税の課税客体を正確に把握し、適正かつ公平な課税を行うことにより、税収を確保する。

【内容(何の業務活動をどのような手法で行うか)】

1. 軽自動車税申告書に基づき課税客体を正確に把握し、賦課期日現在（4月1日）の軽自動車等の所有者に課税する。
2. 三輪・四輪の軽自動車については、効率よくグリーン化特例と経年重課の対象車両を把握するため、軽自動車検査協会のデータを基幹システムに取り込む。



市制施行20周年記念オリジナルナンバープレート

〔総務部 納税課 所管〕

02020206 市税収納管理事務

予算書P. 66

(単位: 千円)

	新年度	前年度	差	主な名称
事業費	54,262	50,039	4,223	
国庫支出金	0	0	0	
県支出金	0	0	0	
地方債	0	0	0	
その他	312	312	0	市税督促手数料
一般財源	53,950	49,727	4,223	

【背景(なぜ始めたのか)】

地方自治を進めるのに必要な自主財源確保のため、昭和25年に制定された地方税法に基づき開始した事業である。

【目的及び期待する効果(誰(何)をどうしたいのか)】

納税者が納付しやすい環境を整備し、適正かつ公平な収納を推進することにより、収納率の向上を図る。

【内容(何の業務活動をどのような手法で行うか)】

現在、口座振替納付、コンビニ納付、アプリ納付及び金融機関等での窓口納付の方法により、収納を進めている。

口座振替納付は、現年度分の収納率を向上させるため最も有効な手段であり、取扱い手数料が安価であることから、今年度よりパソコンやスマートフォン等からインターネット申し込みが可能となる「Web口座振替受付サービス」を導入し、口座振替納付の利用促進を図る。

02020207 市税滞納整理事務

予算書P. 67

(単位: 千円)

	新年度	前年度	差	主な名称
事業費	8,966	8,695	271	
国庫支出金	0	0	0	
県支出金	0	0	0	
地方債	0	0	0	
その他	1	1	0	茨城租税債権管理機構精算金
一般財源	8,965	8,694	271	

【背景(なぜ始めたのか)】

地方自治を進めるために必要な自主財源の確保のため、昭和25年に制定された地方税法に基づき開始した事業である。

【目的及び期待する効果(誰(何)をどうしたいのか)】

納税資力のある納税者からは必ず税を徴収し、納税の公平性を保つとともに滞納額の解消を図り、収納率を向上させる。

【内容(何の業務活動をどのような手法で行うか)】

滞納者に対して、督促状・催告書等による文書、電話等による納税催告を行う。

それでも納付がない場合は、納税相談、納付指導を行うとともに、並行して財産調査を進め、財産がある場合は、差押等の滞納処分を行う。

また、調査を行った結果、財産がなく支払能力がない場合は、速やかに執行停止の手続きを行う。

〔総務部 管財課 所管〕

02010401 庁舎施設維持管理事務

予算書P. 48

(単位: 千円)

	新年度	前年度	差	主な名称
事業費	235,385	408,580	△ 173,195	
国庫支出金	0	0	0	
県支出金	0	0	0	
地方債	0	132,000	△ 132,000	
その他	131,130	179,809	△ 48,679	公共公益施設整備基金繰入金
一般財源	104,255	96,771	7,484	

【背景(なぜ始めたのか)】

平成2年10月に庁舎が完成し、維持管理事務が始まった。

【目的及び期待する効果(誰(何)をどうしたいのか)】

庁舎や付帯設備の維持管理を行い、市民や職員が快適に利用できるようにする。

【内容(何の業務活動をどのような手法で行うか)】

庁舎や敷地の維持管理を業務委託により行う。

庁舎については守谷市公共施設等総合管理計画に基づき、適宜改修工事を行う。

令和3年度～4年度の2か年計画で、庁舎増築工事の基本・実施設計などを行う。また、不足している駐車場を増設するとともに、庁舎トイレの洋式化工事を計画的に行う。



守谷市役所

02010402 普通財産維持管理事業

予算書P. 49

(単位: 千円)

	新年度	前年度	差	主な名称
事業費	12,542	18,399	△ 5,857	
国庫支出金	0	0	0	
県支出金	0	0	0	
地方債	0	0	0	
その他	1,153	1,097	56	土地貸付料
一般財源	11,389	17,302	△ 5,913	

【背景(なぜ始めたのか)】

普通財産の適正管理を行うため実施した。

【目的及び期待する効果(誰(何)をどうしたいのか)】

利用計画のない市有財産の有効活用及び除草等の適正管理を行う。

【内容(何の業務活動をどのような手法で行うか)】

未利用市有地は入札等により売却し、財源確保を図る。また、業務委託により除草等を行い維持管理を行う。

	新年度	前年度	差	主な名称
事業費	7,112	4,055	3,057	
国庫支出金	0	0	0	
県支出金	0	0	0	
地方債	0	0	0	
その他	0	0	0	
一般財源	7,112	4,055	3,057	

【背景(なぜ始めたのか)】

公平、公正な契約行為を確保するため開始した。

【目的及び期待する効果(誰(何)をどうしたいのか)】

入札等の競争原理に基づく契約行為をすることで、最も適正かつ有利な価格で契約を締結する。

【内容(何の業務活動をどのような手法で行うか)】

入札参加申請による業者登録受付，工事発注見通しの公表，契約方法の指導，入札参加資格審査会の運営，入札会の執行，契約の締結，入札結果の公表を行う。

〔生活経済部 生活環境課 所管〕

04010302 環境啓発推進事業

予算書P. 148

(単位：千円)

	新年度	前年度	差	主な名称
事業費	1,839	2,823	△ 984	
国庫支出金	0	0	0	
県支出金	1,500	2,500	△ 1,000	蓄電池補助金
地方債	0	0	0	
その他	0	0	0	
一般財源	339	323	16	

【背景(なぜ始めたのか)】

地球温暖化を始めとする環境問題が顕著となり、市においても、都市化の進展や住宅地開発等によって、身近な緑地や野生動物等の生息・生育環境となる自然環境の減少が進んでいたことから、環境保全に対する啓発等の取組が必要となっている。

【目的及び期待する効果(誰(何)をどうしたいのか)】

資源物の循環リサイクルや省エネルギー活動に関する周知活動等を行い、市民や事業者の環境に対する意識高揚に取り組むことで、環境の保全を図る。

【内容(何の業務活動をどのような手法で行うか)】

環境啓発の一環として、市内の小学6年生児童から、節電・エコドライブ・5R等の省エネルギーやごみ減量・リサイクルなど幅広い「環境」をテーマとしたポスターを募集し、優秀作品の表彰を行っている。また、ノーマイカーウィークを設け、二酸化炭素排出量の削減を目指し、さらには、キャンペーンなどでエコドライブの推進を図る。

また、太陽光発電施設を設置している家庭又は新規に太陽光発電施設を設置する家庭に対して、蓄電池の設置に対する補助金を交付することで、再生エネルギーの有効利用と災害発生時の非常用電源の確保・普及の促進を図る。

蓄電池に係る補助金については、広報紙・ホームページ等により周知し、1設備に対して5万円を交付する。

- ・補助件数 30件 ※募集件数到達後終了
- ・財源 茨城県自立・分散型エネルギー設備導入促進事業費補助金を活用(1設備 5万円)



環境ポスター児童作品

	新年度	前年度	差	主な名称
事業費	1,158	896	262	
国庫支出金	0	0	0	
県支出金	0	0	0	
地方債	0	0	0	
その他	1,158	896	262	狂犬病予防注射済票交付手数料
一般財源	0	0	0	

【背景(なぜ始めたのか)】

畜犬登録及び狂犬病予防注射は、平成11年まで茨城県が事業を実施していたが、狂犬病予防法の改正に伴い、平成12年から市が実施することとなった。

【目的及び期待する効果(誰(何)をどうしたいのか)】

飼い主に対するルールの周知やマナーの向上に取り組み、予防注射の接種率を向上させることで、狂犬病の発生及び蔓延を予防する。

【内容(何の業務活動をどのような手法で行うか)】

- ・新型コロナウイルスによる感染症の拡大が続いている状況を考慮し、令和4年度の守谷市における犬の狂犬病予防集合注射は中止することになったため、動物病院で狂犬病予防注射を接種するよう、個別通知や市ホームページ、広報紙等で周知を行う。
- ・正しい飼い方の啓発やパトロールを実施し、飼い主のマナー向上を図る。
- ・新規や所在地変更等の登録手続きを周知し、正確な畜犬登録の推進を図る。

	新年度	前年度	差	主な名称
事業費	37,842	28,091	9,751	
国庫支出金	0	0	0	
県支出金	0	0	0	
地方債	0	0	0	
その他	0	0	0	
一般財源	37,842	28,091	9,751	

【背景(なぜ始めたのか)】

守谷町(当時)では火葬場施設を有しておらず、施設を建設する必要性が生じたため、守谷町・取手市・藤代町の1市2町で構成する火葬場組合を設立した。

火葬場施設「やすらぎ苑」は、平成2～3年度の2か年で建設し、平成4年度から供用を開始した。現在、組合を構成する自治体は、守谷市・取手市・つくばみらい市の3市となっている。

【目的及び期待する効果(誰(何)をどうしたいのか)】

広域組合で「やすらぎ苑」を管理・運営することにより、市民が生活を営む上で必要である火葬・葬儀の場を安定的に確保することができる。

【内容(何の業務活動をどのような手法で行うか)】

火葬事業を円滑に実施するため、「やすらぎ苑」を管理・運営する取手市外2市火葬場組合に対して、構成市3市が負担金を支出している。

- ・負担割合：平均割30%、人口割70% (負担金全額 120,387千円、守谷市負担率 31.43%)

	新年度	前年度	差	主な名称
事業費	1,994	2,158	△ 164	
国庫支出金	0	0	0	
県支出金	0	0	0	
地方債	0	0	0	
その他	1,950	2,080	△ 130	雑草除去受託料
一般財源	44	78	△ 34	

【背景(なぜ始めたのか)】

空き地において、雑草が繁茂し、または枯草が放置されている状態は、火災や犯罪の発生原因となることから、良好な生活環境を保全するため、昭和48年に「空き地に繁茂した雑草等の除去に関する条例」を施行し、事業を実施している。

【目的及び期待する効果(誰(何)をどうしたいのか)】

空き地に繁茂する雑草等について、適正な管理の指導及び啓発を行うことで、安全や衛生を確保し、良好な生活環境を保全する。

【内容(何の業務活動をどのような手法で行うか)】

雑草等が繁茂した空き地の所有者又は管理者に対して、適正な管理を行うよう指導するとともに、所有者又は管理者自身による除去が困難な場合には、市が委託を受けて雑草除去を実施する。

	新年度	前年度	差	主な名称
事業費	834	720	114	
国庫支出金	0	0	0	
県支出金	0	0	0	
地方債	0	0	0	
その他	0	0	0	
一般財源	834	720	114	

【背景(なぜ始めたのか)】

各地区での空き缶拾いに端を発し、昭和59年から地域ぐるみの環境美化推進事業として、全ての自治会・町内会に協力を呼びかけ、市内全域で実施されている。

【目的及び期待する効果(誰(何)をどうしたいのか)】

各地区において、地域住民が自主的に環境の美化活動に取り組むことで、良好な住環境が保全される。

【内容(何の業務活動をどのような手法で行うか)】

- ・6月・9月・12月（第1日曜日）の年3回、市内全域の地域住民により、周辺道路や公園等の清掃活動を実施する。
- ・各地区での清掃活動が円滑に行われるよう、市民に周知や広報を行うとともに、各地区の区長等に対して実施依頼やごみ袋を配布し、ごみの回収等を行う。



環境美化活動

	新年度	前年度	差	主な名称
事業費	392	271	121	
国庫支出金	0	0	0	
県支出金	0	0	0	
地方債	0	0	0	
その他	392	271	121	狂犬病予防注射済票交付手数料
一般財源	0	0	0	

【背景(なぜ始めたのか)】

人と動物との調和のとれた共生社会を実現するため、人と動物にやさしいまちづくりを目指し、「守谷市動物の愛護及び管理に関する条例」を制定し、必要な施策を実施している。

【目的及び期待する効果(誰(何)をどうしたいのか)】

犬猫の殺処分ゼロを目指し、地域活動や市の愛護事業への協力団体に補助金を交付して活動を活性化するとともに、ホームページや広報等における啓発により、市民の愛護活動への意識醸成を図る。

【内容(何の業務活動をどのような手法で行うか)】

- ・守谷市動物愛護協議会では、市事業「守谷市犬猫一時預かりサポーター及び里親サポーター登録」等の実施に際し、市民サポーターの自費負担で最低限度の医療費支援や地域猫活動としての不妊去勢手術費支援等の活動を行っていたが、市が補助金を交付することで、里親サポーターの負担を軽減し、官民協働で支え合いながら、保護や野良猫の繁殖制限等を目的とした地域猫活動及びTNR活動をはじめとする保護活動を実施する。
- ・市で保護した犬猫に対して、簡易的な衛生処置(ノミダニ駆除等)を実施する。



犬猫里親会

	新年度	前年度	差	主な名称
事業費	9,592	0	9,592	
国庫支出金	0	0	0	
県支出金	0	0	0	
地方債	0	0	0	
その他	9,592	0	9,592	ふるさとづくり基金繰入金
一般財源	0	0	0	

【背景(なぜ始めたのか)】

気候変動問題は、国内外で気象災害の頻発・激甚化など、環境のみならず経済活動にも大きな影響を及ぼしていることから、令和2年に表明したゼロカーボンシティの実現に向けて、市域における地球温暖化対策の取組が必要となっている。

【目的及び期待する効果(誰(何)をどうしたいのか)】

再生可能エネルギー等の利用促進と徹底した省エネルギーの推進、低炭素型の地域づくりを促進するための施策を講じることで、持続可能な生活環境を確保することが期待できる。

【内容(何の業務活動をどのような手法で行うか)】

2050年カーボンニュートラル及び環境分野におけるSDGsの達成に向け、市域の状況等の基礎調査を行い、市民、事業者及び行政が連携し、一体となった地球温暖化対策の取組を実施するための行動計画を策定する。

04010501 公害・放射線対策事業

予算書P. 151

(単位: 千円)

	新年度	前年度	差	主な名称
事業費	6,307	6,967	△ 660	
国庫支出金	0	0	0	
県支出金	0	0	0	
地方債	0	0	0	
その他	1	1	0	原子力災害損害賠償金
一般財源	6,306	6,966	△ 660	

【背景(なぜ始めたのか)】

環境保全を目的として、平成12年度から地下水、農業用水、河川水及び騒音・振動の現況調査を実施している。

また、平成23年の東京電力福島第一原子力発電所事故を受けて、市内公共施設等の空間放射線量測定を実施している。

【目的及び期待する効果(誰(何)をどうしたいのか)】

水質、騒音・振動及び空間放射線量の現況を調査・把握することにより、公害などの発生を未然に防止するとともに、発生した場合には速やかな対応を行うことで、市民の健康を守り、良好な生活環境を保全する。

【内容(何の業務活動をどのような手法で行うか)】

公害等の実態を継続的に把握するため、市内各所の水質、騒音・振動及び空間放射線量について調査する。調査結果については、守谷市環境審議会や関係機関等に報告するとともに、市ホームページで公表する。

<調査方法>

- ・地下水、農業用水、河川水の水質調査（業者委託）
- ・幹線道路沿線等の騒音・振動調査（業者委託）
- ・空間放射線量調査（児童福祉課、学校教育課、建設課実施）



自動車騒音・振動測定



農業用水・河川水の水質検査

	新年度	前年度	差	主な名称
事業費	4,836	4,873	△ 37	
国庫支出金	0	0	0	
県支出金	0	0	0	
地方債	0	0	0	
その他	0	0	0	
一般財源	4,836	4,873	△ 37	

【背景(なぜ始めたのか)】

家庭や事業所から排出されるごみの減量化と、限りある資源の有効利用の促進に対する市民意識の高揚を図ることを目的として、平成3年に事業を開始した。

【目的及び期待する効果(誰(何)をどうしたいのか)】

家庭や事業所に対して、ごみ減量の啓発を行うことで、可燃ごみ、不燃ごみ及び粗大ごみ（家庭分のみ）の減量化を図るとともに、市民に資源物の分別の徹底や集団回収を実施してもらうことでリサイクルの推進を図る。

【内容(何の業務活動をどのような手法で行うか)】

- ・ごみ減量化を啓発・推進する施策として、各地区に廃棄物減量等推進員を委嘱し、地区内でのごみ減量に協力していただく。
- ・ごみ減量化と資源の有効利用を促進するため、資源物の集団回収を行う自治会・町内会や子ども会等の団体に対して、報奨金を交付する。
- ・ごみの減量化を推進するため、ホームページ、SNS、広報紙等を活用し、市民への啓発を実施する。

	新年度	前年度	差	主な名称
事業費	257,421	250,798	6,623	
国庫支出金	0	0	0	
県支出金	0	0	0	
地方債	0	0	0	
その他	10,260	7,897	2,363	粗大ごみ収集運搬手数料
一般財源	247,161	242,901	4,260	

【背景(なぜ始めたのか)】

人口の増加に伴い、家庭から排出されるごみの量が年々増加したため、昭和57年からごみの収集運搬を民間委託により実施している。

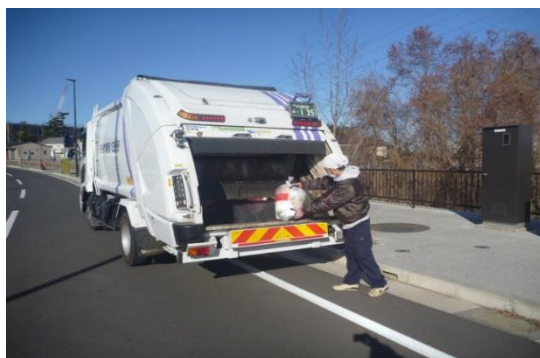
【目的及び期待する効果(誰(何)をどうしたいのか)】

一般廃棄物の適正かつ安定的な収集運搬を行うとともに、ごみ集積所の適正管理等による生活環境の保全と公衆衛生の向上を図る。

【内容(何の業務活動をどのような手法で行うか)】

「守谷市一般廃棄物処理実施計画」に基づき、集積所に排出された家庭系一般廃棄物等の収集運搬を行う。また、粗大ごみについては、電話やインターネットで月2回の戸別収集に係る申請受付を行うとともに、常総環境センターへの直接搬入に係る申請受付と許可書の発行を行う。

- ・ごみ収集日程表（クリーンカレンダー）、家庭ごみ分別の手引き等の作成・配布
- ・家庭系一般廃棄物等の収集運搬業務委託
- ・粗大ごみ収集運搬券取扱店舗への販売業務委託



家庭ごみの収集作業

04020111 常総地方広域市町村圏事務組合負担金【ごみ処理】

予算書P. 154

(単位：千円)

	新年度	前年度	差	主な名称
事業費	458,286	472,333	△ 14,047	
国庫支出金	0	0	0	
県支出金	0	0	0	
地方債	0	0	0	
その他	0	0	0	
一般財源	458,286	472,333	△ 14,047	

【背景(なぜ始めたのか)】

ごみ処理は、市町村単独での処理に比べ、共同処理の方が費用対効果の面で効率的であるため、昭和47年に6市町村（守谷町、水海道市、取手市、藤代町、伊奈町、谷和原村）を構成自治体として常総地方広域市町村圏事務組合が設置され、事業運営費を負担することで事業を開始した。

【目的及び期待する効果(誰(何)をどうしたいのか)】

ごみ処理施設「常総環境センター」を常総地方広域市町村圏事務組合が管理・運営することにより、市内から排出される一般廃棄物を効率的かつ環境負荷が少ない方式で処理することができる。

【内容(何の業務活動をどのような手法で行うか)】

一般廃棄物の処理及び資源化を実施する常総地方広域市町村圏事務組合に対し、構成4市（守谷市、取手市、常総市（旧水海道分）、つくばみらい市）が処理量に応じた負担金を支出する。

・負担割合：均等割10%，実績割90%（全体負担金 1,773,342千円，市負担率 25.84%）

04020112 不法投棄対策事業

予算書P. 154

(単位：千円)

	新年度	前年度	差	主な名称
事業費	3,041	2,332	709	
国庫支出金	0	0	0	
県支出金	0	0	0	
地方債	0	0	0	
その他	0	0	0	
一般財源	3,041	2,332	709	

【背景(なぜ始めたのか)】

常磐自動車道の開通に伴い、市内の不法投棄件数が年々増えたことから、快適な生活環境を保全するための対応を余儀なくされた。また、つくばエクスプレスの開業に伴い、駅前のたばこのポイ捨てが横行したことから、清潔な生活環境を維持するため、平成20年に「守谷市ポイ捨て等防止に関する条例」を制定した。

【目的及び期待する効果(誰(何)をどうしたいのか)】

不法投棄された廃棄物を適正に処理するとともに、再発防止対策を行い、不法投棄を行いにくい環境を作ること、市民や事業者の生活環境に対する意識の向上を促し、良好な生活環境の保全を図る。

【内容(何の業務活動をどのような手法で行うか)】

不法投棄防止のため不法投棄パトロールを行い、予防や発見に努め、廃棄物が不法投棄された場合は必要に応じて警察や県、土地の管理者等と対策等を協議する。また、路肩などの廃棄物に対しては、種類に応じて迅速かつ適切に処理するとともに、処理困難物は委託処理により対応する。

ポイ捨て対策については、市内全域でポイ捨て、路上等喫煙、飼い犬等のふんの放置を禁止するとともに、守谷駅周辺をポイ捨て等禁止強化区域に指定し、職員による巡回を行い指導勧告及び過料徴収を行う。また、市民や守谷駅利用者に対して、ポイ捨て等防止の啓発を実施する。

04020201 常総衛生組合負担金

予算書P. 155

(単位：千円)

	新年度	前年度	差	主な名称
事業費	11,012	13,096	△ 2,084	
国庫支出金	0	0	0	
県支出金	0	0	0	
地方債	0	0	0	
その他	0	0	0	
一般財源	11,012	13,096	△ 2,084	

【背景(なぜ始めたのか)】

し尿処理は、市町村単独での処理に比べ、共同処理の方が費用対効果等の面で効率的であるため、昭和37年に6市町村（守谷町、水海道市、岩井町、谷田部町、伊奈村、谷和原村）を構成自治体として常総衛生組合が設置され、事業運営費を負担することで事業を開始した。

【目的及び期待する効果(誰(何)をどうしたいのか)】

し尿処理施設「クリーンセンターきぬ」を常総衛生組合が管理・運営することにより、市内から排出されるし尿・浄化槽汚泥を適正に処理することができる。

【内容(何の業務活動をどのような手法で行うか)】

し尿・浄化槽汚泥を処理する常総衛生組合に対して、構成4市（守谷市、坂東市、常総市、つくばみらい市）が処理量に応じた負担金を支出する。

・負担割合：均等割10%，実質割90%（負担金全体 264,707千円、守谷市負担率 4.16%）

〔生活経済部 総合窓口課 所管〕

02030101 住基・戸籍事務

予算書P. 68

(単位：千円)

	新年度	前年度	差	主な名称
事業費	58,909	56,471	2,438	
国庫支出金	20,916	25,183	△ 4,267	個人番号カード等関連委任事務補助金
県支出金	57	57	0	人口動態調査
地方債	0	0	0	
その他	16,918	17,206	△ 288	戸籍関係手数料
一般財源	21,018	14,025	6,993	

【背景(なぜ始めたのか)】

戸籍法・住民基本台帳法・印鑑条例等に基づき事務を行っている。

市民の利便性向上のため、平成15年10月からは日曜開庁により窓口を拡大し、平成24年度から公民館等の出先機関において諸証明書の発行を開始した。さらに平成28年1月からはコンビニ交付を開始した。

【目的及び期待する効果(誰(何)をどうしたいのか)】

法に定められた事務を正確・迅速・丁寧に遂行し、十分なサービスを提供することにより、市民に満足していただく。

【内容(何の業務活動をどのような手法で行うか)】

窓口事務に当たる会計年度職員等の体制を維持するとともに、サービスを提供するために必要なシステムや機器を整備し、またコンビニ交付のため負担金や手数料等を保持し、各種手続きの受付や証明書の交付等を行う。

新たに、窓口でのキャッシュレス決済の導入、ご遺族の手続きの負担軽減を図るおくやみ窓口を開設し、一層の利便性向上を図る。



おくやみ窓口のイメージ

	新年度	前年度	差	主な名称
事業費	2,035	25,965	△ 23,930	
国庫支出金	1,755	25,648	△ 23,893	個人番号カード等関連委任事務補助金
県支出金	0	0	0	
地方債	0	0	0	
その他	0	200	△ 200	
一般財源	280	117	163	

【背景(なぜ始めたのか)】

「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」(番号法)の施行により、平成27年度から開始した。

【目的及び期待する効果(誰(何)をどうしたいのか)】

市民にマイナンバー制度の利便性・安全性について理解を深めてもらい、個人番号カードの普及促進を図るとともに、正確で丁寧なカード交付を実施し、市民に利便性の高いサービスを提供する。

【内容(何の業務活動をどのような手法で行うか)】

個人番号カード交付に係るシステムや機器を整備し、個人番号カード関連事務を円滑に遂行する。

個人番号カードの普及促進のため、前年度に引き続き、大型ショッピングセンターでの出張申請受付及びPR活動の実施、本庁舎及び公民館で無料写真撮影と申請補助の実施等により、カード交付率の向上に努める。

※マイナンバーカード交付率：44.5% (令和3年12月31日現在)

〔生活経済部 経済課 所管〕

06010101 農業委員会運営事務

予算書P. 156

(単位:千円)

	新年度	前年度	差	主な名称
事業費	14,408	14,636	△ 228	
国庫支出金	0	0	0	
県支出金	756	756	0	農地利用最適化交付金
地方債	0	0	0	
その他	0	0	0	
一般財源	13,652	13,880	△ 228	

【背景(なぜ始めたのか)】

農業委員会は、農業委員会等に関する法律に市町村への設置が規定されている行政委員会であり、本市においては昭和31年に設置された。

【目的及び期待する効果(誰(何)をどうしたいのか)】

農地法に基づき、農地の権利移動や転用等の申請について審議し、農地を農地以外とすることの規制や農地の利用関係を調整することにより、農地の確保と利用促進を図る。また、農地所有者への指導等を行い、遊休化農地の防止、減少を図るとともに、農地利用の最適化を図る。

【内容(何の業務活動をどのような手法で行うか)】

農地法に基づく申請に対して、定例(毎月)開催する農業委員会総会において審議を行う。

農地利用最適化推進委員会を中心に、農地の利用状況調査を行い、今後の利用について意向を確認するとともに、農地の貸借等の調整を図ること、農地の集約を促進する。

06010304 水田農業構造改革対策事業

予算書P. 158

(単位:千円)

	新年度	前年度	差	主な名称
事業費	16,869	15,517	1,352	
国庫支出金	0	0	0	
県支出金	2,922	2,870	52	経営所得安定対策等推進事業費補助金
地方債	0	0	0	
その他	0	0	0	
一般財源	13,947	12,647	1,300	

【背景(なぜ始めたのか)】

米価の安定を図るため、昭和48年に国の政策として減反による米の生産調整が開始された。平成23年度から水田農業構造改革対策事業として実施している。平成29年度で国による生産調整は終了したが、県では茨城県農業再生協議会が市町村別の生産数量目標に相当する数値を設定している。

【目的及び期待する効果(誰(何)をどうしたいのか)】

米の生産調整により需給の均衡と水田の最大限の活用を推進し、さらには需要に応じた米づくりや戦略作物の生産に取り組む農業者の農業経営安定化を図る。

【内容(何の業務活動をどのような手法で行うか)】

米の生産調整を実施し、対象作物を生産する販売農家に対し、主食用米生産時からの収入減少対策として、転作面積及び対象作物に応じた補助金を交付する。

米の生産調整を実施した稲作農家に、稲縞葉枯れ病及びカメムシ被害に対する水稻病虫害防除薬剤散布を推進するための補助金を交付し、病虫害の蔓延を防止するとともに、稲作農家の経営安定及び良質米の生産を図る。

	新年度	前年度	差	主な名称
事業費	4,478	4,606	△ 128	
国庫支出金	0	0	0	
県支出金	0	0	0	
地方債	0	0	0	
その他	3,604	3,358	246	市民農園使用料
一般財源	874	1,248	△ 374	

【背景(なぜ始めたのか)】

都市化が進展する中で農業体験の場を提供するため、平成12年度に土に親しむ農園を、平成20年度に瓜代農園をそれぞれ開園した。

【目的及び期待する効果(誰(何)をどうしたいのか)】

市民農園で行う野菜や花等の栽培をとおして、作付け・収穫の楽しみを体験する場を提供し、併せて農業に対する理解を深める。

【内容(何の業務活動をどのような手法で行うか)】

土地所有者から農地を借り上げ、区画単位で利用希望者に貸し出す。また、農園利用者に対し農具の貸出や堆肥を提供するとともに、農園施設の管理を行う。



土に親しむ農園



瓜代農園

	新年度	前年度	差	主な名称
事業費	2,465	1,310	1,155	
国庫支出金	0	0	0	
県支出金	600	1,042	△ 442	鳥獣被害防止促進補助金
地方債	0	0	0	
その他	0	0	0	
一般財源	1,865	268	1,597	

【背景(なぜ始めたのか)】

有害鳥獣によって農作物が荒らされないようにするため実施しており、平成29年度からはイノシシによる被害の対策を実施している。

【目的及び期待する効果(誰(何)をどうしたいのか)】

有害鳥獣による農作物の被害を軽減し、農業者の収入安定を図る。

【内容(何の業務活動をどのような手法で行うか)】

守谷市鳥獣被害防止計画に基づき，市内の猟友会による鳥獣被害対策実施隊によって有害鳥獣を捕獲する。



捕獲したイノシシ

06010308 人・農地プラン事業

予算書P. 160

(単位：千円)

	新年度	前年度	差	主な名称
事業費	750	1,500	△ 750	
国庫支出金	0	0	0	
県支出金	750	1,500	△ 750	農業次世代人材投資(経営開始型)事業補助金
地方債	0	0	0	
その他	0	0	0	
一般財源	0	0	0	

【背景(なぜ始めたのか)】

農業者の高齢化や後継者不足，耕作放棄地が増加しているため，平成25年度に市内4地区で人・農地プランを策定し（令和3年度に実質化済み），地域ぐるみでの農業の発展を図っている。

【目的及び期待する効果(誰(何)をどうしたいのか)】

各地区の農業者が地区の農業の将来像を検討し，地区の農業の担い手となる農業者への農地の集積や新たな担い手候補を育成することにより，後継者不足の課題解決を図る。

【内容(何の業務活動をどのような手法で行うか)】

次世代を担う農業者となることを志向する49歳以下の者に対し，就農準備や経営開始の早期の経営確立を支援する資金を交付する。



新規就農者による営農

	新年度	前年度	差	主な名称
事業費	6,637	6,637	0	
国庫支出金	0	0	0	
県支出金	85	85	0	湛水防除施設管理費補助金
地方債	0	0	0	
その他	0	0	0	
一般財源	6,552	6,552	0	

【背景(なぜ始めたのか)】

各土地改良区の排水路等に流入する既成市街地からの雨水等による湛水被害を防除するため実施している。

【目的及び期待する効果(誰(何)をどうしたいのか)】

各土地改良区が排水機場の維持管理及び修繕を行い、機器を良好に保つための経費の一部を負担し、農地及び周辺市街地への湛水被害の防止を図る。

【内容(何の業務活動をどのような手法で行うか)】

管理者である各土地改良区に対し、排水機場運転に係る経費の一部を負担する。

	新年度	前年度	差	主な名称
事業費	30,595	30,678	△ 83	
国庫支出金	0	0	0	
県支出金	22,945	23,008	△ 63	多面的機能支払交付金
地方債	0	0	0	
その他	0	0	0	
一般財源	7,650	7,670	△ 20	

【背景(なぜ始めたのか)】

平成19年度から、国により農地・水保全管理支払交付金制度が始まり、市内の活動組織が発足した。平成26年度から制度の拡充等により、日本型直接支払制度となった。

【目的及び期待する効果(誰(何)をどうしたいのか)】

農業・農村の有する多面的機能の維持・発揮を図るため、地域内の農業者が共同で取り組む地域活動や営農活動を支援することにより、農地、水路、農道等の地域資源の適切な保全管理を図る。

【内容(何の業務活動をどのような手法で行うか)】

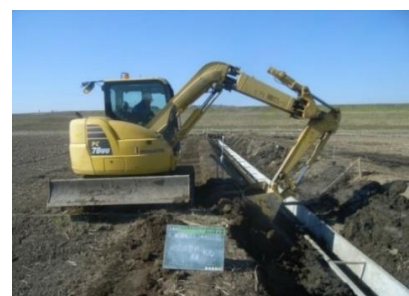
農業・農村を支える活動組織が行う各種作業等に対して国・県・市が交付金を給付することにより、活動を支援する。



パンジー・ビオラ植栽 (景観形成活動)



清掃活動 (景観形成活動)



排水路整備工事 (長寿命化事業活動)

	新年度	前年度	差	主な名称
事業費	7,500	7,500	0	
国庫支出金	0	0	0	
県支出金	0	0	0	
地方債	0	0	0	
その他	0	0	0	
一般財源	7,500	7,500	0	

【背景(なぜ始めたのか)】

守谷市商工会は、昭和38年度に設立され、市内における商工業の総合的な改善発達を図り、あわせて社会一般の福祉の増進に資し、もって国民経済の健全な発展に寄与することを目的に事業運営が行われている。

市内商工業者の経営改善普及事業の推進、地域総合振興事業、各種共済事業の普及推進のため支援を行う。

【目的及び期待する効果(誰(何)をどうしたいのか)】

市内商工業者の育成と振興を図ることを目的として補助金を交付し、中小企業の発展と地域経済の活性化を図る。

【内容(何の業務活動をどのような手法で行うか)】

経営改善普及事業及び地域総合振興事業の推進を実施する商工会を補助金により支援する。

	新年度	前年度	差	主な名称
事業費	10,102	11,005	△ 903	
国庫支出金	0	0	0	
県支出金	0	0	0	
地方債	0	0	0	
その他	5,021	6,031	△ 1,010	守谷市中小企業事業資金預託金償還金
一般財源	5,081	4,974	107	

【背景(なぜ始めたのか)】

資金繰りが安定しない中小企業者に対し、県が中心となり低利で借りやすい制度を県内市町村で統一して制定した。

【目的及び期待する効果(誰(何)をどうしたいのか)】

経営が不安定である中小企業事業者に対し、低利でかつ保証付きの融資制度を提供し、信用保証料の一部を補助することにより、経営安定・近代化を図る。

【内容(何の業務活動をどのような手法で行うか)】

市内中小企業事業者に対し、自治金融・振興金融あっ旋審査会にて審査の上、茨城県信用保証協会の保証付融資をあっ旋し、融資が実行された事業者に信用保証料の一部を補助(上限0.8%)し支援する。

	新年度	前年度	差	主な名称
事業費	2,660	2,570	90	
国庫支出金	0	0	0	
県支出金	0	0	0	
地方債	0	0	0	
その他	0	0	0	
一般財源	2,660	2,570	90	

【背景(なぜ始めたのか)】

昭和57年北守谷地区の開発等により人口も増加傾向となり、街が大きく変化し始めた時期に、守谷のPRと観光振興のために設立された守谷市観光協会の支援を行う。

【目的及び期待する効果(誰(何)をどうしたいのか)】

守谷市観光協会の活動を支援することにより、観光資源づくりや守谷市の魅力発信を図る。

【内容(何の業務活動をどのような手法で行うか)】

守谷市観光協会による観光資源の発掘や開発、観光活動を補助金により支援する。
 守谷野鳥のみちに近接する守谷城址を整備し、野鳥のみちと一体的な利活用を図る。
 令和4年度は木道の年次塗装を1回から2回に変更するなど、管理の充実を図る。



野鳥のみち(バルコン入口)



野鳥のみち(城址口)

	新年度	前年度	差	主な名称
事業費	5,171	2,699	2,472	
国庫支出金	0	0	0	
県支出金	0	0	0	
地方債	0	0	0	
その他	0	0	0	
一般財源	5,171	2,699	2,472	

【背景(なぜ始めたのか)】

つくばエクスプレスの開業を機に、市民の方々の交流促進による地域振興や、守谷市を広くアピールするために開始した駅前イベントで、平成22年度から守谷市商工まつりと統合して実施しているもので、商工会を主体とした実行委員会への支援を行っている。

【目的及び期待する効果(誰(何)をどうしたいのか)】

地域産業を支える商工業者や市民活動のPRの場として、実行委員会が開催する守谷市商工まつり～きらめき守谷夢彩都フェスタ～を支援することにより、地域の活性化を図る。

【内容(何の業務活動をどのような手法で行うか)】

毎年9月下旬の2日間、守谷駅西口駅前広場を会場として実行委員会により開催するイベントを負担金により支援する。令和4年度は新型コロナウイルス感染症の感染対策を講じながら、市制施行20周年記念事業としてのイベントの開催が見込まれる。また、発電機を利用した電源の供給からイベント用の臨時電気設備工事を実施し、環境にやさしい安定した電源の供給を図る。



ステージ発表



ブース出店

07010301 消費生活相談事業

予算書P. 164

(単位: 千円)

	新年度	前年度	差	主な名称
事業費	7,943	8,067	△ 124	
国庫支出金	0	0	0	
県支出金	355	260	95	消費者行政強化事業及び推進事業費補助金
地方債	0	0	0	
その他	0	0	0	
一般財源	7,588	7,807	△ 219	

【背景(なぜ始めたのか)】

昭和54年から、消費者の生活に関する知識の普及を推進し、市民の消費生活の安定向上を図るため、相談事業を開始し、平成16年から消費生活センターを設置した。

【目的及び期待する効果(誰(何)をどうしたいのか)】

市民からの消費生活に関する相談に対し助言を行うとともに、消費に関する知識の普及や情報を提供し、消費者の資質の向上を図ることにより、消費者被害の未然防止を図る。

【内容(何の業務活動をどのような手法で行うか)】

消費者からの消費生活に関する相談に対し、消費生活専門相談員が、解決を図るための手続きや情報を提供し、助言やあっ旋、適切な機関の紹介等を行い、消費者の利益を守る。

相談対応: 月曜日～金曜日 (午前9時～正午, 午後1時～午後4時)

〔生活経済部 市民協働推進課 所管〕

02070101 施設貸出事業

予算書P. 80

(単位:千円)

	新年度	前年度	差	主な名称
事業費	25,230	3,288	21,942	
国庫支出金	0	0	0	
県支出金	0	0	0	
地方債	0	0	0	
その他	20,064	2,083	17,981	ふるさとづくり基金繰入金
一般財源	5,166	1,205	3,961	

【背景(なぜ始めたのか)】

平成15年度から、各公共施設管理課が個別に行っていた施設の貸出業務を1つの課に集約させた(ただし、サークル等の年間的利用は従来どおり施設の所管課で取り扱っている)。

【目的及び期待する効果(誰(何)をどうしたいのか)】

「いばらき公共施設予約システム」や「施設予約専用直通電話」を活用して、施設予約における利便性の向上に寄与する。また、令和4年度に新たな予約システムを構築し、インターネット予約システムの拡充やキャッシュレス決済環境の整備等、更なる利便性の向上を図る。

【内容(何の業務活動をどのような手法で行うか)】

- ・新たな施設予約システムが稼働するまでは、これまで同様に、市内のスポーツ施設(立沢・松ヶ丘テニスコート、板戸井・北守谷・南守谷・大利根・みずき野野球場)の予約・申請、及び文化施設(学びの里、市民交流館、国際交流研修センター、東板戸井集会所)の予約管理は、「いばらき公共施設予約システム」を使用して行う。
- ・令和4年度早い段階で、新たな施設予約システムの構築・移行を完了させ、市民の利便性向上に努める。

02070202 市民活動支援センター運営事業

予算書P. 82

(単位:千円)

	新年度	前年度	差	主な名称
事業費	13,110	11,541	1,569	
国庫支出金	0	0	0	
県支出金	0	0	0	
地方債	0	0	0	
その他	0	0	0	
一般財源	13,110	11,541	1,569	

【背景(なぜ始めたのか)】

平成14年12月、ボランティア等の市民公益活動が行いやすい環境整備のため、情報発信や活動の場を提供する施設として浄化センター内に開設した。平成20年4月から市民交流プラザ内に移転し、機能の充実を図った。平成28年4月から市民活動等に関する知識と経験を有する事業者に運営業務を委託することで、市民活動団体に対し、より効果的な支援が可能となった。

【目的及び期待する効果(誰(何)をどうしたいのか)】

既存市民活動団体の強化と新規団体を育成することが必要であり、市民や市民活動団体に対し、情報や交流の場を提供することで市民のボランティア意識の啓発と活動の支援を行う。これにより地域活動を活発化させ、誰もが積極的にまちづくりに参画できる協働のまちづくりの推進を図る。

【内容(何の業務活動をどのような手法で行うか)】

市民活動に関する研修会や講座等を開催し、活動の場の提供として会議室や備品の貸出しを行う。

また、市民活動の情報を収集し提供するとともに、市民活動団体の交流や連携を促し、団体からの相談に対応する。

さらに、令和4年度から市内の公益活動の発展に寄与する活動を実施することを目的として設立された「もりや公益活動促進協会（令和3年10月設立）」の事務局を担う。



市民活動支援センター主催イベント「犬と一緒に読書」

02070203 区長制度運営事業

予算書P. 82

(単位:千円)

	新年度	前年度	差	主な名称
事業費	29,864	30,970	△ 1,106	
国庫支出金	0	0	0	
県支出金	0	0	0	
地方債	0	0	0	
その他	0	0	0	
一般財源	29,864	30,970	△ 1,106	

【背景(なぜ始めたのか)】

自治会・町内会からの質問・要望を中心とした「区長会議」を年2回開催していたが、平成17年から開催を年1回(4月)とし、区長業務の説明を中心とする内容に変更した。

また、平成14年12月に、区長提案により区長相互の情報交換を目的とした「守谷市区長連絡協議会」が設立され、平成16年11月に名称を「守谷市自治会連絡協議会」に変更した。令和2年度に、これまでの代議員制の見直しを実施し、令和2年12月から、新たに役員会が発足した。

【目的及び期待する効果(誰(何)をどうしたいのか)】

自治会・町内会の代表者を区長として委嘱することで、市と自治会・町内会の緊密な関係を構築し、市政運営の円滑化と自治会・町内会の発展に寄与する。

区長業務説明会により、区長に業務内容等を理解してもらう。

区長相互の情報交換等を行うことで、区長同士のつながりを強化し、自治会・町内会単位では解決できない課題等に対し、協力・連携ができる体制にする。

【内容(何の業務活動をどのような手法で行うか)】

自治会・町内会から選出された代表者を区長に委嘱し、自治会・町内会との業務委託契約に基づき、文書配布、市政に関する地域の要望等の取りまとめ等を依頼している。年度末には、自治会・町内会に対して業務委託料を支払う。

年度当初に全区長を対象にした説明会を開催し、業務内容の説明や、自治会・町内会活動に対する支援制度等の説明を行う。

市内158自治会・町内会で「守谷市自治会連絡協議会」を構成し、全区長の中から役員(会長1名、副会長若干名)を選出し、役員会を設置・開催する。

役員会や情報交換会等を開催し、自治会・町内会同士の情報交換や組織の充実を図る取組や課題解決に向けた協議を行う。

「茨城県自治会連合会」に加入し、総会や情報交換会に参加することで、他市町村との情報交換を行っている。



自治会・町内会まるごとミーティング
(自治会・町内会同士の情報交換の場)

02070204 文書配布事業

予算書P. 83

(単位: 千円)

	新年度	前年度	差	主な名称
事業費	4,528	4,473	55	
国庫支出金	30	26	4	自衛官募集事務費
県支出金	0	0	0	
地方債	0	0	0	
その他	0	0	0	
一般財源	4,498	4,447	51	

【背景(なぜ始めたのか)】

昭和34年1月の「広報もりや」発行以前から行政情報については、多くの市民に届くように自治会・町内会の協力を得て回覧等を行ってきた。現在も、多くの市民に行政情報が届くように、継続して自治会・町内会に文書配布をお願いしている。

自治会・町内会未加入者への個人配布については、平成12年に提出された住民監査請求がきっかけとなって配布している。

【目的及び期待する効果(誰(何)をどうしたいのか)】

市からの情報伝達手段の一つである広報紙等を確実に各戸に配布することで、市民へ市政情報の提供を図る。

【内容(何の業務活動をどのような手法で行うか)】

市発行の広報紙等をシルバー人材センターに委託して自治会・町内会に月2回配布する。また、自治会未加入の希望者には個別に配布する。

02070208 自治公民館事業

予算書P. 84

(単位: 千円)

	新年度	前年度	差	主な名称
事業費	10,867	9,293	1,574	
国庫支出金	0	0	0	
県支出金	0	0	0	
地方債	0	0	0	
その他	0	0	0	
一般財源	10,867	9,293	1,574	

【背景(なぜ始めたのか)】

平成4年に地域住民の交流及び地域づくりの推進のため、自治公民館の建設、修繕等に係る費用を助成する事業を開始した。平成21年に地域社会の活性化を図るため、空き家等を活用したコミュニティサロンの開設支援事業を開始し、令和2年から空き家等の借上げに要する費用の一部を自己負担いただく事業に変更した。

令和2年から自治会・町内会等の場づくりの支援ため、一時的に近隣の自治公民館等の使用料の助成事業を開始した。

【目的及び期待する効果(誰(何)をどうしたいのか)】

地域住民の交流や地域づくりの推進の場となる自治公民館の新改築・増築や修繕に対し補助金を交付し、地域住民の自主的な活動を促進する。また、自治公民館を持たない自治会・町内会に対しては、空き家等を活用するに当たり、借り上げ料や使用料等を支援することで地域活動の活性化を図る。

【内容(何の業務活動をどのような手法で行うか)】

自治公民館を持っている自治会・町内会に対しては、新改築・増築や修繕の申請を前年度の7月末までに提出いただき、内容を審査し翌年4月に補助金交付決定を行う。工事完了後に実績報告書を市に提出いただき、竣工検査を実施して補助金を交付する。補助率は補助対象事業費の1/2である。

自治公民館を持たない自治会・町内会に対しては、地域住民の交流の場となるコミュニティサロンを開設するために、空き家等の借上げに要する経費の95%を自治会に助成する(上限月額95,000円)。

地域活動の活性化のために一時的に近隣の自治公民館や民家、店舗等の施設を使用する経費の95%(1回上限1,900円)を助成する。

02070210 市民公益活動支援事業

予算書P. 84

(単位:千円)

	新年度	前年度	差	主な名称
事業費	3,666	5,376	△ 1,710	
国庫支出金	0	0	0	
県支出金	0	0	0	
地方債	0	0	0	
その他	3,000	4,300	△ 1,300	協働のまちづくり基金繰入金
一般財源	666	1,076	△ 410	

【背景(なぜ始めたのか)】

平成18年9月に制定し平成30年9月に改正した「守谷市協働のまちづくり推進条例」において、「市は市民公益活動を促進するため財政的支援に努める」とあり、協働のまちづくり推進のために、市民公益活動限定の助成制度を開始した。

【目的及び期待する効果(誰(何)をどうしたいのか)】

様々な団体が自主的に行う公益活動に対して財政的な支援をすることで、市民公益活動の創出、継続及び発展を促し、市内において市民公益活動を促進させる。

【内容(何の業務活動をどのような手法で行うか)】

これまでの助成制度(市民公益活動助成金)のあり方を再検証した結果、本制度を廃止し、新たに公益活動団体を支援する組織として、「もりや公益活動促進協会」が設立された(令和3年10月)。令和4年度からは、この組織を通じて市民公益活動に対する財政的支援を行う。

協働のまちづくり推進活動助成は、市民公益活動団体等が行う自主的な活動に対して活動費の一部を助成する。

自治総合センターコミュニティ助成は、(財)自治総合センターが、宝くじの社会貢献広報のため実施する「コミュニティ活動助成事業」について、助成を希望する団体の募集等を行う。

資機材貸出は、自治会・町内会や市民公益活動団体等が自主的に行う活動に対し、必要な資機材(刈払機等)を貸与する。



もりや公益活動促進協会設立総会の様子

	新年度	前年度	差	主な名称
事業費	2,089	1,889	200	
国庫支出金	0	0	0	
県支出金	0	0	0	
地方債	0	0	0	
その他	100	84	16	もりや市民大学受講料
一般財源	1,989	1,805	184	

【背景(なぜ始めたのか)】

平成21年度に市民の生涯学習実践の場として提案された「守谷総合人生大学」について、事業目的を市の課題である「協働の担い手育成」に変更し、平成24年10月から運営委員会形式により開始した。

【目的及び期待する効果(誰(何)をどうしたいのか)】

地域の課題は地域で解決しようという意識を持つ方を増やすことが必要であり、市民に対して、様々な分野のまちづくり活動に必要な知識や技能を学ぶ場を提供し、協働のまちづくりの担い手を育成する。これにより、市民や地域、団体、事業者と行政がお互いに良きパートナーとしてまちづくりを行う「協働のまちづくり」を推進する。

【内容(何の業務活動をどのような手法で行うか)】

もりや市民大学を開講し、市の現況やまちづくりの諸分野について体系的に学ぶ講座を市民に提供する。総合コースは担い手となるための基礎知識を広範囲に学習する。令和2年度から、これまで半年単位で開講していたコースを全て年単位に拡大した(新型コロナウイルス感染症の拡大を受け、実施は令和3年度から)。

総合コースでは、市や身近な情報について楽しく学び、まちづくりにおける基礎的な知識を習得する。専門コースでは、分野別に特化したまちづくり活動について実践手法を学習する。市民科学ゼミでは、受講生自ら課題を設定し、専門家のアドバイスを受けながら、解決方法を研究していく。

また、単発的に公開講座(講演会)を開催し、事業周知や若年層の参画を図る。

さらに、新型コロナウイルス感染症の拡大を受け、令和3年度からオンライン授業を導入している。



もりや市民大学 講義の様子

	新年度	前年度	差	主な名称
事業費	37,141	34,952	2,189	
国庫支出金	0	0	0	
県支出金	0	0	0	
地方債	0	0	0	
その他	37,141	34,952	2,189	ふるさとづくり基金繰入金
一般財源	0	0	0	

【背景(なぜ始めたのか)】

本市においても、十数年後には人口が減少に転じることが推計されており、将来、他の市町村と同様に様々な課題が懸念されている。市全域における課題のみならず、各地区における課題に対応し、将来にわたり活力ある地域社会を維持していくために、市民や地域が主役となる「地域主導・住民主導のまちづくり」へ行政運営を転換していく必要がある。「地域主導・住民主導のまちづくり」を推し進める組織として「まちづくり協議会」を設立し、支援を行っていく。

【目的及び期待する効果(誰(何)をどうしたいのか)】

各地区において、「まちづくり協議会」が中心となり、市民、自治会・町内会、団体、事業者が、連携・協力することで、地域の活性化及び地域の課題解決に取り組むことができ、市が目指す「地域主導・住民主導のまちづくり」を実現することができる。

【内容(何の業務活動をどのような手法で行うか)】

各地区に設立された「まちづくり協議会」に対し、人的支援、財政支援、活動拠点の支援を行うことで、各地区の特性に合った「まちづくり」を進め、「地域主導・住民主導のまちづくり」を実現する。

令和3年度に、各地区の課題を的確に捉え実施する活動に、新たな交付金として「まちづくり協議会活動支援分野別交付金」を導入し、令和4年度には分野を拡充し、財政支援の強化を進める。



みずき野地区まちづくり協議会の活動



北守谷地区まちづくり協議会の活動

02070301 国際交流推進事業

予算書P. 86

(単位:千円)

	新年度	前年度	差	主な名称
事業費	2,571	2,059	512	
国庫支出金	0	0	0	
県支出金	0	0	0	
地方債	0	0	0	
その他	2,571	2,059	512	国際交流基金繰入金
一般財源	0	0	0	

【背景(なぜ始めたのか)】

もりや工業団地にドイツとアメリカに縁のある企業が進出したことをきっかけに、ドイツ・マインブルク市（平成2年）、アメリカ・グリーリー市（平成5年）と国際姉妹都市を提携したことから、市民レベルでの訪問・交流が始まった。

【目的及び期待する効果(誰(何)をどうしたいのか)】

国際姉妹都市との友好関係を築くとともに市民同士の交流を推進することで、市民の国際意識の高揚を図る。

【内容(何の業務活動をどのような手法で行うか)】

姉妹都市交流として、国際姉妹都市からの市民・学生等の訪問を受け入れ、守谷市民との交流の機会を設けて市民レベルでの交流を推進する(令和2・3年度中止)。

来市した訪問団の市民宅へのホームステイを実施、市内学校訪問や観光等を行う(令和2・3年度中止)。

守谷市国際交流協会と連携し、訪問団へ日本文化体験の場を提供する(令和2・3年度中止)。

令和4年度は、ドイツ・マインブルク市から来市を予定している。

夏休み期間に姉妹都市に守谷市の青少年を派遣し、ホームステイを通じて市の国際交流事業の担い手育成及びグローバル社会に対応できる人材育成を実施する(姉妹都市2市を1年交代で訪問、令和2・3・4年度中止)。

地域に暮らす在留外国人のための日本語教室、国際理解を推進するための協会事業の支援をする。



姉妹都市学生訪問団の来市(ドイツ・マインブルク市)



青少年海外派遣(アメリカ・グリーリー市)

02070303 国際交流員事業

予算書P. 87

(単位:千円)

	新年度	前年度	差	主な名称
事業費	5,591	5,366	225	
国庫支出金	0	0	0	
県支出金	0	0	0	
地方債	0	0	0	
その他	5,591	5,366	225	国際交流基金繰入金
一般財源	0	0	0	

【背景(なぜ始めたのか)】

ドイツ・マインブルク市及びアメリカ・グリーリー市との国際姉妹都市締結に伴い、国際姉妹都市関係の強化、地域レベルでの国際化の推進を目的とし、平成10年から(一財)自治体国際化協会のJETプログラム(語学指導等を行う外国青年招致事業)による国際交流員の任用を開始した。

【目的及び期待する効果(誰(何)をどうしたいのか)】

市民に対し広くドイツ語やドイツ文化に触れる機会を提供することで、市民の異文化理解の機会を創出する。また、国際交流員を通じて、国際姉妹都市との円滑な連携を図る。さらに、在住外国人に対する行政サービスの語学面での補助が期待される。

【内容(何の業務活動をどのような手法で行うか)】

JETプログラム活用により、市の国際交流活動に従事する国際交流員(CIR)1名を任用し、国際交流事業の企画立案及び実施協力、海外からの訪問客の接遇、地域住民の異文化交流活動への協力、小・中学校における特別活動・課外活動への協力等を行う。



親子工作(国際交流員企画イベント)



市内活動団体への派遣(国際交流員派遣事業)

〔生活経済部 交通防災課 所管〕

02010201 交通安全対策事業

予算書P. 44

(単位: 千円)

	新年度	前年度	差	主な名称
事業費	5,006	5,740	△ 734	
国庫支出金	0	0	0	
県支出金	0	0	0	
地方債	0	0	0	
その他	846	95	751	ふるさとづくり基金繰入金, 県民交通災害共済加入推進費
一般財源	4,160	5,645	△ 1,485	

【背景(なぜ始めたのか)】

増加する交通事故に対して、自治体でも交通事故の発生を抑止することを目的に、関係団体と連携・協力して交通安全思想の普及・啓発活動を行い、交通ルールの遵守と正しい交通マナーの向上を図るため実施した。

【目的及び期待する効果(誰(何)をどうしたいのか)】

交通安全の啓発事業と交通指導隊による交通指導を行うことにより、市民に対して、交通安全意識の高揚と交通マナーの習慣付けを行い、交通事故発生の抑制を図る。

【内容(何の業務活動をどのような手法で行うか)】

警察と関係団体による街頭キャンペーン(年4回)の実施と幼稚園、保育所及び小学校での交通安全教室の開催、交通指導隊による街頭立哨等を行う。

また、昨年に引き続き、高齢者の交通事故の防止及び事故時の被害軽減を図るために、自動車のアクセルとブレーキの踏み間違いによる事故防止のため急発進等抑制装置整備の補助を行う。



交通指導隊員による街頭立哨

02010206 交通安全施設整備管理事業

予算書P. 45

(単位: 千円)

	新年度	前年度	差	主な名称
事業費	8,032	8,039	△ 7	
国庫支出金	0	0	0	
県支出金	0	0	0	
地方債	0	0	0	
その他	4,378	4,020	358	交通安全対策特別交付金
一般財源	3,654	4,019	△ 365	

【背景(なぜ始めたのか)】

人口増加とともに交通量も増えたことにより、交通事故件数が上昇傾向にあったことから、事故の減少を目指し交通安全施設の整備と維持管理を実施した。

【目的及び期待する効果(誰(何)をどうしたいのか)】

危険箇所に対して適切に交通安全施設を整備し維持管理を行うことにより、交通事故を未然に防止し、歩行者や自転車利用者等の交通弱者の安全確保を図る。

【内容(何の業務活動をどのような手法で行うか)】

自治会・町内会からの要望や連絡、警察との協議等により、カーブミラーや路面標示等の交通安全施設の設置と修繕を行う。

また、小中学校、幼稚園・保育所、警察、行政等の関係機関との連携による安全点検や安全対策を引き続き実施し、通学路や散歩コースの安全確保に努める。



路面標示「学童注意」



カーブミラー設置

02011002 避難施設整備運営事業

予算書P. 60

(単位：千円)

	新年度	前年度	差	主な名称
事業費	325,060	69,117	255,943	
国庫支出金	1,421	4,762	△ 3,341	社会資本整備総合交付金(都市防災)
県支出金	0	0	0	
地方債	297,000	0	297,000	避難所空調設備整備事業債
その他	16,112	48,026	△ 31,914	ふるさとづくり基金繰入金
一般財源	10,527	16,329	△ 5,802	

【背景(なぜ始めたのか)】

過去の震災(阪神淡路大震災・東日本大震災等)及び水害(関東東北豪雨)を受け、災害時における避難者の応急対策を迅速に行い被害の軽減を図るために実施している。

【目的及び期待する効果(誰(何)をどうしたいのか)】

防災資機材を市内21か所の防災倉庫に整備し、非常用食糧等の備蓄品の購入や入れ替えについて適正に管理し、災害時の被害軽減と避難者の支援体制の充実を図る。

【内容(何の業務活動をどのような手法で行うか)】

市内の防災倉庫に保管されている備蓄食糧・発電機用燃料等の更新、非常用防災井戸(14か所)の水質検査及び市内小中学校屋内運動場(5校)の空調・非常用電源の設置工事を行う。

また災害リスクを分かりやすく確認できるようにハザードマップを改定し、全戸配布することにより、市民一人一人が逃げ遅れない避難体制の充実を図る。



防災倉庫



避難所設営訓練

02011004 防災システム関係維持管理事業

予算書P. 60

(単位：千円)

	新年度	前年度	差	主な名称
事業費	6,436	6,717	△ 281	
国庫支出金	0	0	0	
県支出金	0	0	0	
地方債	0	0	0	
その他	2,240	2,240	0	茨城県市町村振興協会市町村交付金
一般財源	4,196	4,477	△ 281	

【背景(なぜ始めたのか)】

災害時の市民の生命財産を守るために必要な情報収集及び伝達機器として導入している。

【目的及び期待する効果(誰(何)をどうしたいのか)】

Jアラート及びエリアメールを利用し、テロや気象情報、地震等の災害による緊急情報を市民に瞬時に情報配信するとともに、気象観測システムPOT EKAにより降雨量等について現状把握と予測を行い災害に備える。

また、災害時に罹災証明書を交付するため、県が主催する「被災者生活再建支援システム」研修会等に参加し、操作方法を取得しながら、適切な管理運用を行う。

【内容(何の業務活動をどのような手法で行うか)】

災害時等に適正に運用するために、防災システム関係機器（県防災情報ネットワークシステム・気象観測システムPOT EKA・Jアラート・エリアメール・MCA無線・被災者生活再建支援システム等）の保守点検等の維持管理を行う。



MCA無線



気象観測システムPOT EKA 全国瞬時警報システム(Jアラート)



	新年度	前年度	差	主な名称
事業費	5,340	3,840	1,500	
国庫支出金	0	0	0	
県支出金	0	0	0	
地方債	0	0	0	
その他	1,300	0	1,300	自治総合センターコミュニティ助成金
一般財源	4,040	3,840	200	

【背景(なぜ始めたのか)】

災害対策基本法第5条第2項及び第48条により、災害に備えての組織づくりの充実と防災訓練の実施が義務付けられている。

【目的及び期待する効果(誰(何)をどうしたいのか)】

災害時の初動対応や避難体制の強化を図るため、自主防災組織の結成促進と発災対応型防災訓練を実施し、災害時における被害の軽減を図る。

【内容(何の業務活動をどのような手法で行うか)】

○自主防災組織活動育成補助事業により、自主防災組織の結成時や資機材整備時に補助を行うことで、組織の結成促進と育成強化を図る。

・結成事業補助10万円×3団体、資機材整備事業補助20万円×3団体、資機材更新事業補助10万円×25団体

○防災士育成事業により、地域の防災リーダーとなる人材を育成し、地域防災力の向上を図る。

・防災士育成事業補助3万円×3人

また、地域で実施する防災訓練について指導やアドバイスを行うとともに、専門家による防災講演会を実施する。



自主防災組織活動育成補助事業による資機材整備



職員向け防災研修(やさしい日本語)



オンライン会議を活用した防災講演会

	新年度	前年度	差	主な名称
事業費	29,523	24,999	4,524	
国庫支出金	0	0	0	
県支出金	900	0	900	街頭防犯カメラ設置費補助金
地方債	0	0	0	
その他	0	0	0	
一般財源	28,623	24,999	3,624	

【背景(なぜ始めたのか)】

犯罪発生件数の増加傾向を懸念し犯罪抑止環境の構築を目指して、行政・警察及び防犯関係団体が一体となって活動を開始した。

【目的及び期待する効果(誰(何)をどうしたいのか)】

市民の生命・財産を守るため、警察や防犯関係団体と連携した市内パトロールや啓発活動を行い、犯罪の未然防止と防犯意識の高揚を図る。

【内容(何の業務活動をどのような手法で行うか)】

防犯指導員を引き続き任用し、青色防犯パトロール、防犯出前講座、自治会・町内会等や防犯団体による地域パトロール活動の指導、育成等の助言を行い、市民一人一人の防犯意識の高揚・啓発を図る。また、防犯連絡員や防犯パトロール隊と連携し、防犯啓発キャンペーン等を定期的の実施するとともに、警察及び防犯関係団体（防犯連絡員、セーフティ・マイ・タウンチーム、少年指導員）と連携し、防犯情報の発信・共有（Morin fo、メールもりや等のSNS活用）を図り、市民の安全安心を確保する。

さらに、犯罪抑止効果を高めるため、市内全域に設置されている防犯カメラの更新・整備を進める。



防犯連絡員による防犯キャンペーン

02070504 街路灯整備管理事業

予算書P. 90

(単位：千円)

	新年度	前年度	差	主な名称
事業費	117,860	77,747	40,113	
国庫支出金	0	0	0	
県支出金	0	0	0	
地方債	0	0	0	
その他	0	0	0	
一般財源	117,860	77,747	40,113	

【背景(なぜ始めたのか)】

夜間及び早朝の犯罪増加に伴う被害の防止と、都市化に伴う交通量の増加による交差点等の交通危険箇所対策として事業を開始した。

【目的及び期待する効果(誰(何)をどうしたいのか)】

防犯灯及び街路灯（公園灯・遊歩道灯、道路照明灯、駅前街路灯）を整備し、維持・管理することで、夜間及び早朝の犯罪発生防止と交通安全の確保を図る。

【内容(何の業務活動をどのような手法で行うか)】

防犯灯は、区長要望により新設箇所を申請してもらい、現地を確認のうえ設置する。また、街路灯は、水銀に関する水俣条約によって水銀ランプ等の製造・輸出入が禁止されたため、LED化への改修工事を計画的に実施する。



道路照明灯



公園・遊歩道灯用分電盤

09010101 常総地方広域市町村圏事務組合負担金【消防】

予算書P. 181

(単位：千円)

	新年度	前年度	差	主な名称
事業費	998,283	1,037,296	△ 39,013	
国庫支出金	0	0	0	
県支出金	0	0	0	
地方債	0	0	0	
その他	0	0	0	
一般財源	998,283	1,037,296	△ 39,013	

【背景(なぜ始めたのか)】

消防組織法第11条第1項に基づき、消防体制の充実強化をはかるため、昭和52年4月に旧水海道市、守谷町及び谷和原村により、常総地方広域市町村圏事務組合消防本部が設置され運営することとなった。

【目的及び期待する効果(誰(何)をどうしたいのか)】

常総地方広域市町村圏事務組合消防本部の設置により、災害時等の広域的な連携を図ることができ、消防・救急・火災予防等の幅広い活動を行い、市民の生命・財産を災害から守り、安全安心のまちづくりの推進を図る。

【内容(何の業務活動をどのような手法で行うか)】

火災の予防・警戒及び救急救命等の消防活動業務を行う常総地方広域市町村圏事務組合に対し、構成3市（守谷市・常総市・つくばみらい市）で人口や署員数に応じた負担金を支出する。

・負担割合：均等割10%，人口割60%，署員数割30%（全体負担金2,480,879千円，市負担率44.1%）



守谷消防署レスキュー隊

	新年度	前年度	差	主な名称
事業費	36,570	37,518	△ 948	
国庫支出金	0	0	0	
県支出金	0	0	0	
地方債	0	0	0	
その他	4,674	6,463	△ 1,789	消防団員退職報償金
一般財源	31,896	31,055	841	

【背景(なぜ始めたのか)】

消防組織法第18条第1項に基づき、守谷市消防団条例が昭和39年5月19日施行されたことによる。

【目的及び期待する効果(誰(何)をどうしたいのか)】

消防団員が初期消火活動や災害時に備えた訓練、さらには火災予防に関する啓発活動を行うことにより、市民の火災予防に対する意識の高揚を図り、生命財産を守る。

【内容(何の業務活動をどのような手法で行うか)】

消防団員は、災害から市民の生命・身体及び財産を保護し、被害の軽減を図るため、定期的な機器の点検、教育訓練、火災予防等の災害活動に必要な事業を行う。

- ・消防団員に対する年報酬、退職報償金及び訓練手当等の支給
- ・消防団活動用の装備品、消耗品等の購入
- ・各種教育訓練、消防学校入校及び操法大会への参加費



消防出初式



機械器具点検

	新年度	前年度	差	主な名称
事業費	71,597	34,142	37,455	
国庫支出金	0	0	0	
県支出金	0	0	0	
地方債	0	0	0	
その他	60,713	24,754	35,959	ふるさとづくり基金繰入金
一般財源	10,884	9,388	1,496	

【背景(なぜ始めたのか)】

消防施設の充実と火災発生時の速やかな消火活動を行うため、消火栓や消防用具格納箱等の整備・更新を実施している。

【目的及び期待する効果(誰(何)をどうしたいのか)】

消防施設の充実により、火災発生時における迅速な消火活動や人命救助のための環境整備を図る。

【内容(何の業務活動をどのような手法で行うか)】

消火栓用消防用具格納箱及び防火水槽の整備・更新を行う。また、本年度は老朽化している消防機械器具置場（対象：第11分団）を詰所機能を備えたものへの建築（建替え）を実施する。さらに、次の建替え対象施設の用地買収，設計を実施する。



建替えられた詰所



老朽化している機械器具置場

09010401 排水樋管操作管理事業

予算書P. 184

(単位：千円)

	新年度	前年度	差	主な名称
事業費	2,009	2,008	1	
国庫支出金	1,320	1,322	△ 2	樋管操作委託金
県支出金	0	0	0	
地方債	0	0	0	
その他	0	0	0	
一般財源	689	686	3	

【背景(なぜ始めたのか)】

河川法に基づき、国と市町村が業務委託契約を締結し、水害時に備えた点検や維持管理等を実施している。

【目的及び期待する効果(誰(何)をどうしたいのか)】

集中豪雨等により洪水の危険性がある場合、市内の排水樋管に配置した操作員が樋管操作を行い、災害の未然防止を図る。

【内容(何の業務活動をどのような手法で行うか)】

市内5箇所（五反田・羽中・大野川・大山下・赤法花樋管）の排水樋管に7名の操作員を配置し、定期的な保守点検を実施するとともに、河川増水時には樋管操作を行う。

- ・毎月1回（出水期となる6～10月までは月2回）の定期点検を実施（年間17回）



赤法花樋管



大野樋管

〔生活経済部 人権推進課 所管〕

02070601 同和対策啓発事業

予算書P. 91

(単位: 千円)

	新年度	前年度	差	主な名称
事業費	3,957	3,968	△ 11	
国庫支出金	0	0	0	
県支出金	0	0	0	
地方債	0	0	0	
その他	0	0	0	
一般財源	3,957	3,968	△ 11	

【背景(なぜ始めたのか)】

同和問題は、人類普遍の原理である人間の自由と平等に関する問題である。その早急な解決こそ国（行政）の責務であると同時に国民的課題であるとし、国の同和対策事業特別措置法が制定され、県が昭和44年から、守谷市は昭和56年から実施している。

【目的及び期待する効果(誰(何)をどうしたいのか)】

市民をはじめ、市職員、小中学校教職員に対し啓発活動を積極的に実施することで、同和問題を中心とする、人権問題に関する正しい認識と理解を深め、差別の解消を図る。地域住民の生活の安定と福祉の向上並びに同和対策事業の推進に寄与する。

【内容(何の業務活動をどのような手法で行うか)】

運動団体主催の研修会への参加や市民、市内企業及び教職員向けの研修会や講演会を実施する。

同和問題の解決に寄与することを目的に活動する自主運動団体のうち、県が認めている運動団体の守谷支部へ補助金を交付する。

02070701 文化会館運営管理事業

予算書P. 91

(単位: 千円)

	新年度	前年度	差	主な名称
事業費	9,211	7,969	1,242	
国庫支出金	0	0	0	
県支出金	1,188	1,394	△ 206	文化会館運営費補助金
地方債	0	0	0	
その他	267	303	△ 36	文化会館使用料
一般財源	7,756	6,272	1,484	

※前年度については、「文化会館運営事業」と「文化会館施設維持管理事業」の合計額

【背景(なぜ始めたのか)】

文化会館（隣保館）は、福祉の向上や人権啓発のための「住民交流の拠点」となる地域社会に密着した福祉施設（コミュニティーセンター）として、昭和60年4月に開館した。

【目的及び期待する効果(誰(何)をどうしたいのか)】

隣保館運営事業を行い、様々な人権問題の速やかな解決に努める。また、地域住民の生活上の相談に応じ、関係機関などと綿密な連携を保ち、福祉の向上を図る。

施設を適切に維持管理することにより、隣保館運営が円滑にできる。また、利用者が安全で快適に館内を利用することにより住民サービスの向上につながる。

【内容(何の業務活動をどのような手法で行うか)】

令和4度から、文化会館運営事業と文化会館施設維持管理事業を事業統合した。

地域社会全体の中で、福祉の向上や人権課題解決のため、生活相談事業や地域交流促進事業等を行う。また、来館者へ人権啓発用品の配布や人権に関する取組内容等を館内に掲示し、意識の向上に努める。併せて市民の利便性を図るため、住民票等の発行事務、テニスコート使用許可書発行事務等を行う。

館内の定期清掃や警備委託、保守点検などを実施することで、利用者へ快適なサービスを提供する。

また、令和4年度は利用者からの要望に応じ、網戸の取り付けや、キャスター付き机等を整備する。



人権啓発研修会



ピラティス講座

〔健幸福祉部 社会福祉課 所管〕

03010106 民生委員児童委員活動支援事業

予算書P. 94

(単位：千円)

	新年度	前年度	差	主な名称
事業費	9,936	9,468	468	
国庫支出金	0	0	0	
県支出金	10	10	0	民生委員推薦会補助金
地方債	0	0	0	
その他	0	0	0	
一般財源	9,926	9,458	468	

【背景(なぜ始めたのか)】

昭和23年に民生委員法が公布され、救貧活動だけではなく、地域の福祉増進のために幅広い活動を実施するようになった。この法律に基づき設置された地区民生委員児童委員協議会を助長するものであるため、この頃に事業を開始した。

【目的及び期待する効果(誰(何)をどうしたいのか)】

援助を必要とする市民に対して、相談や助言、援助等に当たる民生委員児童委員の活動を支援する。委員の活動により社会福祉の増進に努め、社会奉仕の精神をもって市民が安心して暮らせるまちづくりを推進する。

【内容(何の業務活動をどのような手法で行うか)】

民生委員児童委員は地域福祉の推進を図るために、厚生労働大臣が委嘱する奉仕者であり、市内を3地区に分け協議会をそれぞれ設置し活動している。この3地区の民生委員児童委員協議会を対象に補助金を交付する。

守谷市では、南地区34名、中央地区30名、北地区31名の合計95名の民生委員児童委員が定員となっており、全地区で民生委員児童委員が委嘱されている。

また、任期は令和4年11月30日までとなっており、令和4年12月1日から中央地区で1名増員され合計96名が令和7年11月30日までの任期で新たに委嘱される。

03010107 避難行動要支援者支援事業

予算書P. 95

(単位：千円)

	新年度	前年度	差	主な名称
事業費	1,236	1,303	△ 67	
国庫支出金	0	0	0	
県支出金	0	0	0	
地方債	0	0	0	
その他	0	0	0	
一般財源	1,236	1,303	△ 67	

【背景(なぜ始めたのか)】

災害時要援護者対策については、平成18年3月に国から示された「災害時要援護者の避難支援ガイドライン」に基づき事業を開始したが、平成25年の災害対策基本法の改正において、避難行動要支援者名簿を活用した実効性のある避難支援がなされるよう、現在は「避難行動要支援者支援事業」として実施している。

【目的及び期待する効果(誰(何)をどうしたいのか)】

災害時に一人で避難することが特に困難な市民(避難行動要支援者)に関する情報を自治会・町内会等と共有し、迅速な安否確認・救助活動を行う体制を整えることにより、要支援者が安心して暮らすことができるまちづくりを推進する。

【内容(何の業務活動をどのような手法で行うか)】

避難行動要支援者の名簿を作成し、自治会等の避難支援等関係者（※）にその名簿を提供し、避難支援等関係者の協力を得て、安否の確認等を行う。

※避難支援等関係者：自治会・町内会、自主防災組織、民生委員児童委員、守谷市社会福祉協議会、守谷市消防団、守谷消防署、取手警察署をいう。

03010108 社会福祉協議会補助事業

予算書P. 95

(単位：千円)

	新年度	前年度	差	主な名称
事業費	64,848	61,475	3,373	
国庫支出金	0	0	0	
県支出金	0	0	0	
地方債	0	0	0	
その他	0	0	0	
一般財源	64,848	61,475	3,373	

【背景(なぜ始めたのか)】

守谷市社会福祉協議会は、昭和45年に設立され、同48年に厚生大臣に社会福祉法人として認可を受けた。法的な位置付けは、社会福祉法第109条に事業の目的と事業内容の骨格が規定されており、団体の社会的意義が明確であることから非営利部門に関する人件費等に対し助成し支援する。

【目的及び期待する効果(誰(何)をどうしたいのか)】

社会福祉協議会の活動を支援することにより、市民のニーズに適応した地域に密着した福祉活動を推進する。

【内容(何の業務活動をどのような手法で行うか)】

社会福祉法第109条で「地域福祉推進の中核団体」としての位置づけがあり、公共性の高い福祉事業を行っている守谷市社会福祉協議会に対して、非営利部門に従事する社会福祉協議会職員8人及び臨時職員2人の人件費及び事務費等を補助する。

03010209 福祉タクシー助成事業

予算書P. 98

(単位：千円)

	新年度	前年度	差	主な名称
事業費	2,600	2,600	0	
国庫支出金	0	0	0	
県支出金	0	0	0	
地方債	0	0	0	
その他	0	0	0	
一般財源	2,600	2,600	0	

【背景(なぜ始めたのか)】

重度の障がい者等が医療機関等への往復に要するタクシー料金の一部を助成するため、平成6年度に守谷市福祉タクシー利用料金助成要綱を制定した。

【目的及び期待する効果(誰(何)をどうしたいのか)】

重度障がい者又は70歳以上の高齢者のみの世帯に属する方に対して、医療機関への通院等に要するタクシー料金の一部を助成することで、移動手段の補完と経済的負担の軽減を図る。

【内容(何の業務活動をどのような手法で行うか)】

福祉タクシー券により、初乗り運賃相当額を助成する。

・対象者

身体障がい者手帳1級・2級の方、療育手帳㊤・Aの方、精神障がい者保健福祉手帳1級の方、難病患者の方、満70歳以上の高齢者のみの世帯で、市民税非課税の方

・助成内容

年24枚（人工透析を実施している方は年48枚）のタクシー券を支給する。

03010213 障がい者自立支援給付事業

予算書P. 99

(単位: 千円)

	新年度	前年度	差	主な名称
事業費	1,442,335	1,438,222	4,113	
国庫支出金	720,314	718,258	2,056	障がい者自立支援給付費負担金
県支出金	360,157	359,128	1,029	障がい者自立支援給付費負担金
地方債	0	0	0	
その他	0	0	0	
一般財源	361,864	360,836	1,028	

【背景(なぜ始めたのか)】

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律及び児童福祉法の規定により、障がいのある方の日常生活及び社会生活を支援するための事業として開始した。

【目的及び期待する効果(誰(何)をどうしたいのか)】

障がいのある方に対して、福祉サービスを提供する事業所に入所又は通所することや在宅生活での支援を行うこと、補装具費や医療費を助成することにより、日常生活や社会生活を支援し、福祉の増進を図る。

【内容(何の業務活動をどのような手法で行うか)】

- ・「障がい福祉サービス給付事業」及び「障がい児通所支援事業」は、福祉サービスを提供する事業所に入所又は通所することや在宅生活での支援を行うこと等を決定し、その費用の一部を公費で負担するもの。
- ・「補装具費給付事業」は、障がいのある方の身体の欠損又は損なわれた身体機能を補完・代替する用具（義肢、車いす、補聴器等）の購入・修理・貸与に要する費用の一部を公費で負担するもの。
- ・「自立支援医療給付事業」は、身体の障がい除去・軽減する手術等の治療に要する医療費の一部を公費で負担するもの。

いずれの事業も、原則として利用者が費用の1割を負担し、差額を公費で負担する制度であり、公費の負担割合は、国が1/2、県及び市がそれぞれ1/4である。

03010214 障がい者地域生活支援事業

予算書P. 99

(単位: 千円)

	新年度	前年度	差	主な名称
事業費	41,612	39,108	2,504	
国庫支出金	16,463	15,394	1,069	障がい者地域生活支援事業補助金
県支出金	8,231	7,697	534	障がい者地域生活支援事業補助金
地方債	0	0	0	
その他	0	0	0	
一般財源	16,918	16,017	901	

【背景(なぜ始めたのか)】

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の規定により、障がいのある方が地域で自立した生活を営むことができるよう市が事業内容を定めて開始した。

【目的及び期待する効果(誰(何)をどうしたいのか)】

在宅で生活する障がいのある方に市が定めた福祉サービスの提供や日常生活用具の給付を行うことにより、日常生活の便宜を図り、併せて自立の支援と家族の負担軽減を図り、地域において自立した日常生活及び社会生活を送ることができるよう支援する。

また、地域における医療機関、障がい福祉サービス事業者等の関係者による連携及び支援体制に関する協議機関である「守谷市地域自立支援協議会」の運営を行う。

【内容(何の業務活動をどのような手法で行うか)】

障がいのある方の在宅生活を支援するため、障がい福祉サービスや障がい児通所支援では充足されない部分について市が定めた福祉サービスを実施するほか、理解促進・啓発等の必要な事業を実施する。

【実施事業】

- ・法定サービスの補完
訪問入浴サービス事業（自己負担1割）、障がい者日常生活用具給付補助費（自己負担1割）、日中一時支援事業（自己負担1割）、移動支援事業（自己負担1割）
- ・日常生活・社会生活上の支援
成年後見制度利用支援事業（登記手数料・鑑定費用等の補助）、意思疎通支援事業（自己負担なし）、地域活動支援センター事業（事業者の定める額を負担）、
- ・その他
理解促進・啓発事業（講演会等の開催）、守谷市地域自立支援協議会の運営
事業費の公費負担割合は、国が1/2、県及び市が1/4である。

03010219 特別障がい者援護事業

予算書P. 100

(単位：千円)

	新年度	前年度	差	主な名称
事業費	19,794	13,973	5,821	
国庫支出金	14,897	10,520	4,377	特別障がい者手当負担金
県支出金	0	0	0	
地方債	0	0	0	
その他	0	0	0	
一般財源	4,897	3,453	1,444	

【背景(なぜ始めたのか)】

精神又は身体に著しく重度の障がいを有する方に手当を支給することにより、福祉の増進を図るため、特別児童扶養手当等の支給に関する法律の規定により開始した。

【目的及び期待する効果(誰(何)をどうしたいのか)】

重度の身体障がい、知的障がい、精神障がいのある方が安定した生活を送れるよう、手当を支給し経済的負担の軽減を図る。

【内容(何の業務活動をどのような手法で行うか)】

年4回（5月、8月、11月、2月）に分けて、以下の手当を支給する。

- ・特別障がい者手当（27,350円/月）
精神又は身体に著しく重度の障がいを有するため、日常生活において常時特別の介護を必要とする状態にある在宅の20歳以上の方を対象に支給する。
- ・障がい児福祉手当（14,880円/月）
精神又は身体に重度の障がいを有するため、日常生活において常時の介護を必要とする状態にある在宅の20歳未満の方を対象に支給する。
事業費の公費負担割合は、国が3/4、市が1/4である。

	新年度	前年度	差	主な名称
事業費	5,036	4,752	284	
国庫支出金	0	0	0	
県支出金	558	468	90	在宅障がい児福祉手当補助金
地方債	0	0	0	
その他	0	0	0	
一般財源	4,478	4,284	194	

【背景(なぜ始めたのか)】

在宅の障がい児の保護者やその家族の労苦に報いるため、昭和52年に守谷市在宅障害児福祉手当支給条例を施行し、開始した。

【目的及び期待する効果(誰(何)をどうしたいのか)】

在宅障がい児の保護者に手当を支給し、児童の介護に当たる保護者とその家族の精神的、身体的労苦に報い、その福祉の増進を図ることを目的とする。

介護にあたる保護者の経済的支援を図る。

【内容(何の業務活動をどのような手法で行うか)】

年2回(4月、10月)に分けて、在宅障がい児の保護者を対象として手当(4,000円/月)を支給する。

	新年度	前年度	差	主な名称
事業費	9,160	8,720	440	
国庫支出金	0	0	0	
県支出金	0	0	0	
地方債	0	0	0	
その他	0	0	0	
一般財源	9,160	8,720	440	

【背景(なぜ始めたのか)】

難病患者とその家族の労苦に報いるため、平成20年に守谷市難病患者福祉手当支給要綱を定め、平成21年度から事業を開始した。

【目的及び期待する効果(誰(何)をどうしたいのか)】

手当を支給することにより、難病患者とその家族の労苦を見舞うとともに、福祉の増進を図る。

難病患者が日常生活を送る上での経済的負担軽減を図る。

【内容(何の業務活動をどのような手法で行うか)】

手当支給申請時において引き続き6か月以上守谷市に住所を有する難病患者又はその保護者に対し、年額2万円の手当を支給する。ただし、生活保護等公的扶助を受給している方を除く。

	新年度	前年度	差	主な名称
事業費	22,875	25,586	△ 2,711	
国庫支出金	0	0	0	
県支出金	0	0	0	
地方債	0	0	0	
その他	0	0	0	
一般財源	22,875	25,586	△ 2,711	

【背景(なぜ始めたのか)】

市内在住の障がいのある方に対して障がい福祉サービス及び障がい児通所支援を提供するため、平成5年に守谷市障がい者福祉センターの設置及び管理に関する条例を制定し、守谷市障がい者福祉センターを開所した。平成20年には同条例を全部改正し、同年4月から指定管理者による管理が行われている。

【目的及び期待する効果(誰(何)をどうしたいのか)】

市内在住の障がいのある方に対して障がい福祉サービス及び障がい児通所支援を提供し、もって障がい者の福祉の増進を図る。

また、事業所の管理については指定管理者制度を活用し、提供するサービスの向上や利用者の拡大を図り、障がいのある方の支援を充実させるとともに、事業運営や事業費の効率化を図る。

【内容(何の業務活動をどのような手法で行うか)】

障がい者総合支援法及び児童福祉法の規定に基づき、以下のサービスを提供する。

- ・ 特定相談支援：障がい者やその家族の要望等を踏まえて、障がい福祉サービス利用者に係る利用計画を作成するとともに、事業者との連絡調整を行う。
- ・ 生活介護：食事、排泄等の介護、日常生活上の支援と軽作業等の生産活動や創作活動の機会を提供する。
- ・ 就労継続支援B型：就労や生産活動の機会を提供し、一般就労に必要な知識能力が高まった方については、一般就労への移行に向けて支援する。
- ・ 放課後等デイサービス：就学中の障がい児に、放課後等の時間に居場所を提供し、生活能力の向上及び自立を促進する訓練を行う。

	新年度	前年度	差	主な名称
事業費	6,904	6,516	388	
国庫支出金	0	0	0	
県支出金	0	0	0	
地方債	0	0	0	
その他	6,904	6,516	388	障がい児通所支援事業費負担金
一般財源	0	0	0	

【背景(なぜ始めたのか)】

発達に心配のある児童(小学生までの児童)に対する療育訓練や相談等の支援の場がなく保護者の強い要望により平成9年度から事業開始。

- ・ 平成9年度～平成14年度、補助事業の「親子通園事業」
- ・ 平成15年度～平成23年度、支援費制度及び障害者自立支援法の「児童デイサービス事業」
- ・ 平成24年度～現在、児童福祉法の「児童発達支援事業」(対象者が就学前の児童に変更)

【目的及び期待する効果(誰(何)をどうしたいのか)】

市内在住で発達に心配のある就学前の児童及び保護者で児童発達支援の利用を希望する者を対象としている。
児童が保護者のニーズ、社会的要請及び専門的知見から必要とされる知識や技能を身につけることや、保護者が児童への接し方を学び発達の遅れや障がいを受容できるよう支援することを目的としている。
早期から発達支援を行うことによりその後の発達の助長を促す効果を期待している。

【内容(何の業務活動をどのような手法で行うか)】

発達に心配のある就学前の児童に対し親子で通園してもらい、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練を行う。
・「個別指導」療育指導員と1対1で言語指導、認知学習などを実施する。
・「集団指導」年齢、実態を考慮して5～6名の小集団を編成し、身辺自立、集団参加訓練、創作活動などを実施する。
・「相談業務」発達に関すること、就園・就学に関すること等の相談に応じる。

03030102 生活困窮者自立支援事業

予算書P. 133

(単位: 千円)

	新年度	前年度	差	主な名称
事業費	28,071	29,155	△ 1,084	
国庫支出金	21,629	21,236	393	生活困窮者就労準備支援事業費等補助金 新型コロナウイルス感染症セーフティネット強化交付金
県支出金	0	0	0	
地方債	0	0	0	
その他	0	0	0	
一般財源	6,442	7,919	△ 1,477	

【背景(なぜ始めたのか)】

平成27年4月1日に生活困窮者自立支援法が施行されたことにより事業を開始した。

【目的及び期待する効果(誰(何)をどうしたいのか)】

生活困窮者に生活や就労の相談支援を行うことで、本人の状態に応じた自立を助長する。

【内容(何の業務活動をどのような手法で行うか)】

・生活困窮者自立相談支援事業
生活困窮者に生活や就労相談及び支援プラン作成を行い、自立に向けた支援を行う。
・住居確保給付金
住居を失った方、失う恐れがある方に対して一定期間中、就労支援及び給付金の支給を行う。
・就労準備支援事業
複合的な課題によって就労に向けて準備が整っていない方に対して、計画的に就労に向けた基礎能力形成等の準備支援を行う。
・家計改善支援事業
家計に問題を抱える方に対して、家計の視点から必要な助言や指導等を実施し対象者自身の家計管理能力を高める支援を行う。
また、生活困窮者自立相談支援事業、就労準備支援事業、家計改善支援事業は外部委託により支援を行う。
新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金の給付事業を実施している。(令和3年7月から開始)
国庫負担金対象事業 生活困窮者自立相談支援事業、住居確保給付金 (補助率 国3/4)
国庫補助金対象事業 就労準備支援事業、家計改善支援事業 (補助率 国2/3)
新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金(補助率 国10/10)
(令和3年12月31日現在 住居確保給付金支給件数 延べ31件 生活困窮者相談件数(就労準備支援を含む 延べ229件 家計改善支援事業 延べ48件 新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金 延べ39件)

	新年度	前年度	差	主な名称
事業費	531,621	576,610	△ 44,989	
国庫支出金	398,415	432,157	△ 33,742	生活保護費負担金(生活扶助費等分)
県支出金	7,200	7,200	0	生活保護費負担金
地方債	0	0	0	
その他	400	400	0	生活保護法第63条返還金(滞納繰越分)
一般財源	125,606	136,853	△ 11,247	

【背景(なぜ始めたのか)】

日本国憲法第25条に規定する理念に基づき、昭和25年5月4日に生活保護法が制定された。

平成14年市制施行により県から事務委任された。(法定受託事務)

【目的及び期待する効果(誰(何)をどうしたいのか)】

生活保護法に基づき、生活に困窮する世帯に対し必要な保護を行い、憲法に保障された健康で文化的な最低限度の生活を保障するとともに、その自立を助長する。

【内容(何の業務活動をどのような手法で行うか)】

生活保護法に基づき生活に困窮する世帯から相談・申請を受け、困窮の程度に応じて生活・住宅・教育・医療・介護扶助等の保護を行う。

相談業務、生活保護申請受付・決定、生活保護世帯の家庭訪問を通じ適切な指導をし、就労や自立促進を図る。

付随する事務として、生活保護統計事務・経理事務・医療及び介護事務を行う。

補助率は、国3/4、市1/4(但し、居住地がない被保護者の場合は国3/4、県1/4)

○現状(令和3年12月31日現在)

常住人口：69,103人(12月1日現在) 保護世帯数：248世帯 保護人数：304人 保護率：0.44%

〔健幸福祉部 保健センター 所管〕

04010204 がん検診事業

予算書P. 139

(単位：千円)

	新年度	前年度	差	主な名称
事業費	53,771	57,713	△ 3,942	
国庫支出金	588	776	△ 188	感染症予防事業費等負担金
県支出金	794	0	794	がん予防・検診促進事業費補助金
地方債	0	0	0	
その他	65	65	0	大腸がん検診負担金
一般財源	52,324	56,872	△ 4,548	

【背景(なぜ始めたのか)】

がんの早期発見，早期治療を目的に，胃がん検診は昭和36～37年に開始，子宮がん検診は集団検診の普及により昭和43年から開始された。その他のがん検診は，昭和58年に施行された老人保健法に位置づけられ実施。現在は健康増進法に位置づけられ実施している。

【目的及び期待する効果(誰(何)をどうしたいのか)】

市民ががん検診を受診することにより，がんの早期発見，早期治療につなげる。

【内容(何の業務活動をどのような手法で行うか)】

各種がん（胃がん・大腸がん・肺がん・前立がん・子宮頸がん・乳がん）検診を集団検診及び医療機関検診で実施する。

〈集団検診〉…胃がん・大腸がん・肺がん・前立腺がん・子宮頸がん・乳がん

委託している検診機関と調整して日程と検診会場を設定し，各がん検診の検査方法で実施する。令和3年度より，新しい生活様式の実践による「3密」回避のため，電話とWebによる予約システムを導入し，完全予約制により検診を実施している。

*肺がん検診と前立腺がん検診は，集団の健康診査会場で実施する。

*胃がん検診と大腸がん検診は，同日検診で実施する。

*子宮頸がん検診と乳がん検診は，単独またはセット検診とし，同日検診で実施する。

〈医療機関検診〉…子宮頸がん・乳がん

受診を希望する方が指定の医療機関で検診を受ける。4月下旬から年度末まで実施。

(単位：人)

検診名		実施方法	実施時期	受診人員 (見込み)
胃がん検診		集団検診	6月・9月下旬～10月・1月	1,900
子宮がん検診		集団検診	6月下旬～7月・1月	1,500
		医療機関	4月～3月末	780
肺がん検診（65歳以上は結核検診としても同時実施）		集団検診	6月・9月・12月	6,400
かくたん検査		集団検診	6月・9月・12月	50
乳がん検診	超音波	集団検診	6月下旬～7月・1月	600
		医療機関	4月下旬～3月下旬	500
	マンモグラフィ	集団検診	6月下旬～7月・1月	500
		医療機関	4月下旬～3月下旬	560
大腸がん検診		集団検診	6月・9月下旬～10月・1月	3,000
前立腺がん検診		集団検診	6月・9月・12月	1,400

	新年度	前年度	差	主な名称
事業費	4,420	4,940	△ 520	
国庫支出金	0	0	0	
県支出金	1,263	1,165	98	健康増進事業費補助金
地方債	0	0	0	
その他	0	0	0	
一般財源	3,157	3,775	△ 618	

【背景(なぜ始めたのか)】

生活習慣病の予防と早期発見を目的に、老人保健法により基本健診が位置づけられた。その後健康増進法に法改正され、40歳以上の生活保護受給者の健康診査、肝炎ウイルス検診、骨粗しょう症検診、歯科検診を実施。19歳から39歳を対象とした健康づくり健康診査は、市単独事業として平成5年度から実施している。

【目的及び期待する効果(誰(何)をどうしたいのか)】

対象者が各種健康診査を受けることで、個々の結果から生活習慣の見直し・改善を図り生活習慣病予防する。また、必要に応じて保健指導を実施し重症化予防につなげる。

歯科検診は、歯科検診を受けていない方が検診受診し、個々の歯の状態を知り適切な指導を受けることで、早い段階から歯・口腔の健康を保つことにつなげる。

【内容(何の業務活動をどのような手法で行うか)】

●健康診査内容

- ①40歳以上の生活保護受給者の健康診査
- ②健康づくり健康診査（19～39歳までの市民）
- ③肝炎検診（40～75歳までの過去に肝炎検査を受けたことがない市民）
- ④骨粗しょう症検診（40歳～70歳までの女性）
- ⑤歯科検診（40・50・60・70歳の市民）

●受診方法

- ①～③は受診を希望する方が、健康診査会場で受ける。
- ④骨粗しょう症検診を希望する方が保健センター会場で実施する集団検診で受ける。
- ⑤歯科検診は検診対象者が指定の歯科医院で検診を受ける。

	新年度	前年度	差	主な名称
事業費	8,660	9,355	△ 695	
国庫支出金	0	0	0	
県支出金	0	0	0	
地方債	0	0	0	
その他	0	0	0	
一般財源	8,660	9,355	△ 695	

【背景(なぜ始めたのか)】

身体的・精神的発達状況の把握及び疾病の早期発見を目的に、母子保健法に基づき実施。乳児健康診査、1歳6か月児健康診査は市で実施してきたが、3歳児健康診査も平成9年度に茨城県から母子保健業務が移管され、実施している。令和元年度より、難聴児の早期発見のため新生児聴覚検査助成を開始した。

【目的及び期待する効果(誰(何)をどうしたいのか)】

乳幼児健康診査の受診率を高め、疾病の予防と早期発見に努める。発育段階に合わせた節目の健診で子どもの育ちを確認し、保護者への保健指導や健診後の相談を通して、育児不安の解消に努め、親子ともに健やかな生活を送ることができる。

【内容(何の業務活動をどのような手法で行うか)】

〈集団健診〉

3～4か月児では計測、内科・整形外科診察と保健指導。1歳6か月児，3歳5か月児では計測，内科・歯科診察とフッ素化合物塗布，保健指導，さらに3歳5か月児では，尿検査，視力検査を実施。各健診において，育児不安の解消のため，子育てアンケートを実施。対象者へ個人通知をし，各健診月2～4回，保健センター及び各公民館にて実施。未受診者には電話，再通知，訪問等で受診勧奨を行う。

〈医療機関健診〉

9～11か月の乳児と，通院等により主治医が必要と判断した3～6か月の乳児に対して，各1回県内の指定医療機関で必要な健康診査を実施。改修工事にて集団健診が実施できない期間は3～6か月児医療機関健診として実施。

〈新生児聴覚検査〉

産科医療機関にて，新生児の入院中，または外来において新生児聴覚検査を実施。1回のみ上限3,000円の費用助成をする。契約医療機関以外で実施の場合は償還払いで対応。

(単位：人)

健診名	実施回数	対象者数
3～4か月児健診	24	610
1歳6か月児健診	30	614
3歳5か月児健診	35	686
9～11か月児健診	医療機関で個別に実施	600
新生児聴覚検査	医療機関で個別に実施	580

04010213 新生児訪問事業

予算書P. 143

(単位：千円)

	新年度	前年度	差	主な名称
事業費	6,911	5,989	922	
国庫支出金	2,186	1,979	207	母子保健衛生費補助金
県支出金	0	0	0	
地方債	0	0	0	
その他	0	0	0	
一般財源	4,725	4,010	715	

【背景(なぜ始めたのか)】

新生児の発育，栄養，生活環境，疾病予防など育児上重要な指導を目的に，母子保健法に基づき県が在宅助産師に委託していたが，平成9年度に母子保健事業が移管され，市が実施。平成21年度から権限委譲により，低体重児訪問(2,500g未満)も市が実施することになった。産後ケア事業は，子ども・子育て支援法に基づく利用者支援事業の母子保健型を実施した場合に限り補助交付対象とする条件が削除され，平成28年5月から産後ケア事業単独実施への国庫補助が開始された。

【目的及び期待する効果(誰(何)をどうしたいのか)】

乳児については，疾病の早期発見，虐待防止と健やかな成長の支援をする。産婦については，母乳栄養の確立と育児不安や産後うつなどの問題を抱えた産婦が，安心して子育てができるよう支援する。

【内容(何の業務活動をどのような手法で行うか)】

〈新生児訪問〉生後4か月未満までの乳児と産婦に対し，保健師，保育士及び委託助産師が，1～2回家庭訪問を実施し，体重測定，母乳栄養や育児の相談，産婦の心身の健康相談を無料で行う。

週1回，健康管理システムから対象者を把握し，電話で訪問希望を確認し，担当者を決定する。訪問後，記録を提出し，必要に応じ事例検討を行う。里帰り中の場合は，里帰り先で訪問を受けられるよう調整を行う。

医療機関から乳児の病気や母の心身の健康面等で訪問指導依頼があった場合は，早期に訪問対応してその結果を医療機関に返答する。

〈産後ケア〉産後に心身の不調又は育児不安等があり，医療管理入院を要しない，出産後1年を超えない産婦及び乳児が対象。医療機関や助産所等に宿泊や通所をする，又は助産師が自宅を訪問して，産後ケアを受ける。利用希望者は申請をし，承認を受ける。市は利用者状況をアセスメントし，産後ケア施設等と連携する。利用後に産後ケア実施施設等から報告を受け，きめ細かな支援につなげていく。

〈多胎妊産婦等支援業務〉多胎妊産婦や多胎家庭にヘルパー等を派遣して、日常の家事、育児の援助を行う。利用希望者は申請をし、承認を受ける。市は、状況をアセスメントし、訪問介護事業所の利用へ繋ぐ。

04010214 妊産婦健康診査事業

予算書P. 143

(単位: 千円)

	新年度	前年度	差	主な名称
事業費	69,519	63,545	5,974	
国庫支出金	3,146	3,210	△ 64	母子保健衛生費補助金
県支出金	0	0	0	
地方債	0	0	0	
その他	0	0	0	
一般財源	66,373	60,335	6,038	

【背景(なぜ始めたのか)】

妊娠中毒症、貧血、糖尿病など妊娠中に発生する疾病の早期発見により、母体と胎児の健康確保を目的に母子保健法に基づき、昭和44年度に低所得妊婦、昭和49年度には全ての妊婦に妊婦健診助成を県が実施した。平成9年度から母子保健業務の移管で市が助成を実施している。

また、平成30年度より、産後うつ予防や新生児への虐待防止等を図るため、出産間もない時期の産婦に対し健康診査費用の助成を実施している。

【目的及び期待する効果(誰(何)をどうしたいのか)】

妊婦の健康管理と胎児の順調な発育を定期的に確認するため、妊婦健診費用(指定検査項目)の一部を公費負担し、適正な受診につなげ、妊娠中毒症、貧血、糖尿病等妊娠中に発生する病気の早期発見等の母体と胎児の健康確保を図る。また、産後2週間と産後1か月の産婦に対し、産後うつの予防や新生児への虐待防止を図るため、産婦健診費用(指定検査項目)の一部を公費負担し、母子の支援の強化を図る。

【内容(何の業務活動をどのような手法で行うか)】

母子健康手帳交付時に妊婦健診14回分と産婦健診2回分の受診票を交付する。令和4年度から、多胎妊婦には妊婦健診追加5回分の受診券を交付する。転入妊産婦には守谷市の受診票と交換する。妊産婦は、受診票を持って医療機関で健診を受ける。市は、健診費用を契約医療機関の場合は医療機関に、未契約医療機関の場合は妊産婦本人に支払う。なお、医療機関から要指導対象者の連絡があった場合は、保健師による指導を行う。

04010218 予防接種事業

予算書P. 144

(単位: 千円)

	新年度	前年度	差	主な名称
事業費	321,161	230,713	90,448	
国庫支出金	5,500	6,679	△ 1,179	感染症予防事業費等負担金
県支出金	0	0	0	
地方債	0	0	0	
その他	0	0	0	
一般財源	315,661	224,034	91,627	

【背景(なぜ始めたのか)】

定期予防接種は、感染症の重症化予防、感染症の発生及び蔓延予防を目的に、予防接種法に基づき実施している。小児の任意予防接種は子育て世代の負担軽減、感染の恐れがある疾病の発生及び蔓延を予防するため費用助成を実施している。高齢者の任意予防接種である肺炎球菌予防接種は、定期予防接種年齢以外の方に接種の機会を確保し、肺炎による重症化を防ぐことを目的に費用助成を実施している。

【目的及び期待する効果(誰(何)をどうしたいのか)】

感染症の重症化予防と感染症の発生及び蔓延を防ぐ。

【内容(何の業務活動をどのような手法で行うか)】

小児に対する予防接種は、保護者同伴で医療機関においてヒブ、小児肺炎球菌、B型肝炎、ロタウイルス、BCG、四種混合、不活化ポリオ、水痘、麻しん風しん混合(MR)、麻しん、風しん、二種混合、日本脳炎、子宮頸がん、おたふくかぜ、インフルエンザの予防接種を行う。

令和元年度より、対象者に対し、風しんの抗体検査を実施し、抗体価が不足している方に対し、風しんの予防接種を行う。

高齢者に対する予防接種は、対象者に予診票を個別通知し、医療機関で接種した接種費用の一部を医療機関窓口もしくは償還払いにて助成する。

小児等予防接種

予防接種名	延接種回数
ヒブ	2,432
肺炎球菌	2,432
B型肝炎	1,824
4種混合	2,432
BCG	608
ロタテック(5)	547
ロタリックス(1)	851
不活化ポリオ	3
水痘	1,230
MR1期	615
MR2期	746
日本脳炎 0歳	598
1歳	122
2歳	71
〃 1期初回	766
〃 追加	578
〃 2期	778
〃 特例	216
二種混合 小5(毎月)	759
子宮頸がん(小6～高1)	2,040
子宮頸がん(キャッチアップ)	2,640
おたふくかぜ	615
小児インフル 0.5～12歳	9,985
小児インフル 13～15歳	1,034
法定外MR	3
風しん(追加的対策 抗体検査)	1,800
風しん(追加的対策 予防接種)	450

高齢者予防接種

高齢者肺炎球菌(定期)	329
高齢者肺炎球菌(任意)	50
高齢インフル	11,101

	新年度	前年度	差	主な名称
事業費	18,150	9,950	8,200	
国庫支出金	0	0	0	
県支出金	0	0	0	
地方債	0	0	0	
その他	18,150	9,950	8,200	ふるさとづくり基金繰入金
一般財源	0	0	0	

【背景(なぜ始めたのか)】

不妊に悩む夫婦の、保険適用外で高額の治療費がかかる特定不妊治療費に対し、経済的負担の軽減を行い、治療環境を整えるため。

【目的及び期待する効果(誰(何)をどうしたいのか)】

特定不妊治療(体外受精・顕微授精)、特定不妊治療に至る過程の一環として行われる男性不妊治療(精子を精巣又は精巣上体から採取するための手術)を受ける夫婦の経済的負担の軽減を図る。また、妊娠はするが流産や死産を繰り返し生児を得られない場合に行われる不育症治療を受ける夫婦の経済的負担の軽減を図る。

【内容(何の業務活動をどのような手法で行うか)】

不妊治療費助成は、1回の治療につき、県助成金額を控除し、10万円を上限に助成する。助成回数は、1子ごとに、妻の年齢が39歳までに1回目の助成を受けた方は6回まで、40歳から42歳までに1回目の助成を受けた方は3回までとなる(平成27年度までに受けた回数も通算される)。

また、不育症治療助成は、対象夫婦に対し年度につき1回、5万円を上限に助成する。

	新年度	前年度	差	主な名称
事業費	218,420	403,828	△ 185,408	
国庫支出金	218,420	403,828	△ 185,408	新型コロナウイルスワクチン接種対策費負担金
県支出金	0	0	0	
地方債	0	0	0	
その他	0	0	0	
一般財源	0	0	0	

【背景(なぜ始めたのか)】

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止を図ることを目的として、予防接種法(昭和23年法律第68号)に定める臨時の予防接種として、令和3年2月から、全国的にワクチン接種事業が開始された。

【目的及び期待する効果(誰(何)をどうしたいのか)】

新型コロナワクチンの接種を進めることにより、新型コロナウイルス感染症の感染拡大を防止し、市民の生命及び健康を損なうリスクの軽減や医療への負荷の軽減を図ることができる。

【内容(何の業務活動をどのような手法で行うか)】

市内医療機関における個別接種に加え、保健センターにおいて集団接種を実施し、コロナワクチン接種を推進する。

令和4年度は、追加接種(3回目接種)が中心となるが、引き続き初回接種(1・2回目接種)も実施する。

	新年度	前年度	差	主な名称
事業費	321,154	315,338	5,816	
国庫支出金	0	0	0	
県支出金	0	0	0	
地方債	235,000	277,000	△ 42,000	保健センター改修事業債
その他	86,154	38,338	47,816	ふるさとづくり基金繰入金
一般財源	0	0	0	

【背景(なぜ始めたのか)】

保健センターは、平成4年に建設され劣化が著しいことから、今後の効率的かつ効果的な維持保全及び施設の長寿命化を図るため改修工事を実施する。また、従来の機能に子どもの遊育に対応した機能を加え、市民の健康保持と子育ての環境の充実を図っていく。

【目的及び期待する効果(誰(何)をどうしたいのか)】

保健センター建物の長寿命化により、安定した行政サービスを市民に提供できる。

【内容(何の業務活動をどのような手法で行うか)】

令和4,5年度は建物内部の大規模改修工事を実施する。

〔健福祉部 国保年金課 所管〕

03010401 後期高齢者医療広域連合負担金

予算書P. 107

(単位: 千円)

	新年度	前年度	差	主な名称
事業費	439,586	412,018	27,568	
国庫支出金	0	0	0	
県支出金	0	0	0	
地方債	0	0	0	
その他	0	0	0	
一般財源	439,586	412,018	27,568	

【背景(なぜ始めたのか)】

老人保健制度に代わる制度として、平成20年4月に後期高齢者医療制度が創設され、茨城県後期高齢者医療広域連合の組織を運営維持するための共通経費及び医療給付費の公費負担分を市が負担することとなった。

【目的及び期待する効果(誰(何)をどうしたいのか)】

茨城県後期高齢者医療広域連合の円滑な財政運営を図る。

【内容(何の業務活動をどのような手法で行うか)】

市町村の均等割、人口割、高齢者人口割により算出した共通経費負担経費及び、医療給付費の市町村負担分(1/12)の療養給付費負担金を、茨城県後期高齢者医療広域連合へ支出する。

内訳

広域連合共通経費 21,895千円

後期高齢者医療給付費 417,691千円

03010402 後期高齢者保健事業

予算書P. 107

(単位: 千円)

	新年度	前年度	差	主な名称
事業費	29,961	28,847	1,114	
国庫支出金	0	0	0	
県支出金	0	0	0	
地方債	0	0	0	
その他	20,304	18,534	1,770	後期高齢者保健事業受託料
一般財源	9,657	10,313	△ 656	

【背景(なぜ始めたのか)】

健康診査事業は、被保険者の生活習慣病の早期発見に努め、健康の保持増進を図ることを目的として、茨城県後期高齢者医療広域連合は、健康診査に係る業務を市町村に委託し実施する。

高齢者の保健事業と介護予防等の一体的な実施事業は、令和元年度の法改正において、後期高齢者医療広域連合が行う高齢者保健事業を、市町村と連携し国保保健事業及び介護予防事業と一体的に実施することとなり、その実施を市町村に委託することができるものとなった。

【目的及び期待する効果(誰(何)をどうしたいのか)】

1. 健康診査事業

被保険者の疾病の早期発見に努め、被保険者の健康の保持増進と医療費の抑制を図る。

2. 高齢者の保健事業と介護予防等の一体的な実施事業

75歳以上の高齢者に対する保健事業とフレイル予防を一体的に実施し、健康寿命の延伸を図る。

【内容(何の業務活動をどのような手法で行うか)】

1. 健康診査事業

集団健診(受診料無料)及び、医療機関健診を実施するとともに、J A健診と連携し受診率の向上に努める。
 集団健診については、新しい生活様式の実践による「3密」の回避のために完全予約制により実施し、電話受付等の業務は民間に委託し行う。

2. 高齢者の保健事業と介護予防等の一体的な実施事業

事業の企画調整や医療・介護・保健等のデータを一体的に活用した地域の健康課題の分析・対象者の把握、生活習慣病等の重症化予防に関わる相談・指導、通いの場等におけるフレイル予防の普及啓発活動等を実施する。

03010602 医療費助成事業

予算書P. 109

(単位: 千円)

	新年度	前年度	差	主な名称
事業費	358,713	354,142	4,571	
国庫支出金	0	0	0	
県支出金	165,288	162,901	2,387	医療福祉費補助金(医療費)
地方債	0	0	0	
その他	25,002	25,002	0	高額療養費返納金
一般財源	168,423	166,239	2,184	

【背景(なぜ始めたのか)】

乳幼児等の医療にかかる患者負担分を公費で助成することで、必要とする医療を容易に受けられる環境を整備し、併せて健康の保持増進と生活の安定を図ることを目的に、県補助事業として始まった。

【目的及び期待する効果(誰(何)をどうしたいのか)】

医療費助成事業の所得基準内の妊産婦、18歳年度末までの子ども、母子家庭、父子家庭及び重度障がい者に対して医療費にかかる経済的負担を軽減し、健康の保持増進と生活の安定を図る。

【内容(何の業務活動をどのような手法で行うか)】

医療保険各法の規定による医療費自己負担分の一部を公費で助成する。対象者の自己負担は、外来が医療機関ごとに1日600円まで、月2回を限度、入院が医療機関ごとに1日300円まで、月3,000円を限度とする(重度障がい者は自己負担なし)。子どもは、小学6年生までは入院、外来の助成、中学生から18歳年度末までは入院のみの助成を行う。

対象者の申請に基づき受給者証を発行し、県内の医療機関受診の際に受給者証を提示することで、助成を受けることができる。県の補助事業であり、財源負担割合は県1/2、市1/2となる。

03010603 すこやか医療費助成事業

予算書P. 110

(単位: 千円)

	新年度	前年度	差	主な名称
事業費	98,983	83,250	15,733	
国庫支出金	0	0	0	
県支出金	0	0	0	
地方債	0	0	0	
その他	200	200	0	高額療養費返納金
一般財源	98,783	83,050	15,733	

【背景(なぜ始めたのか)】

県から補助を受け実施している医療費助成事業(マル福)を所得制限等により利用できない妊産婦及び子どもに対して医療費の一部を市が単独で助成することで、必要な医療を容易に受診できるようにし、少子化対策及び子育て世代の経済的負担の軽減と健康の保持増進を図ることを目的に始まった。

【目的及び期待する効果(誰(何)をどうしたいのか)】

マル福を所得制限等により利用できない妊産婦及び18歳年度末までの子どもに対して医療費にかかる経済的負担を軽減し、子育て世代の健康の保持増進と生活の安定を図る。

【内容(何の業務活動をどのような手法で行うか)】

医療保険各法の規定による医療費自己負担分の一部を公費で助成する。対象者の自己負担は、外来が医療機関ごとに1日600円まで、月2回を限度、入院が医療機関ごとに1日300円まで、月3,000円を限度とする。

対象者の申請に基づき受給者証を発行し、県内の医療機関受診の際に受給者証を提示することで、助成を受けることができる。妊産婦が産科・婦人科以外を受診した場合等は償還払い（後払い方式）により助成する。令和3年10月から、外来の助成を18歳まで拡大した。

03010701 国民年金事務

予算書P. 110

(単位: 千円)

	新年度	前年度	差	主な名称
事業費	3,170	3,316	△ 146	
国庫支出金	3,170	3,316	△ 146	拠出年金事務費交付金
県支出金	0	0	0	
地方債	0	0	0	
その他	0	0	0	
一般財源	0	0	0	

【背景(なぜ始めたのか)】

平成12年4月の地方分権一括法の施行により法定受託事務として定められた年金事務を実施している。

【目的及び期待する効果(誰(何)をどうしたいのか)】

市民の年金受給権の確保を図り、健全な市民生活向上に寄与することができる。また、身近な窓口で国民年金等に係る法定受託事務及び連携事務を実施することにより、市民の利便性が向上する。

【内容(何の業務活動をどのような手法で行うか)】

国民年金被保険者の各種届出、免除・猶予・学生特例申請、各種裁定請求などの窓口受付や相談を行い、迅速に日本年金機構に進達する。また関係機関との連携を密にし、広報紙やホームページを利用した市民への年金制度の周知を図り、年金未加入者や未納を防ぎ確実な年金受給につなげるよう努める。

〔健幸福祉部 介護福祉課 所管〕

03010502 居宅サービス利用者負担軽減事業

予算書P. 108

(単位: 千円)

	新年度	前年度	差	主な名称
事業費	3,932	3,514	418	
国庫支出金	0	0	0	
県支出金	0	0	0	
地方債	0	0	0	
その他	0	0	0	
一般財源	3,932	3,514	418	

【背景(なぜ始めたのか)】

介護保険法施行時(平成12年度)、低所得者は1割の自己負担による介護サービスの利用が困難である場合があることから、市独自の助成を開始した。

【目的及び期待する効果(誰(何)をどうしたいのか)】

要件に該当する低所得の高齢者に対し自己負担の一部を助成し、経済的な負担を軽減することにより在宅生活の継続を支援する。

【内容(何の業務活動をどのような手法で行うか)】

在宅介護サービス利用時の自己負担額(1割)の一部を助成する。

〈助成額〉

介護保険料所得段階が第1段階の方(生活保護受給者を除く。)のうち、

- ・ 老齢福祉年金を受給している方 → 自己負担額の5割を軽減する。
- ・ 上記以外の方 → 自己負担額の3割を軽減する。

〔健幸福祉部 健幸長寿課 所管〕

03010302 シニアクラブ活動助成事業

予算書P. 104

(単位: 千円)

	新年度	前年度	差	主な名称
事業費	3,023	2,918	105	
国庫支出金	0	0	0	
県支出金	756	715	41	高齢福祉対策費補助金
地方債	0	0	0	
その他	0	0	0	
一般財源	2,267	2,203	64	

【背景(なぜ始めたのか)】

昭和38年施行の老人福祉法に基づき、老人福祉を増進するための事業を行うものとして、老人クラブ（現在の守谷市では「シニアクラブ」）の支援を開始。シニアクラブは地域を基盤とする高齢者の自主的な組織であり、国の老人クラブ活動等事業実施要綱に基づき、市は単位シニアクラブ、市シニアクラブ連合会及び県老連と連携を図るとともにシニアクラブ等に対する支援に努め、必要に応じて助言・指導を行う。

【目的及び期待する効果(誰(何)をどうしたいのか)】

市シニアクラブ連合会及び単位シニアクラブの活動をより一層活性化し、高齢者の生きがいや健康づくりを推進する。

【内容(何の業務活動をどのような手法で行うか)】

市では、市シニアクラブ連合会及び単位シニアクラブへの補助金支給を行うと共に、スポーツ大会、文化交流会、研修会、その他生きがい事業や健康づくり事業などの企画及び実施を支援する。

03010303 養護老人ホーム入所措置事業

予算書P. 104

(単位: 千円)

	新年度	前年度	差	主な名称
事業費	19,142	18,108	1,034	
国庫支出金	0	0	0	
県支出金	0	0	0	
地方債	0	0	0	
その他	3,006	2,884	122	老人保護措置費負担金
一般財源	16,136	15,224	912	

【背景(なぜ始めたのか)】

老人福祉法において「65歳以上の方で、環境上の理由及び経済的理由により居宅において養護を受けることが困難な方を養護老人ホームに入所を委託する」との入所措置が定められている。

【目的及び期待する効果(誰(何)をどうしたいのか)】

65歳以上の高齢者で環境上の理由及び経済的理由により、在宅での生活が困難な方の安心安全な生活の場を確保する。

【内容(何の業務活動をどのような手法で行うか)】

対象者の実態把握に努め、心身・経済状況、家庭環境を踏まえた具体的処遇方策の確立を図った上で、適切な施設への入所措置を行う。

入所措置を適切に行うため、守谷市老人ホーム入所判定委員会において、措置要否の判定を行う。

利用者の負担額は、前年の所得により決定する。

	新年度	前年度	差	主な名称
事業費	12,829	2,890	9,939	
国庫支出金	0	0	0	
県支出金	0	0	0	
地方債	0	0	0	
その他	120	10	110	緊急通報サービス納付金
一般財源	12,709	2,880	9,829	

【背景(なぜ始めたのか)】

ひとり暮らし高齢者等に対する、急病や事故など緊急事態時の連絡体制整備が求められていたため、平成2年度から開始した。ひとり暮らし高齢者が増加しているため、ひとり暮らし高齢者のニーズに対応できるよう緊急通報サービス内容を見直し、令和3年度より警備保障会社への委託に切替えた。

【目的及び期待する効果(誰(何)をどうしたいのか)】

65歳以上のひとり暮らし高齢者等の方が、自宅で安心して暮らせるようサービスの拡大及び利用促進を図り、緊急時の迅速な対応を整備することにより安全な生活を確保する。また、安否不明等に対応できる体制を整備することで、有事の際に早急に介入できる。

【内容(何の業務活動をどのような手法で行うか)】

- 1 緊急通報機器を設置し、ボタンを押すと警備会社の警備員が駆け付けると同時に常総広域消防本部に出動要請を行う。
 - 2 安否確認センサーに24時間反応がない場合、自動で通報し、緊急時の駆け付けと同様に出動する。
 - 3 コールセンターの保健師や看護師等が、24時間365日利用者の健康相談に対応する。
 - 4 緊急通報機器で温度・湿度を計測し、自動音声で熱中症注意喚起を行う。
 - 5 避難勧告などのエリアメールを自動音声で読み上げる。
- 緊急通報機器は、電話回線の有無や種類を問わず設置できる。

〔こども未来部 のびのび子育て課 所管〕

03020106 母子・父子福祉支給事業

予算書P. 112

(単位: 千円)

	新年度	前年度	差	主な名称
事業費	19,444	11,944	7,500	
国庫支出金	9,093	4,053	5,040	母子家庭等対策総合支援事業費補助金
県支出金	0	0	0	
地方債	0	0	0	
その他	2,499	2,499	0	茨城県市町村振興協会市町村交付金
一般財源	7,852	5,392	2,460	

【背景(なぜ始めたのか)】

昭和39年度施行の母子及び父子並びに寡婦福祉法において、国及び地方公共団体は、母子・父子家庭等の福祉を増進させる責務があると定めている。ひとり親世帯の経済的援助ができるよう、昭和63年度に守谷町母子福祉住宅手当支給要綱及び守谷町父子福祉手当支給要綱を制定。また、生活の安定や経済的自立の援助ができるよう平成20年度に茨城県高等職業訓練促進給付金等交付要項が施行され、令和元年度に守谷市高等職業訓練促進給付金等支給要綱を制定した。

【目的及び期待する効果(誰(何)をどうしたいのか)】

- ・母子父子福祉住宅手当：借家住まいのひとり親家庭等に、生活基盤となる住宅を確保するための手当を支給することにより、経済的自立を援助する。
- ・母子家庭等高等職業訓練促進等給付金：保護者が就職の際に有利となる資格取得のため養成機関で修業する場合に、給付金を支給し、生活の安定と経済的自立を援助する。

【内容(何の業務活動をどのような手法で行うか)】

- ・母子父子福祉住宅手当

[支給対象]児童扶養手当の全部停止の制限を受けておらず、賃貸住宅（公営住宅を除く）で居住し、本人が賃貸契約しており、かつ賃借料を支払っている世帯

[支給月額]5,000円、[支給時期]4月、8月、12月に前月分までの手当を支給

※令和3年度（令和3年4月現在受給世帯）96世帯

- ・母子家庭等高等職業訓練促進等給付金

[支給対象]児童扶養手当の支給を受けている、または同様の所得水準の世帯等

[支給月額]非課税世帯：100,000円 課税世帯：70,500円

修業最後の12か月 非課税世帯：140,000円 課税世帯：110,500円

[支給時期]各月

※令和3年度（令和3年4月現在受給件数）4件

03020108 家庭児童相談事業

予算書P. 113

(単位: 千円)

	新年度	前年度	差	主な名称
事業費	1,397	3,217	△ 1,820	
国庫支出金	0	110	△ 110	
県支出金	0	0	0	
地方債	0	0	0	
その他	0	0	0	
一般財源	1,397	3,107	△ 1,710	

【背景(なぜ始めたのか)】

児童の健全な養育・福祉を向上させるため、昭和39年4月22日厚生事務官通知「家庭児童相談室の設置運営について」により福祉事務所に設置するとされた。市においては、平成14年2月2日の市制施行に伴い、福祉事務所に設置された。

【目的及び期待する効果(誰(何)をどうしたいのか)】

育児不安や子育てに関する様々な悩みを持つ保護者に対し、臨床心理士等の資格を持つ家庭相談員が相談対応を行い、保護者と一緒に問題の解決に向けて考えていくことで、保護者の不安を軽減する。

児童虐待対応は、各関係機関と連携して、未然防止、早期発見、早期対応に努め、子どもが安心して生活できるよう、家庭環境の調整を行い、児童の健やかな成長を支える。

【内容(何の業務活動をどのような手法で行うか)】

- ・電話または来所による相談対応及び保護者のカウンセリング、児童のプレイセラピー、児童に必要な支援方法や方針を立てるために心理検査を実施
- ・南守谷児童センター（毎週金曜日）、守谷駅前親子ふれあいルーム（毎月第2水曜日）にて出張相談の実施
- ・どならない子育て練習法（グループワークの実施）
- ・児童虐待通告対応
- ・守谷市子ども家庭支援ネットワーク協議会の開催
- ・要保護児童等に関する情報交換・関係機関の連携及び協力の推進に関する協議、広報・啓発活動の推進

03020109 食育啓発事業

予算書P. 114

(単位：千円)

	新年度	前年度	差	主な名称
事業費	81	100	△ 19	
国庫支出金	0	0	0	
県支出金	0	0	0	
地方債	0	0	0	
その他	16	21	△ 5	食育事業参加者負担金
一般財源	65	79	△ 14	

【背景(なぜ始めたのか)】

平成17年度に食育基本法が施行され、県では平成19年3月に茨城県食育推進計画を策定した。市でも平成24年度に「守谷市食育推進計画（計画期間：平成25年から4か年）」、平成28年度に「第二次食育推進計画（平成29年度から5か年）」を策定し、市全体で食育を推進している。令和4年度からは「第三次健康もりや21計画に盛り込まれ、引き続き将来に通ずる乳幼児期の食育の推進を図る。（計画期間：令和4年度から令和13年度）」

【目的及び期待する効果(誰(何)をどうしたいのか)】

市内未就学児及びその保護者に対して、親子クッキングや離乳食教室など、食生活に関する体験や講話などを提供することで、「食」に関する知識と「食」を選択する力、健全な食生活を実践する力を習得してもらい、子どもの心身共に健全なる育成につなげる。

【内容(何の業務活動をどのような手法で行うか)】

- ・親子クッキング及び食に関する講話 全4回
- ・食への関心を高める教室及び食の相談（子育て支援センターを利用する保護者対象）全4回
- ・離乳食教室 全1回
- ・こどもの食に関する相談 通年随時



食育事業 親子クッキング

	新年度	前年度	差	主な名称
事業費	16,919	11,300	5,619	
国庫支出金	3,966	2,952	1,014	ファミリーサポートセンター事業費補助金
県支出金	3,966	2,952	1,014	ファミリーサポートセンター事業費補助金
地方債	0	0	0	
その他	0	2,357	△ 2,357	ファミリーサポートセンター一時預かり負担金
一般財源	8,987	3,039	5,948	

【背景(なぜ始めたのか)】

地域における子育ての相互援助活動を組織化し、男女ともに仕事と家庭を両立するための環境整備対策として平成6年に国の補助金事業として発足。平成13年には、就労有無を問わず子どものいる全ての家庭にサポートが行われることになり、市でも平成13年7月に「在宅援助」事業を開始。平成20年5月からびよびよ（センター内一時預かり）を開設。また、平成31年2月からびよびよほくえん（北園保育所内一時預かり）1か所を増設した。

令和4年度から事業を民間委託し、さらにサービスを拡大し、子育て支援の推進を図る。

【目的及び期待する効果(誰(何)をどうしたいのか)】

育児の支援を受けたい保護者が「利用会員」として登録し、育児を支援する「サポーター会員」のサポートを得て、在宅援助やセンター援助活動（一時預かり）を受ける。仕事と子育ての両立を支援するとともに、安心して子育てができる環境を整備し、子育て支援及び児童福祉の向上を図る。

【内容(何の業務活動をどのような手法で行うか)】

1 相互援助活動

- ・ 保育所、幼稚園、児童クラブへの送迎と帰宅後の援助
- ・ 保護者の就労や病気の場合の援助
- ・ 市主催の講座や会議等で必要な保育ルーム開設時のサポーター派遣

2 一時預かり事業

- ・ 就学前児童の守谷市市民交流プラザ内センターでの預かり「びよびよ」
- ・ 就園前児童の夢っ子ひろば ほくえんでの預かり「びよびよほくえん」

3 サポーターの育成

- ・ サポーター育成講座（年2回以上実施）、サポーター研修（講習、研修等）、フォローアップ講座の実施

令和4年度から事業を民間委託し、ファミリーサポートセンター窓口及び一時預かり「びよびよ」を土曜、祝日も開設し、サービスを拡大する。安全で質の高い支援ができるよう、民間活力を活用し、引き続きサポーター会員の確保、研修等を実施する。



ファミリーサポートセンター 一時預かり事業「びよびよ」

	新年度	前年度	差	主な名称
事業費	36,041	29,494	6,547	
国庫支出金	2,799	2,756	43	地域子育て支援拠点事業補助金
県支出金	2,799	2,756	43	地域子育て支援拠点事業補助金
地方債	0	0	0	
その他	110	128	△ 18	子育て講座参加者負担金
一般財源	30,333	23,854	6,479	

【背景(なぜ始めたのか)】

少子化や育児環境の変化に伴う親の孤立化などにより子育てへの不安や負担感が大きくなっており、子育て家庭を支える取組として、平成6年に小規模型子育て支援センター事業「夢っ子ひろば」を土塔中央保育所に開設した。その後、地域における子育て支援の充実を図るため、平成19年10月に野木崎保育所を改修し、守谷市地域子育て支援センターとして、子育て相談や子育てサークルの育成等の事業を実施し、子育て支援の中心的な役割を担っている。

【目的及び期待する効果(誰(何)をどうしたいのか)】

市内在住の未就学児とその保護者を対象とし、家庭内や地域における子育て機能の低下や、孤独感や不安感を持つ親の育児相談等に対応するため、地域において子育て親子の交流等を促進する場所を設置することにより、地域の子育て支援の充実を図るとともに、保護者の不安感の緩和と児童の健やかな育ちを支援する。

【内容(何の業務活動をどのような手法で行うか)】

- 1 広場事業及び園庭開放（広場事業の開催：夢っ子ひろば，出前広場）
- 2 育児相談（来館，電話，メール，予約相談，ほかほか子育て教室，1歳6か月児健診相談の実施）
- 3 子育て講座（保健講座，食育講座，安全に関する講習，親子ふれあい講座，母親のリフレッシュ講座）
- 4 妊産婦からの子育て支援の実施（プレママ交流会）
- 5 イベント（夢っ子まつり，夢っ子コンサート，ようこそ守谷へなど）
- 6 子育てサークル支援（部屋の貸出，おもちゃ貸出，サークル活動相談）
- 7 地域交流・ボランティア育成（高齢者やボランティアサークルとの交流，小中学生との交流）
- 8 情報発信（子育て支援会議開催，情報誌トライアングルブック発行，広報誌・ホームページ・SNS）

※令和2年度より，新しい生活様式の実践として，公園へ出向き，親子で遊ぶ場として遊びの提供，育児相談等に応じる出前広場「おひさまパーク」を開催。戸外遊びの充実を図り，子どもの心身の発達を促す。父親の育児参加型事業や地域交流事業の実施，また，SNSでの育児に関する情報発信，Instagramによるリアルタイム発信などを通じ，市民がより解りやすい子育て支援の情報を提供していく。



父親の育児参加事業「パパとあそぼう」

	新年度	前年度	差	主な名称
事業費	43,809	44,153	△ 344	
国庫支出金	2,991	2,945	46	地域子育て支援拠点事業補助金
県支出金	2,991	2,945	46	地域子育て支援拠点事業補助金
地方債	0	0	0	
その他	210	319	△ 109	市民交流プラザ・南守谷児童センター貸付料
一般財源	37,617	37,944	△ 327	

【背景(なぜ始めたのか)】

昭和62年度に、児童に健全な遊びを提供し、健康の増進と情操を豊かにすることを目的に児童館が開館（久保ヶ丘地内）。その後、児童の健全育成のほか子育て支援拠点として新たな設置要望が高まり、平成15年度に守谷市児童館建設検討委員会が発足し、施設整備について検討を開始。平成20年度に久保ヶ丘地内の児童館を閉館し、児童センター、家庭児童相談室、市民活動支援センター等が入る複合施設として市民交流プラザが開館した。（指定管理者制度導入）

【目的及び期待する効果(誰(何)をどうしたいのか)】

0～18歳までの児童とその保護者に対して児童が安心して遊べる場を提供し、健康の増進と豊かな情操の発達を促し、児童の健全な育成を図る。また、保護者同士の交流の場や子育て情報を提供して子育て支援を行うとともに、地域の高齢者との異世代交流等、地域と連携した行事開催をとおして地域コミュニティの育成を図る。

【内容(何の業務活動をどのような手法で行うか)】

[運営方法]指定管理者制度：アクティオ(株) [指定管理期間]令和3年度から5か年

[児童センター業務]児童に対する集団的・個別的な遊びの指導（季節行事、制作活動等）、音楽を通じての異世代交流、体力の増進や情操を育む講座やイベント、地域活動支援（子育てサークル・子ども会等の育成・支援）、異世代交流事業（地域住民及び高齢者との交流や異世代交流団体の支援）

[施設貸出業務]施設の利用許可、利用料金の徴収

[維持管理業務]施設・設備の日常的維持管理及び保守点検

※児童センターのほか、市が別途運営する施設として、家庭児童相談室（のびのび子育て課）、ファミリーサポートセンター（地域子育て支援センター）、市民活動支援センター（市民協働推進課）がある。



北守谷児童センター(サッカー講座)

	新年度	前年度	差	主な名称
事業費	43,532	39,959	3,573	
国庫支出金	2,991	2,945	46	地域子育て支援拠点事業補助金
県支出金	2,991	2,945	46	地域子育て支援拠点事業補助金
地方債	0	0	0	
その他	288	857	△ 569	市民交流プラザ・南守谷児童センター貸付料
一般財源	37,262	33,212	4,050	

【背景(なぜ始めたのか)】

昭和62年度に、児童に健全な遊びを提供し、健康の増進と情操を豊かにすることを目的に児童館が開館（久保ヶ丘地内）。その後、児童の健全育成のほか子育て支援拠点として新たな設置要望が高まり、平成15年度に守谷市児童館建設検討委員会が発足し、南守谷地区への新設も含めた施設整備について検討を開始。平成20年度に南守谷地区の児童センターとして開館した。（指定管理者制度導入）

【目的及び期待する効果(誰(何)をどうしたいのか)】

0～18歳までの児童とその保護者に対して、児童が安心して遊べる場を提供し、健康の増進と豊かな情操の発達を促し、児童の健全な育成を図る。また、保護者同士の交流の場や子育てに関する情報を提供して子育て支援を行うとともに、地域の高齢者との異世代交流等、地域と連携した行事開催をとおして、地域コミュニティの育成を図る。

【内容(何の業務活動をどのような手法で行うか)】

[運営方法]指定管理者制度：(株)こどもの森 [指定管理期間]令和3年度から5か年

[児童センター業務]児童に対する集団的・個別的な遊びの指導（季節行事、制作活動等）、配慮を必要とする児童への遊びの支援、体力の増進や情操を育む講座やイベント、地域活動支援（子育てサークル・子ども会等の育成・支援）、異世代交流事業（地域住民及び高齢者との交流や異世代交流団体の支援）

[施設貸出業務]施設の利用許可、利用料金の徴収

[維持管理業務]施設・設備の日常的維持管理及び保守点検

※前年度との比較：主な増額分は、防犯カメラ改修工事によるもの。



南守谷児童センター(ミ・ナーデ運動会)

03020503 守谷駅前親子ふれあいルーム運営管理事業

予算書P. 131

(単位：千円)

	新年度	前年度	差	主な名称
事業費	21,989	21,591	398	
国庫支出金	2,991	2,945	46	地域子育て支援拠点事業補助金
県支出金	2,991	2,945	46	地域子育て支援拠点事業補助金
地方債	0	0	0	
その他	0	0	0	
一般財源	16,007	15,701	306	

【背景(なぜ始めたのか)】

昭和62年度に、児童に健全な遊びを提供し、健康の増進と情操を豊かにすることを目的に児童館が開館（久保ヶ丘地内）。その後、児童の健全育成のほか子育て支援拠点として、平成20年度に南北児童センターが開館したが、子育て世帯が増加傾向にある守谷駅周辺地区に児童施設がないことから、平成27年10月、守谷駅東口に立地するアワーズもりやに、利用対象者を小学生までとする児童館として開館した。（地域活性化・地域住民生活等緊急支援交付金活用）

【目的及び期待する効果(誰(何)をどうしたいのか)】

0～12歳までの児童とその保護者に対して、児童が安心して遊べる場や保護者同士の交流の場、子育てに関する情報を提供し、児童の健全な育成を図るとともに、保護者の子育て支援を行う。

【内容(何の業務活動をどのような手法で行うか)】

[運営方法]業務委託：(株)明日葉 [委託期間]平成30年度から5か年

[児童館業務]広場事業（子育てに関する情報交換・相談の場）、地域活動支援（子育て支援団体の支援）、異世代交流事業（地域高齢者及びボランティアとの交流の場）、育児相談事業

[維持管理業務]施設・設備の日常的維持管理

※施設・設備の保守点検、修繕等、管理全般は市が対応。



守谷駅前親子ふれあいルーム(りんごくらぶ:3才以上講座)

04010225 子育て世代包括支援事業

予算書P. 146

(単位: 千円)

	新年度	前年度	差	主な名称
事業費	10,718	14,435	△ 3,717	
国庫支出金	5,869	4,811	1,058	利用者支援事業補助金
県支出金	1,467	4,811	△ 3,344	利用者支援事業補助金
地方債	0	0	0	
その他	0	0	0	
一般財源	3,382	4,813	△ 1,431	

【背景(なぜ始めたのか)】

「児童福祉法等の一部を改正する法律」「母子保健法」の改正により、妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援を行う「子育て世代包括支援センター」の設置に市町村は努めなければならないこととなり、平成30年度に設置した。

【目的及び期待する効果(誰(何)をどうしたいのか)】

妊娠期から乳幼児期にわたる切れ目のない支援を実施することで、保護者の子育てに対する不安を軽減し、子育てしやすい環境を整え、乳幼児の健全な育成を図る。

【内容(何の業務活動をどのような手法で行うか)】

保健師・保育士等を配置し、相談支援を行うほか、国が定める利用者支援事業実施要綱に規定する母子保健型と基本型の業務を実施する。

<妊娠期から生後4か月まで(母子保健型)>

子育て家庭の状況を把握し、保健師等が相談支援を行い、必要なサービスを利用できるように支援する。

- 1 母子健康手帳交付時及び、転入した妊婦との全員面接を行い、今後の支援プランを作成する。
- 2 出生届提出時に面接を行い、出産子育て支援プランを作成する。
- 3 保健センター、国保年金課との連絡調整を行う。

<0歳から就学前(基本型)>

就学前までの個別相談に応じ、家庭状況やニーズに合った支援制度や子育て支援に関する案内を行う。

- 1 転入した乳幼児の家族と面接を行い、予防接種、健診、子育て支援施設等の案内を行う。
- 2 子育て支援サービスの検討や開発等に努める。

【こども未来部 すくすく保育課 所管】

03020202 保育所等運営管理事務

予算書P. 118

(単位: 千円)

	新年度	前年度	差	主な名称
事業費	11,935	13,686	△ 1,751	
国庫支出金	0	199	△ 199	
県支出金	171	0	171	幼児教育・保育無償化円滑化事業費補助金
地方債	0	0	0	
その他	0	10,377	△ 10,377	
一般財源	11,764	3,110	8,654	

【背景(なぜ始めたのか)】

平成11年度から、保育所等に入所する児童を公平な方法で選考するために、保育所等利用調整委員会を設置した。

また、保育所入所状況については、子ども・子育て支援システムで管理運営をしており、令和3年度からは入所選考システムを導入し、保育所等の利用調整において正確性と迅速性を高めていく。

さらに、令和4年度から給付費等申請クラウドシステムを導入し、業務の効率化と事務負担軽減を進める。

【目的及び期待する効果(誰(何)をどうしたいのか)】

保育所等の入所申込を受け、入所選考システムにより保護者への決定通知を迅速に行うことや、幼児教育・保育の無償化によって複雑になった保育料の徴収を適切に行う。

給付費等申請クラウドシステムを導入し、毎月の給付費の算定や、加算の申請、承認をシステム上で管理することにより、事業者を含めた業務の効率化と事務負担軽減を図る。

【内容(何の業務活動をどのような手法で行うか)】

- ・保育所等利用調整委員会の開催 年2回
- ・保育料徴収経費 納付書印刷代、口座振替手数料等
- ・保育システム委託料 入所選考システム(新規)の導入経費、保育認定システム、子ども・子育て支援システムの運営経費等
- ・給付費等申請クラウドシステム委託料 システム導入経費、カスタマイズ費用

03020203 子ども・子育て支援給付事業

予算書P. 118

(単位: 千円)

	新年度	前年度	差	主な名称
事業費	2,428,470	2,575,925	△ 147,455	
国庫支出金	1,112,354	1,160,929	△ 48,575	子どものための教育・保育給付交付金 子育てのための施設等利用給付交付金
県支出金	517,795	543,783	△ 25,988	子どものための教育・保育給付費県負担金 子育てのための施設等利用給付県負担金
地方債	0	0	0	
その他	183,272	190,961	△ 7,689	保育所入所負担金
一般財源	615,049	680,252	△ 65,203	

【背景(なぜ始めたのか)】

女性の社会進出等に伴い保育を必要とする児童が増加しており、児童福祉法に基づき、家庭での保育が困難な児童に適切な保育を提供するために実施してきた。

平成27年4月に子ども・子育て支援法が施行されたことに伴い、共通化された財政支援の仕組み(公定価格)に基づき、認可保育所等に対して保育に係る費用を給付し、保育を委託することとなった。

令和元年10月からは幼児教育・保育の無償化が開始され、子育てのための施設等利用給付が創設された。

【目的及び期待する効果(誰(何)をどうしたいのか)】

子ども・子育て支援法に基づき、幼稚園、保育所、認定こども園、小規模保育事業等に対して、子どものための教育・保育給付費を支給する。また、令和元年10月からは、幼稚園、認可外保育施設、一時預かり事業、病児保育事業等に対して子育てのための施設等利用給付を支給する。

これにより、保護者が安心して子どもを預けることができ、就労と子育ての両立ができる環境の整備と、幼児期の教育や保育の推進及び地域における子育て支援を図る。

【内容(何の業務活動をどのような手法で行うか)】

- ・施設型給付 利用定員数及び管外利用数（令和4年度見込）
市内認定こども園（2か所・461人），市内新制度移行幼稚園（1か所・135人）
管外公立保育所（3か所・4人），管外認定こども園（12か所・16人）
管外新制度移行幼稚園（2か所・2人）
- ・地域型保育給付
市内小規模保育事業（6か所・114人），市内家庭的保育事業（1か所・4人）
管外小規模保育事業（1か所・1人），管外事業所内保育事業（2か所・5人）
管外家庭的保育事業（1か所・4人）
- ・委託費
市内民間保育所（17か所・1,675人），管外民間保育所（10か所・12人）
- ・施設等利用給付
新制度未移行幼稚園（8か所），認可外保育施設（12か所）
- ・幼稚園の副食費の実費徴収に係る補足給付助成金 120人
- ・多子世帯利用者負担軽減助成金（県補助事業） 125人

03020204 保育人材確保事業

予算書P. 119

（単位：千円）

	新年度	前年度	差	主な名称
事業費	3,043	2,950	93	
国庫支出金	134	214	△ 80	保育対策総合支援事業費補助金
県支出金	0	0	0	
地方債	0	0	0	
その他	2,772	2,520	252	ふるさとづくり基金繰入金
一般財源	137	216	△ 79	

【背景(なぜ始めたのか)】

多様な保育需要に対応するための保育士等の人材が不足しており，市内では利用定員までの受入が困難な，又は保育サービスの充実を図れない事業所が発生している。このため，市内事業者が保育士等人材を確保できるよう，市内事業所との協働による就職説明会及び新たに雇用された常勤保育士等に対する助成事業を引き続き実施する。

【目的及び期待する効果(誰(何)をどうしたいのか)】

市内外の潜在保育士，新卒保育士に対して，国の保育人材確保事業実施要綱に基づき，市内の保育所，小規模保育事業所，認定こども園，幼稚園，認可外保育所の事業所紹介及び面接会の機会を設定する。

また，市内保育事業者に新たに雇用された常勤保育士等に対して，1年間のみ月7,000円の就労助成金を支給する。

市内保育事業者の必要かつ適切な人材確保と，充実した保育サービスの提供を図る。

【内容(何の業務活動をどのような手法で行うか)】

1 就職説明会

潜在保育士及び新卒保育士等を対象とした就職説明会を開催する。

- ・参加施設：市内の保育所，小規模保育事業所，認定こども園，幼稚園，認可外保育所
- ・協力機関：ハローワーク常総，保育士等養成機関
- ・事業対象者：新卒保育士，潜在保育士

2 新規採用保育士就労助成金

市内保育事業者新たに雇用された常勤保育士等に対して、1年間のみ助成金を支給する。

- ・対象：市内保育事業者で新規に雇用された常勤職員（保育士等） 33人見込
- ・金額：7,000円／月



就職説明会（MORIYA Job Fair）

03020205 保育所整備事業

予算書P. 119

（単位：千円）

	新年度	前年度	差	主な名称
事業費	272,281	124,215	148,066	
国庫支出金	242,027	82,810	159,217	保育所等整備交付金
県支出金	0	0	0	
地方債	0	0	0	
その他	30,254	41,405	△ 11,151	ふるさとづくり基金繰入金
一般財源	0	0	0	

【背景(なぜ始めたのか)】

守谷市子ども・子育て支援事業計画に基づき、保育の受け皿を確保するため、施設老朽化に伴う増改築工事の必要が生じた市内民間保育所の施設整備に対する補助を行う。

【目的及び期待する効果(誰(何)をどうしたいのか)】

増改築整備による事業者の経済的負担の軽減を図り、保育所整備の一助とすることで、子ども・子育て支援事業計画に基づく確実な施設整備が可能となる。保育所等入所不承諾児童を解消し、児童福祉の向上を目指す。

【内容(何の業務活動をどのような手法で行うか)】

守谷市民間保育所等施設整備補助金交付要綱に基づき、既存民間保育所の増改築整備に要する費用の一部を補助する。

- ・対象施設 まつやま保育園（社会福祉法人山ゆり会）
- ・定員 120人→132人 12人増
- ・工事期間 令和4年4月～令和5年12月
- ・新園舎保育開始 令和6年1月

03020206 民間保育所1歳児保育補助事業

予算書P. 119

（単位：千円）

	新年度	前年度	差	主な名称
事業費	18,420	14,228	4,192	
国庫支出金	0	0	0	
県支出金	9,210	7,113	2,097	民間保育所等乳児等保育事業費補助金
地方債	0	0	0	
その他	0	0	0	
一般財源	9,210	7,115	2,095	

【背景(なぜ始めたのか)】

低年齢児の保育については、児童の安全確保のために手厚い保育が必要となるほか、保護者の育児休業復帰に伴い、1歳児の保育需要が高まっている。このため、県の民間保育所等乳児等保育事業費補助金交付要項に基づき、民間保育所等における乳児等の保育に従事する非常勤保育士等の雇用に要する費用の補助を行っている。

【目的及び期待する効果(誰(何)をどうしたいのか)】

保育所、認定こども園、小規模保育事業等に対して、1歳児保育に直接従事する非常勤保育士等の雇用経費を補助することにより、安全な保育を確保し児童の健全育成を図る。

【内容(何の業務活動をどのような手法で行うか)】

1歳児保育を行う民間保育所、認定こども園、小規模保育事業等に対して、各月初日における1歳児の人数に基づく額（月額5,000円×1歳児数）を補助する。

- ・対象経費 非常勤保育士等の雇用に要する経費
- ・負担割合 県1/2 市1/2
- ・対象児童数 市内施設 延べ3,600人、市外施設 延べ84人

※前年度との比較：県の補助単価見直し（月額3,900円→月額5,000円）により事業費が増加する。

03020207 民間保育所運営費補助事業

予算書P. 119

(単位：千円)

	新年度	前年度	差	主な名称
事業費	44,772	44,292	480	
国庫支出金	60	60	0	実費徴収補足給付事業補助金
県支出金	60	60	0	実費徴収補足給付事業補助金
地方債	0	0	0	
その他	0	0	0	
一般財源	44,652	44,172	480	

【背景(なぜ始めたのか)】

児童福祉法において、国及び地方公共団体は、児童の保護者とともに児童を心身ともに健やかに育成する責任を負うとされており、市町村には保育を必要とする児童の保育の実施が義務付けられている。市に代わり保育を行う市内の保育所等において、保育内容の充実・強化を図ることを目的とし、平成7年度に守谷市民間保育所運営費補助金交付要綱を定め、事業を開始した。

【目的及び期待する効果(誰(何)をどうしたいのか)】

市内の保育所等に対して、国の定める基準を超えて配置した保育士の人件費及び研修経費を補助し、保育内容の充実・強化を図る。

また、生活保護世帯等に対して、保育所等が保育料とは別に実費徴収する行事代等の一部を補助し、生計困難世帯の児童の健やかな成長を支援する。

【内容(何の業務活動をどのような手法で行うか)】

・民間保育所運営費補助事業

子ども・子育て支援給付事業に係る配置基準を超えて配置された保育士の人件費又は職員の研修経費を、施設の利用定員に応じて決定される基準額の範囲内で補助する。（計26か所）

60人未満 利用定員に24,000円を乗じて得た額（7か所）

60人～89人 1,440千円（6か所） 90人～119人 2,160千円（9か所）

120人～149人 2,880千円（2か所） 150人～179人 3,600千円（1か所）

180人～209人 4,320千円（1か所）

・実費徴収補足給付事業

生活保護世帯等に対し、保育所等が保育料とは別に徴収する行事や文房具等に要する費用の一部を補助する。

教材費・行事費等 月額2,500円

※前年度との比較：認証保育園から小規模保育事業への事業移行（1か所）に伴う対象施設数の増により事業費が増加する。

	新年度	前年度	差	主な名称
事業費	22,670	28,172	△ 5,502	
国庫支出金	7,556	9,390	△ 1,834	子ども・子育て支援交付金
県支出金	7,556	9,390	△ 1,834	子ども・子育て支援交付金
地方債	0	0	0	
その他	0	0	0	
一般財源	7,558	9,392	△ 1,834	

【背景(なぜ始めたのか)】

就労形態の変化に伴い、突発的に保育所等における児童の保育が必要となった保護者のニーズに対応するため事業を実施している。

平成27年度に施行された子ども・子育て支援法においては、「地域子ども・子育て支援事業」と位置付け、子育て支援の着実な推進を図るため実施することが定められている。

【目的及び期待する効果(誰(何)をどうしたいのか)】

家庭において一時的に保育が困難になった児童を保育所等で一時的に預かり、必要な保育を行う。保護者の育児疲れによる心理的・身体的負担の軽減や社会参加を支援する等、安心して子育てができる環境を整備し、児童福祉の向上を図る。

【内容(何の業務活動をどのような手法で行うか)】

・一時預かり (一般型)

民間保育所において、年間延べ利用児童数により区分された年額を上限として、事業に必要な経費を委託料として支出する。

年間延べ利用児童数 300人未満 (3か所) 2,676,000円

年間延べ利用児童数 300～899人 (3か所) 3,024,000円

・一時預かり (幼稚園型)

幼稚園又は認定こども園において、年間延べ利用児童数により区分された年額を上限として事業に必要な経費を委託料として支出する。

※市外児童の利用については、利用児童数に応じて市町村で按分する。

※前年度との比較：基準額の増額。利用児童数の減及び実施施設の減により事業費は減額となる。

	新年度	前年度	差	主な名称
事業費	33,592	30,373	3,219	
国庫支出金	11,197	10,124	1,073	子ども・子育て支援交付金
県支出金	11,197	10,124	1,073	子ども・子育て支援交付金
地方債	0	0	0	
その他	0	0	0	
一般財源	11,198	10,125	1,073	

【背景(なぜ始めたのか)】

核家族化、地域のつながりの希薄化により、育児に不安を抱える保護者が増加しており、乳幼児を連れて気軽に立ち寄り、保育士等の有資格者や子育て経験者に見守られながら他の親子との交流や育児相談ができる身近な場所を整備する必要があると開始した。

平成27年度に施行された子ども・子育て支援法においては、「地域子ども・子育て支援事業」と位置付け、子育て支援の着実な推進を図るため実施することが定められている。

【目的及び期待する効果(誰(何)をどうしたいのか)】

地域子育て支援拠点事業を実施する民間保育所等を支援し、地域における子育て親子の交流の促進及び子育て支援機能の充実を図ることで、保護者の子育てに関する不安感等を緩和し、児童の健やかな成長につなげる。

【内容(何の業務活動をどのような手法で行うか)】

様々な子育てに関する相談、異年齢交流の推進、子育て世帯のコミュニティの場を提供する民間保育所を地域子育て支援拠点施設と位置付け、その事業に要する経費を基準額の範囲内で委託料として支出する。

・基準額 5日型(常勤職員を配置) (4施設) 8,398,000円

※昨年度との比較：基準額の増額。

03020211 延長保育事業

予算書P. 119

(単位：千円)

	新年度	前年度	差	主な名称
事業費	43,626	39,217	4,409	
国庫支出金	14,541	13,072	1,469	子ども・子育て支援交付金
県支出金	14,541	13,072	1,469	子ども・子育て支援交付金
地方債	0	0	0	
その他	0	0	0	
一般財源	14,544	13,073	1,471	

【背景(なぜ始めたのか)】

就労形態の変化に伴い、突発的な保育時間の延長という保護者ニーズに対応するため事業を実施している。

平成27年度に施行された子ども・子育て支援法においては、「地域子ども・子育て支援事業」と位置付け、子育て支援の着実な推進を図るため実施することが定められている。

【目的及び期待する効果(誰(何)をどうしたいのか)】

保育所、認定こども園、小規模保育事業所等に委託し、保育標準時間を超えて児童を預かる延長保育を実施することで、就労形態の多様化に伴う保育需要に対応するとともに、保護者の就労と育児の両立を支援する。

【内容(何の業務活動をどのような手法で行うか)】

延長保育を実施する保育所等に対して、保育時間に応じた基準額の範囲内で要した費用を委託料として支出する。

・基準額

○一般型(保育短時間)

1時間延長(家庭的保育事業) 83,100円×利用児童数(1か所)

○一般型(保育標準時間)

1時間延長(保育所、認定こども園) 1,665,000円(15か所)

2時間延長(保育所、認定こども園) 2,617,000円(4か所)

1時間延長(小規模保育事業A型) 1,336,000円(6か所)

※前年度との比較：基準額の増額および令和4年度新規開園(1施設)による事業者数の増加による増額。

03020213 認証保育園委託事業

予算書P. 120

(単位：千円)

	新年度	前年度	差	主な名称
事業費	83,984	122,891	△ 38,907	
国庫支出金	0	0	0	
県支出金	0	0	0	
地方債	0	0	0	
その他	0	0	0	
一般財源	83,984	122,891	△ 38,907	

【背景(なぜ始めたのか)】

認可保育所へ申込みをしたが入所不承諾となった児童に、保育の場を提供するため、平成14年度から事業を開始した。

【目的及び期待する効果(誰(何)をどうしたいのか)】

認証保育園（市認定の認可外保育所（2か所））へ保育を委託し、保育所入所不承諾児童の解消を図り、保護者の就労を支援する。

【内容(何の業務活動をどのような手法で行うか)】

市内認可外保育所を認証保育園として認定・契約し、認可保育所に入所不承諾となった市内在住の児童を受入れる。

- ・令和4年度認証保育園数 2か所
- ・委託見込数 延べ 912人
- ・月額保育料上限額 0歳児：30,000円 1歳児：30,000円、2歳児：25,000円、3～5歳児：17,000円

※同一世帯に該当児童が2人以上いる場合、第2子は所定保育料の半額、第3子以降は無料。

※前年度との比較：かしわノ木守谷保育園の小規模保育事業への移行により認証保育園利用者数が減になる。

委託見込数（令和3年度 3園 1,328人、令和4年度 2園 912人）

03020214 病児・病後児保育室委託事業

予算書P. 120

（単位：千円）

	新年度	前年度	差	主な名称
事業費	9,471	9,471	0	
国庫支出金	3,156	3,156	0	子ども・子育て支援交付金
県支出金	3,156	3,156	0	子ども・子育て支援交付金
地方債	0	0	0	
その他	0	0	0	
一般財源	3,159	3,159	0	

【背景(なぜ始めたのか)】

病気回復期の児童について、保護者が仕事を休めない等のやむを得ない理由で家庭での保育や集団保育ができない場合の預け先を確保するため、次世代育成支援対策行動計画の中で、実施すべき必要な事業として位置づけられ平成22年度に事業を開始した。平成31年2月から、病後児のみでなく、病児（回復期に至らないが症状の急変が認められない児童）の受入を開始した。

【目的及び期待する効果(誰(何)をどうしたいのか)】

病気にかかり、回復期ではないが症状の急変が認められず、集団保育や家庭での保育が困難な児童を静養できる環境において一時的に預かることで、仕事を続けて休むことができない保護者等に対して、安心して就労等ができる環境を整備し、子育てと就労の両立を支援する。

【内容(何の業務活動をどのような手法で行うか)】

- ・実施施設：すこやかルーム（運営：社会医療法人社団 光仁会 総合守谷第一病院）
守谷市松前台一丁目16番地6
- ・利用時間：月～金曜日 午前8時から午後6時まで 土曜日 午前8時から午後1時まで
- ・休業日：日曜日、祝日、年末年始（12月29日～1月3日）
- ・利用料金：1日2,000円（5時間以内1,000円、1時間追加毎200円加算）
- ・定員：3人
- ・対象：生後6か月から小学校6年生までの児童。市内在住者優先（定員に満たなければ市内在勤の市外者も可）
児童…病気にかかり、回復期ではないが症状の急変が認められず、保育所等での集団保育が困難な状態
保護者…勤務の都合、傷病、事故、出産、冠婚葬祭等により保育が困難な場合

	新年度	前年度	差	主な名称
事業費	60,150	57,744	2,406	
国庫支出金	30,075	28,872	1,203	保育対策総合支援事業費補助金
県支出金	0	0	0	
地方債	0	0	0	
その他	0	0	0	
一般財源	30,075	28,872	1,203	

【背景(なぜ始めたのか)】

保護者が育児休業を切り上げて復職すること無く、育児休業終了後の保育所等の利用申込が可能となるよう入所予約制を実施している。

国は入所予約制の実施体制を整備するために、保育対策総合支援事業費補助金（保育利用支援事業）として、入所予約制により児童が入所するまでの期間に、保護者との連絡調整や相談対応を行う保育士の人件費を補助する事業を実施しており、市では令和元年度から補助事業を開始した。

【目的及び期待する効果(誰(何)をどうしたいのか)】

入所予約制の実施により、保護者は保育所等の入所時期に関係なく、育児休業を最大限取得することが可能となり、職場復帰に向けた保護者の不安解消と児童福祉の向上につながる。また、児童が入所するまでの期間の人件費を補助することで、施設における保育士等の処遇改善も期待できる。

【内容(何の業務活動をどのような手法で行うか)】

市内の民間保育所、認定こども園、小規模保育事業に対して、入所予約の児童が入所するまでの間、保護者等との連絡調整や保護者への相談対応を行う保育士等の配置に要する費用の一部を補助する。

- ・対象経費 保護者等との連絡調整を行う保育士等の人件費
- ・基準額 1施設当たり2,406,000円
- ・負担割合 国1/2 市1/2
- ・対象施設 保育所17施設 認定こども園2施設 小規模保育事業6施設

※前年度との比較：小規模保育事業の1施設増により事業費が増加する。

	新年度	前年度	差	主な名称
事業費	17,800	0	17,800	
国庫支出金	8,350	0	8,350	保育対策総合支援事業費補助金 子ども・子育て支援交付金
県支出金	1,100	0	1,100	子ども・子育て支援交付金
地方債	0	0	0	
その他	0	0	0	
一般財源	8,350	0	8,350	

【背景(なぜ始めたのか)】

保育所等における新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止対策の支援として、令和元年度から実施されていた国の補助事業が令和4年度も継続されることとなったため、当該事業を活用し、保育所等で感染症対策に必要な経費に対する補助を行う。

【目的及び期待する効果(誰(何)をどうしたいのか)】

保育所等の施設において、新型コロナウイルス感染症の拡大を防止するため、対策に必要な物品や経費に対する補助を行い、安全な保育環境の維持を図る。

【内容(何の業務活動をどのような手法で行うか)】

私立保育所等に対し、次の経費の補助を行う。

- ・保育所等職員が感染症対策の徹底を図りながら保育を継続的に実施していくために必要な経費
(感染症対策業務手当, 研修受講等)
- ・マスク, 消毒液等の衛生用品及び感染防止用の物品購入等

対象施設 (44か所)

私立保育所17か所, 幼保連携型認定こども園1か所, 小規模保育事業6か所

家庭的保育事業1か所, 認可外保育施設8か所, 一時預かり事業6か所

地域子育て支援拠点事業4か所, 病児保育事業1か所

補助割合

国: 1/2 市: 1/2

03020222 フッ化物洗口推進事業

予算書P. 123

(単位: 千円)

	新年度	前年度	差	主な名称
事業費	1,204	0	1,204	
国庫支出金	0	0	0	
県支出金	1,204	0	1,204	フッ化物洗口推進事業補助金
地方債	0	0	0	
その他	0	0	0	
一般財源	0	0	0	

【背景(なぜ始めたのか)】

むし歯予防に効果があるフッ化物洗口を就学前施設で推進するため、県の市町村フッ化物洗口推進事業実施要綱に基づき、フッ化物洗口を実施する私立保育所等に対し、事業実施に係る費用の補助を行う。

【目的及び期待する効果(誰(何)をどうしたいのか)】

私立保育所, 幼稚園, 認定こども園及び認可外保育施設に対して、フッ化物洗口の実施に係る経費を補助することにより、児童の口腔衛生の向上を図る。

【内容(何の業務活動をどのような手法で行うか)】

フッ化物洗口を実施する私立保育所, 幼稚園, 認定こども園及び認可外保育施設に対して、700円×フッ化物洗口実施者数を上限とし、補助する。

- ・対象児童数 (4・5歳児)

私立保育所631人, 幼稚園708人, 認定こども園310人, 認可外保育施設70人

10060104 私立幼稚園特別支援事業

予算書P. 232

(単位: 千円)

	新年度	前年度	差	主な名称
事業費	2,280	1,680	600	
国庫支出金	0	0	0	
県支出金	0	0	0	
地方債	0	0	0	
その他	0	0	0	
一般財源	2,280	1,680	600	

【背景(なぜ始めたのか)】

障がい等のある園児及び特別な教育的ニーズを有する園児の教育条件の維持向上を図り、障がい等の有無にかかわらず、広く幼児を私立幼稚園に受け入れることができる体制整備を促進するため創設された。

【目的及び期待する効果(誰(何)をどうしたいのか)】

障がい児の幼児教育を実施している市内の私立幼稚園に対し、特殊教育の振興及び経済負担の軽減を図り、障がい児の幼児教育の充実を図る。

【内容(何の業務活動をどのような手法で行うか)】

対象園児が就園している私立幼稚園に対し、在籍する障がい児1人当たり1か月10,000円を補助する。

・対象者見込：19人

※前年度との比較：対象者見込数の増により事業費が増加する。

〔こども未来部 土塔中央保育所 所管〕

03020401 土塔中央保育所運営事業

予算書P. 124

(単位: 千円)

	新年度	前年度	差	主な名称
事業費	106,401	94,807	11,594	
国庫支出金	0	0	0	
県支出金	41	0	41	フッ化物洗口推進事業補助金
地方債	0	0	0	
その他	17,471	17,382	89	保育所入所負担金(現年度分)
一般財源	88,889	77,425	11,464	

【背景(なぜ始めたのか)】

昭和22年制定の児童福祉法により、国及び地方公共団体は児童の保護者とともに児童を心身ともに健やかに育成する責任を負うことが定められた。昭和23年には「児童福祉施設最低基準」において、就労等の理由により家庭での保育が困難な児童を保育する保育所の施設条件が定められ、昭和38年に前身となる土塔保育所が開所。昭和56年に土塔中央保育所として現在の場所で開所することとなった。

【目的及び期待する効果(誰(何)をどうしたいのか)】

保育を必要とする未就学児に対して、保護者に代わり、健全な生活の場と、人間形成の基礎を築くことができる保育を提供することにより、心身の安定した生活と健全な成長発達を図る。

また、保護者に対して児童を安心して預ける場所を提供するとともに、育児に関する情報提供や相談対応を行うことにより、就労と子育ての両立を支援する。

【内容(何の業務活動をどのような手法で行うか)】

児童福祉法に定める設置基準に基づく保育士を配置し、各年齢にあったカリキュラムに添って保育を実施する。また、給食の提供のほか、延長保育、障がい児保育を実施する。

・定員 122人

・保育時間(延長保育時間含む) 月～金曜日 午前7時～午後7時 土曜日 午前7時～午後6時

※前年度との比較: 加配児の増加により会計年度任用職員の増員のため人件費の増額。



食育事業
お米を作ろう! 牛乳パックで脱穀作

〔こども未来部 北園保育所 所管〕

03020402 北園保育所運営事業

予算書P. 126

(単位：千円)

	新年度	前年度	差	主な名称
事業費	84,445	93,271	△ 8,826	
国庫支出金	0	0	0	
県支出金	25	0	25	フッ化物洗口推進事業補助金
地方債	0	0	0	
その他	20,458	33,144	△ 12,686	保育所入所負担金(現年度分)
一般財源	63,962	60,127	3,835	

【背景(なぜ始めたのか)】

昭和22年制定の児童福祉法により、国及び地方公共団体は児童の保護者とともに児童を心身ともに健やかに育成する責任を負うことが定められた。昭和23年には「児童福祉施設最低基準」において、就労等の理由により家庭での保育が困難な児童を保育する保育所の施設条件が定められ、昭和52年に北園保育所が開所。その後、守谷東土地地区画整理事業に伴い、平成9年に現在の場所へ移転した。

【目的及び期待する効果(誰(何)をどうしたいのか)】

保育を必要とする未就学児に対して、保護者に代わり、健全な生活の場と、人間形成の基礎を築くことができる保育を提供することにより、心身の安定した生活と健全な成長発達を図る。

また、保護者に対して児童を安心して預ける場所を提供するとともに、育児に関する情報提供や相談対応を行うことにより、就労と子育ての両立を支援する。

【内容(何の業務活動をどのような手法で行うか)】

児童福祉法に定める設置基準に基づく保育士を配置し、各年齢のカリキュラムに添って保育を実施する。

また、給食の提供のほか、延長保育、障がい児保育を実施する。

・定員 94人

・保育時間(延長保育時間含む) 月～金曜日 午前7時～午後7時 土曜日 午前7時～午後6時

※前年度との比較：主な減額分は、LED照明改修工事の終了によるもの。



雪遊び(かまくら作り)

〔都市整備部 都市計画課 所管〕

08040101 都市計画庶務事務

予算書P. 171

(単位：千円)

	新年度	前年度	差	主な名称
事業費	19,399	35,945	△ 16,546	
国庫支出金	3,476	0	3,476	都市構造再編集集中支援事業費補助金
県支出金	0	0	0	
地方債	0	0	0	
その他	12,393	35,945	△ 23,552	ふるさとづくり基金繰入金
一般財源	3,530	0	3,530	

【背景(なぜ始めたのか)】

昭和43年に現行の都市計画法が制定され、都市計画の内容及びその決定手続、都市計画制限、都市計画事業その他都市計画に関し必要な事項が定められた。

【目的及び期待する効果(誰(何)をどうしたいのか)】

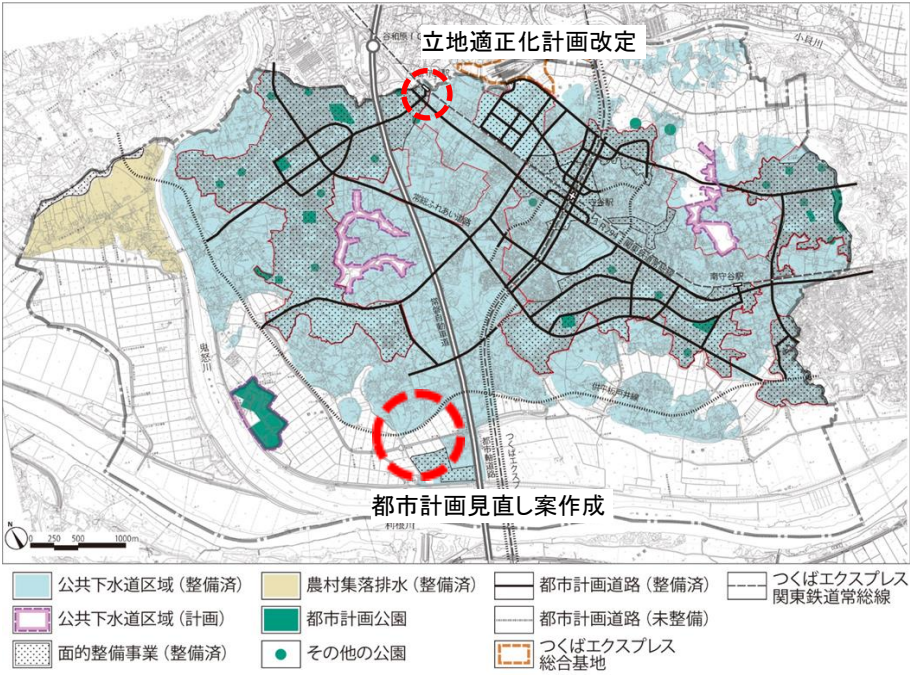
都市計画により都市内の限られた土地資源を有効に配分し、道路・公園・下水道などの都市施設、建築敷地及び用途、緑地・自然環境などを適正に配置することにより、都市の健全な発展と秩序ある整備を図り、健康で文化的な都市生活及び機能的な都市活動を行うことができるまちづくりを行う。

【内容(何の業務活動をどのような手法で行うか)】

適正なまちづくりを行うため、立地適正化計画の改定及び都市計画見直し案の作成を行う。

立地適正化計画は、令和2年9月の都市再生特別措置法の改正に対応するため、居住誘導区域における防災・減災対策の取組として「防災指針」を明記するとともに新守谷駅周辺地区を居住誘導区域に含めるよう改定する。

都市計画見直し案の作成は、産業系の土地利用が検討されている常磐自動車道守谷サービスエリア周辺について、市街化区域編入、用途地域、地区計画等の都市計画見直し案を作成する。



	新年度	前年度	差	主な名称
事業費	5,642	2,913	2,729	
国庫支出金	0	0	0	
県支出金	0	0	0	
地方債	0	0	0	
その他	1,362	1,471	△ 109	屋外広告物許可申請手数料
一般財源	4,280	1,442	2,838	

【背景(なぜ始めたのか)】

平成16年に国において景観法が定められ、まちづくりにおいては、恵まれた豊かな水辺や緑を保全するとともに、良好な景観を創出していくことが大切であるため、市は平成17年8月24日に「景観行政団体」となった。

また、無秩序な市街化を抑制し、都市の健全な発展と計画的なまちづくりを進め、良好な都市景観の形成を図るため、平成19年4月1日に「守谷市景観計画」、「守谷市景観法の施行等に関する条例」を定めた。

【目的及び期待する効果(誰(何)をどうしたいのか)】

市民共有の財産である良好な都市景観を守り、次世代に引継ぐために「守谷市景観計画」に即した景観まちづくりを、市民の理解のもと進めていく。

あわせて、屋外広告物の氾濫が景観形成を阻害している一つの要因であることから、「守谷市屋外広告物条例」に基づき屋外広告物を適正に管理することにより、街並みの良好な環境の保持に努める。

【内容(何の業務活動をどのような手法で行うか)】

「守谷市景観計画」に基づき、建築物を主体とした良好な景観形成の推進、快適な都市環境の創出を図るため、景観計画に示す基準による助言、指導、条例に基づく届出の受付、「守谷市景観審議会」の運営を行う。

市内に存在する多数の屋外広告物の管理を屋外広告物等管理システムにより行い、市内に無秩序に掲出された違反広告物に対して「守谷市屋外広告物条例」及び「守谷市違反広告物是正指導要綱」に基づき、市内全域を4区域に分けた2期(2年目)の是正指導を実施する。

生垣設置補助金を新設し、生垣設置に対して補助金(上限15万円)を交付し、良好な都市景観の形成を図る。

	新年度	前年度	差	主な名称
事業費	125,923	124,612	1,311	
国庫支出金	0	0	0	
県支出金	0	0	0	
地方債	0	0	0	
その他	117,813	124,612	△ 6,799	貸店舗貸付料
一般財源	8,110	0	8,110	

【背景(なぜ始めたのか)】

守谷駅東口商業街区に魅力ある街並み形成のため、平成21年7月にアワーズもりやを開業させ、「守谷駅前賑わい創出事業」として平成28年度まで行ってきたが、更なる適切な施設管理を行うため、平成29年度より「アワーズもりや管理事業」に移行した。

【目的及び期待する効果(誰(何)をどうしたいのか)】

空区画への新たなテナントの募集や入居済みテナントへのフォロー、建物の修繕管理を行い、アワーズもりやの適切な管理を行う。

【内容(何の業務活動をどのような手法で行うか)】

守谷駅東口商業街区にある建物について、所有者の三菱HCキャピタル(株)と賃貸借契約(平成21年7月から20年間)を結び、商業施設管理者(大和情報サービス(株):17テナント)、医療施設賃貸者(JA三井リース建物(株):6テナント)及び駐車場賃貸者(三井不動産リアルティ(株):自動車219台、自転車92台(内バイク3台))に転貸等を行い、商業施設、医療施設及び立体駐車場・駐輪場の適切な管理を行う。



アワーズもりや

08040109 公共交通運行事業

予算書P. 173

(単位:千円)

	新年度	前年度	差	主な名称
事業費	91,816	85,401	6,415	
国庫支出金	1,650	2,475	△ 825	都市構造再編集集中支援事業費補助金
県支出金	0	0	0	
地方債	0	0	0	
その他	11,911	822	11,089	ふるさとづくり基金繰入金
一般財源	78,255	82,104	△ 3,849	

【背景(なぜ始めたのか)】

平成8年9月に運行開始した福祉循環バスを平成13年10月からコミュニティバスに形態変更して運行していたが、様々な課題が挙がり、平成20年6月に「守谷市循環バスのあり方等研究会」を設置し、今後のバスのあり方等について検討した。その結果、路線バスとコミュニティバスの補完関係を明確にし、連携の強化を目的として平成20年度に「守谷市地域公共交通活性化協議会」を設置し、協議会を主体に公共交通の見直しに取り組み、平成22年度からモコバスを運行した。

【目的及び期待する効果(誰(何)をどうしたいのか)】

効率的で利便性の高い「将来にわたって持続可能な公共交通網の形成」を目指す。

【内容(何の業務活動をどのような手法で行うか)】

地域公共交通網計画(5か年計画)は令和4年度に目標年次を迎えるため、将来にわたって持続可能な公共交通網を形成し、市内交通アクセスの向上を図るため、新たに地域公共交通計画を策定する。

また、新型コロナウイルスの感染症拡大により大きな影響を受けた関東鉄道常総線に対して、安全な公共交通機関維持のため、沿線市と強調し安全設備整備に対する補助を行う。引き続き、モコバス2ルート及びデマンド乗合交通4台を運行する。



モコバス新型車両



デマンド乗合交通

	新年度	前年度	差	主な名称
事業費	5,572	117	5,455	
国庫支出金	0	0	0	
県支出金	0	0	0	
地方債	0	0	0	
その他	0	0	0	
一般財源	5,572	117	5,455	

【背景(なぜ始めたのか)】

全国的に少子高齢化等による人口減少により空家等は増加傾向となっている。平成27年5月26日の「空家等対策の推進に関する特別措置法」の全面施行により、次世代への有効な資産として引き継ぐために空家化の予防、空家利活用の促進及び管理不全空家等の解消の施策が必要となった。

【目的及び期待する効果(誰(何)をどうしたいのか)】

空家等に関する施策を実施し、地域住民の生命、身体又は財産を保護すること及び生活環境の保全と空家等の活用を推進し、地域の活性化を図る。

【内容(何の業務活動をどのような手法で行うか)】

守谷市空家等対策計画に基づき、空家等の発生抑制に向けた周知や適正な管理に関する意識向上、空家バンクによる空家等の流通の促進を行う。更に空家等対策協議会に対し、特定空家等の認定について諮問等を行い、助言や指導、勧告等の必要な措置を進める。

また、守谷市空家等対策計画（計画期間平成29年度～令和3年度）の見直しを行う。

	新年度	前年度	差	主な名称
事業費	4,017	0	4,017	
国庫支出金	2,000	0	2,000	防災・安全交付金(住宅・建築物安全ストック形成事業)
県支出金	1,000	0	1,000	木造住宅・ブロック塀等耐震化支援事業
地方債	0	0	0	
その他	0	0	0	
一般財源	1,017	0	1,017	

【背景(なぜ始めたのか)】

平成30年6月に発生した大阪北部地震では、耐震性に問題があるブロック塀等が倒壊し、2名が死亡するなど重大な被害を及ぼしました。地震時にブロック塀等が倒壊することにより、こうした痛ましい事故が発生してしまうおそれがあるほか、道路を塞いで避難や救援活動の障害になるなどの悪影響が指摘されている。

【目的及び期待する効果(誰(何)をどうしたいのか)】

危険ブロック塀等無くすことにより、災害時に歩行者等への安全を確保するとともに、道路の通行も確保し避難や救援活動ができるようにする。

【内容(何の業務活動をどのような手法で行うか)】

危険ブロック塀等の所有者に対し、改修等による安全確保を促進するため、撤去費用に対し補助金（上限20万円）を交付する。



倒壊したブロック塀



危険なブロック塀

08040202 保存緑地等事業

予算書P. 175

(単位：千円)

	新年度	前年度	差	主な名称
事業費	3,479	3,463	16	
国庫支出金	0	0	0	
県支出金	0	0	0	
地方債	0	0	0	
その他	0	3,463	△ 3,463	
一般財源	3,479	0	3,479	

【背景(なぜ始めたのか)】

「守谷市緑の保全と緑化の推進に関する条例」(平成5年施行)の規定及び「第二次守谷市緑の基本計画」に基づき、緑豊かな生活環境の形成を図り、健康で明るく住みよい市民生活の確保に寄与する。

また、貴重な資源である緑を後世に残すために、保存緑地等の所有者に対して助成を行う。

【目的及び期待する効果(誰(何)をどうしたいのか)】

「守谷市緑の保全と緑化の推進に関する条例」の規定に基づき、所有者等の協力を得て保存緑地及び保存樹木を指定することにより、緑豊かな自然環境を形成している緑地等を保全し、地域の美観、風致を維持することができる。

また、愛宕谷津一带は令和3年10月に策定された「第二次守谷市緑の基本計画」において緑化重点地区に設定されており、借地することにより恒久的に自然環境を保全していく。

【内容(何の業務活動をどのような手法で行うか)】

令和3年度から新たに10年間の保存緑地の指定を受けた所有者に対し助成を行う。面積500㎡以上2,000㎡未満は10,000円/年(対象者101人)、2,000㎡以上5,000㎡未満は15,000円/年(対象者57人)、5,000㎡以上は20,000円/年(対象者35人)であり、指定面積は、約69.9haである。

また、保存樹木所有者への助成については、1本当たり5,000円/年行う。指定本数は52本である。(内、市所有1本分は助成対象外)

愛宕谷津においては、今年度も地権者に対し賃貸借契約(5円/㎡・年)の交渉を進め、契約済みと合わせ、約12.0haの借地を予定している。



保存緑地と愛宕谷津

〔都市整備部 建設課 所管〕

08010102 道路管理事業

予算書P. 166

(単位: 千円)

	新年度	前年度	差	主な名称
事業費	15,648	16,622	△ 974	
国庫支出金	0	0	0	
県支出金	0	0	0	
地方債	0	0	0	
その他	0	0	0	
一般財源	15,648	16,622	△ 974	

【背景(なぜ始めたのか)】

道路の適切な維持管理を図るため、道路法により道路台帳の調製、保管及び閲覧に供することが定められているため。

【目的及び期待する効果(誰(何)をどうしたいのか)】

道路台帳及び道路境界確定図書ファイリングシステムの更新により、最新の市道の現況を的確に捉え、維持管理を適切に行う。

【内容(何の業務活動をどのような手法で行うか)】

市内全域において、新設改良、拡幅改良、維持補修等を実施した路線の構造、区域、道路施設等、道路管理に必要な事項の道路台帳補正のほか、測量業務等を行う。

今年度の主な業務委託

- ・道路台帳補正業務 5,863千円
- ・道路境界確定図ファイリング 6,875千円
- ・測量業務 600千円

08020101 道路補修事業

予算書P. 168

(単位: 千円)

	新年度	前年度	差	主な名称
事業費	230,877	242,159	△ 11,282	
国庫支出金	0	11,545	△ 11,545	
県支出金	0	0	0	
地方債	0	0	0	
その他	36,240	38,687	△ 2,447	道路等占用料
一般財源	194,637	191,927	2,710	

【背景(なぜ始めたのか)】

市民が道路を安全に通行できるよう、常時良好な状態に維持するため。

【目的及び期待する効果(誰(何)をどうしたいのか)】

一般交通に支障を及ぼさないように道路の維持・修繕を行う。

【内容(何の業務活動をどのような手法で行うか)】

道路清掃・路肩除草及び道路排水施設の清掃等を行う。また、道路状況が悪化した箇所を補修する。



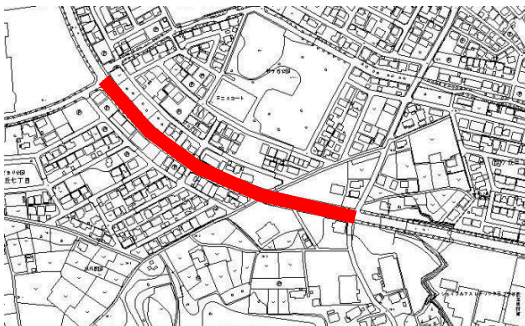
舗装工事が完了した市道101号線(松前台地内)

令和4年度施工箇所一覧

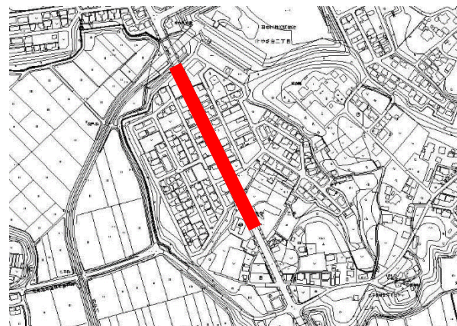
(単位：千円)

No.	工事名及び工事箇所	工事費	工事内容
①	市道101号線舗装修繕工事 (松ヶ丘地内)	29,150	切削オーバーレイ L=530m
②	市道101号線舗装修繕工事 (けやき台地内)	40,040	路上再生路盤 L=260m
③	市道102号線舗装修繕工事 (御所ヶ丘地内)	8,250	切削オーバーレイ L=150m
④	市道106号線舗装修繕工事 (本町地内)	16,500	切削オーバーレイ L=300m
⑤	市道2092号線舗装修繕工事 (薬師台地内)	14,850	切削オーバーレイ L=270m
⑥	市道2025号線舗装修繕工事 (松前台地内)	28,600	切削オーバーレイ(2層) L=260m
⑦	市道4263号線舗装修繕工事 (松ヶ丘地内)	12,375	切削オーバーレイ L=225m

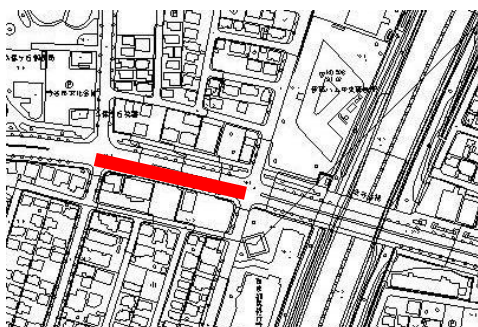
工事箇所 ①市道101号線(松ヶ丘)



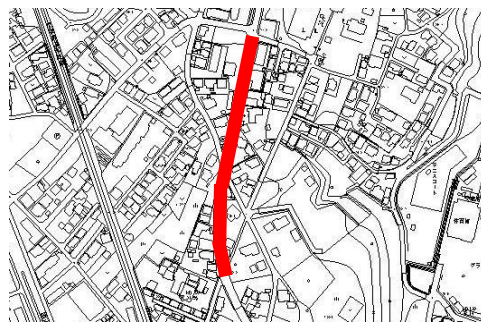
工事箇所 ②市道101号線(けやき台)



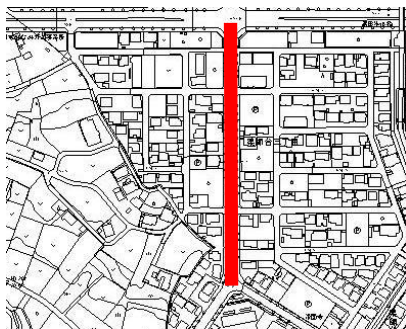
工事箇所 ③市道102号線(御所ヶ丘)



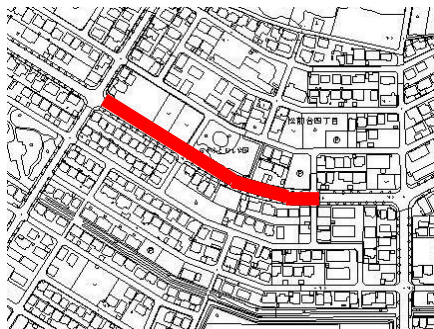
工事箇所 ④市道106号線(本町)



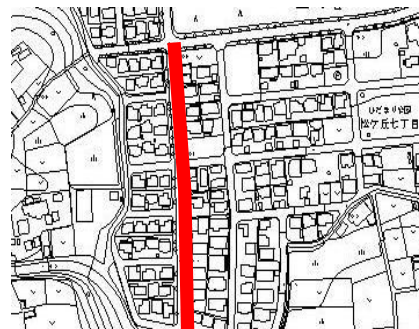
工事箇所 ⑤市道2092号線(薬師台)



工事箇所 ⑥市道2025号線(松前台)



工事箇所 ⑦市道4263号線(松ヶ丘)



08020102 橋梁長寿命化修繕事業

予算書P. 168

(単位: 千円)

	新年度	前年度	差	主な名称
事業費	122,710	65,942	56,768	
国庫支出金	55,000	24,750	30,250	道路メンテナンス事業補助(橋梁長寿命化)
県支出金	0	0	0	
地方債	0	0	0	
その他	0	0	0	
一般財源	67,710	41,192	26,518	

【背景(なぜ始めたのか)】

平成30年度の橋梁長寿命化修繕計画の見直しに基づき、橋梁の修繕を行い、長寿命化を図る。

【目的及び期待する効果(誰(何)をどうしたいのか)】

従来の対症療法的な修繕及び架替えから、予防的な修繕及び長寿命化修繕計画に基づく架替えへ政策転換を図るものであり、既設橋の延命化等、効率的な修繕を行うことにより予算の平準化、維持管理のコスト縮減を図りながら安全で快適な道路網を維持する。

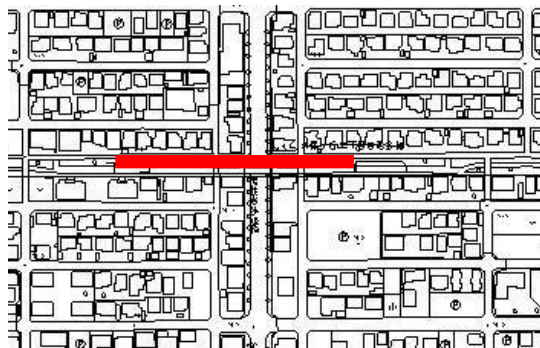
【内容(何の業務活動をどのような手法で行うか)】

常磐自動車道をまたぐ橋梁を含む市内62橋の橋梁点検と長寿命化修繕計画に基づき修繕工事を実施する。

今年度の工事

- ・橋梁修繕工事(素住台歩道橋)

令和4年度施工箇所



老朽化した橋梁(素住台歩道橋)



	新年度	前年度	差	主な名称
事業費	4,857	4,499	358	
国庫支出金	0	0	0	
県支出金	0	0	0	
地方債	0	0	0	
その他	4,377	4,019	358	交通安全対策特別交付金
一般財源	480	480	0	

【背景(なぜ始めたのか)】

道路の危険箇所等における歩行者や車両の交通事故等の減少を図るため。

【目的及び期待する効果(誰(何)をどうしたいのか)】

交通安全施設の新設・維持及び改善を図り、交通の安全性を確保する。

【内容(何の業務活動をどのような手法で行うか)】

交通安全施設工事(ガードレール、車止め、区画線等設置)を実施する。



区画線の設置(松並地区)

	新年度	前年度	差	主な名称
事業費	45,539	57,834	△ 12,295	
国庫支出金	0	0	0	
県支出金	0	0	0	
地方債	0	0	0	
その他	0	0	0	
一般財源	45,539	57,834	△ 12,295	

【背景(なぜ始めたのか)】

平成17年のつくばエクスプレス開業に合わせ、自由通路等の維持管理を行い、歩行者動線の確保及び利便性向上を図るため。

【目的及び期待する効果(誰(何)をどうしたいのか)】

守谷駅の自由通路等を維持管理し、利用者が安全で快適に利用することができる。

【内容(何の業務活動をどのような手法で行うか)】

自由通路、公衆用トイレの清掃委託、エレベーター、エスカレーターの保守点検委託及び昇降機の修繕工事を実施する。

- ・自由通路清掃委託 3,995千円
- ・公衆用トイレ清掃委託 3,377千円
- ・昇降機保守点検業務 10,677千円 (エレベーター 4台・エスカレーター 8台)
- ・昇降機修繕工事 20,350千円 (エレベーター 4台・エスカレーター 8台)



エスカレーター修繕工事
(土塔口)

08020201 市道整備改良事業

予算書P. 169

(単位: 千円)

	新年度	前年度	差	主な名称
事業費	723,529	346,100	377,429	
国庫支出金	166,379	71,875	94,504	社会資本整備総合交付金(都市防災)
県支出金	0	0	0	
地方債	0	0	0	
その他	301,918	0	301,918	ふるさとづくり基金繰入金
一般財源	255,232	274,225	△ 18,993	

【背景(なぜ始めたのか)】

道路の拡幅改良整備を求める意見や要望に対応するため(排水施設含む)。

4m未満の未整備な市道について、緊急車両の円滑な通行と居住環境の向上を図る必要があったため。

【目的及び期待する効果(誰(何)をどうしたいのか)】

生活に密着した道路を拡幅整備することにより、緊急車両を円滑に通過させるとともに、交通の利便性及び居住環境の向上を図る。

【内容(何の業務活動をどのような手法で行うか)】

4m未満の市道を拡幅改良し、車両交互通行及び道路排水の改善を図る為に用地買収、補償、設計及び工事を計画的に実施する。



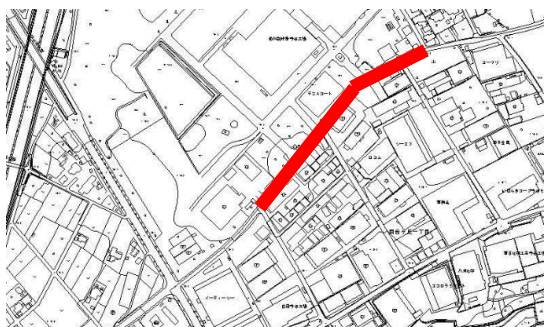
拡幅改良が完了した市道3159号線(本町地内)

令和4年度施工箇所一覧

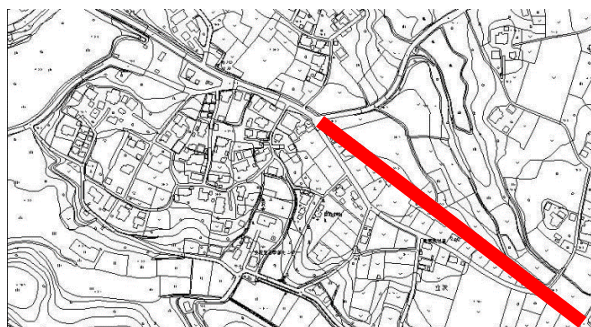
(単位: 千円)

No.	工事名及び工事箇所	工事費	工事内容
①	市道211号線道路改良工事 (立沢・百合ヶ丘地内)	151,976	拡幅改良 L=288m
②	市道109号線道路改良工事 (立沢地内)	38,717	歩道設置 L=400m
③	市道3195号線道路改良工事 (本町地内)	33,000	路体盛土・擁壁設置 L=90m
④	市道3094号線道路改良工事 (本町地内)	19,514	歩道設置 L=103m
⑤	市道3159・3154号線道路改良工事 (本町地内)	17,523	拡幅改良 L=118m
⑥	私道寄附路線道路改良工事 (松ヶ丘地内)	11,781	道路改良 L=170m
⑦	市道3239・3237号線道路改良工事 (本町地内)	20,625	側溝整備 L=250m
⑧	市道3188号線道路改良工事 (本町地内)	30,360	拡幅改良 L=230m
⑨	市道3129号線・認定外道路道路改良工事 (小山地内)	14,520	拡幅改良 L=110m
⑩	市道4019号線道路改良工事 (大柏地内)	30,459	拡幅改良 L=215m
⑪	市道2594号線道路改良工事 (野木崎地内)	12,529	側溝整備(片側) L=174m

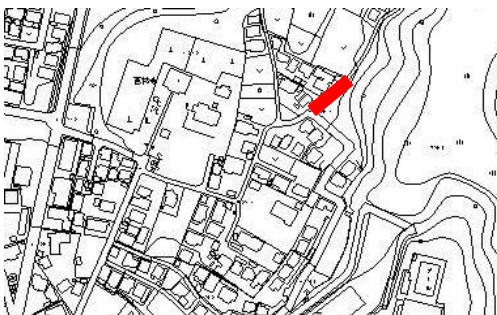
工事箇所 ①市道211号線(立沢・百合ヶ丘)



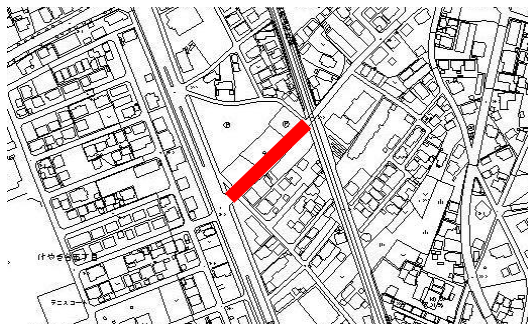
工事箇所 ②市道109号線(立沢)



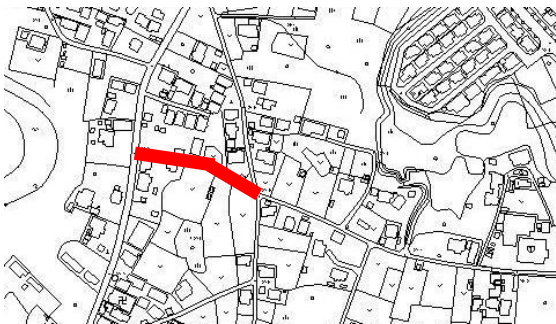
工事箇所 ③市道3195号線(本町)



工事箇所 ④市道3094号線(本町)



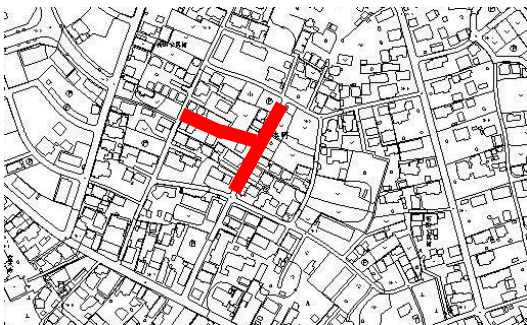
工事箇所 ⑤市道3159・3154号線(本町)



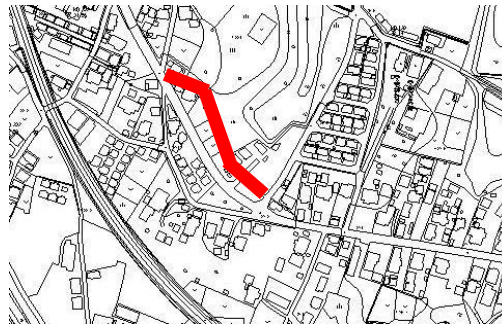
工事箇所 ⑥私道寄附路線(松ヶ丘)



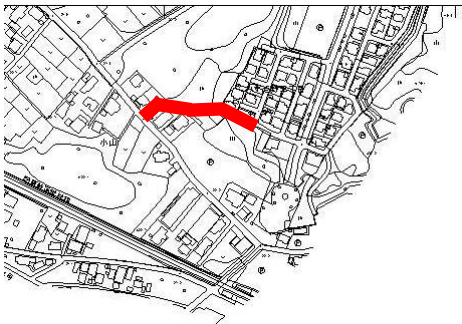
工事箇所 ⑦市道3239・3237号線(本町)



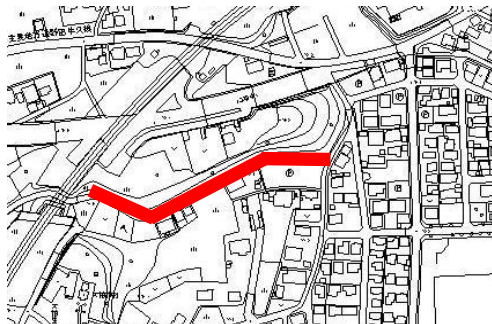
工事箇所 ⑧市道3188号線(本町)



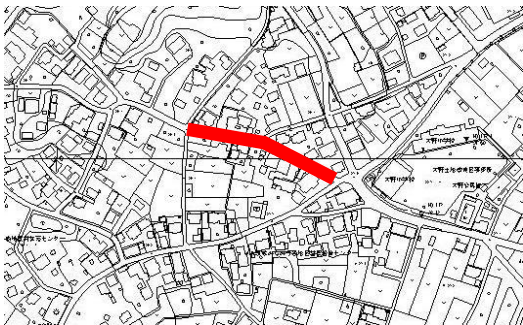
工事箇所 ⑨市道3129号線・認定外道路(奥山)



工事箇所 ⑩市道4019号線(大柏)



工事箇所 ⑪市道2594号線(野木崎)



	新年度	前年度	差	主な名称
事業費	40,000	45,514	△ 5,514	
国庫支出金	0	0	0	
県支出金	0	0	0	
地方債	0	0	0	
その他	999	8,494	△ 7,495	緑化基金繰入金
一般財源	39,001	37,020	1,981	

【背景(なぜ始めたのか)】

開発等により増大する雨水流量を調整することで、下流域での洪水による影響を防止する。

【目的及び期待する効果(誰(何)をどうしたいのか)】

調整池の維持管理を適切に行い、調整池機能を維持するとともに、周辺環境の保全を図る。

【内容(何の業務活動をどのような手法で行うか)】

調整池の機能を維持するため、汚泥清掃及び除草を行う。

今年度の主な業務委託

- ・ ひがし野プロムナード水路植栽管理委託 9,152千円
- ・ 乙子高野排水路草刈業務 2,911千円 (8,100㎡)
- ・ みずき野第2調整池草刈業務 6,893千円 (77,420㎡)
- ・ 工業団地内調整池草刈業務 2,405千円 (5,245㎡)
- ・ ひがし野プロムナード水路草刈業務 17,289千円 (34,300㎡)
- ・ 百合ヶ丘二丁目雨水排水路草刈業務 690千円 (1,900㎡)
- ・ 松並青葉第3調整池除草業務 330千円 (2,550㎡)



プロムナード水路

	新年度	前年度	差	主な名称
事業費	485,611	516,181	△ 30,570	
国庫支出金	0	0	0	
県支出金	6,799	6,799	0	北守谷運動公園管理委託金
地方債	0	0	0	
その他	1,934	8,556	△ 6,622	テニスコート使用料
一般財源	476,878	500,826	△ 23,948	

【背景(なぜ始めたのか)】

市民が緑豊かでレクリエーションやスポーツの場として利用することができるようにするため。

【目的及び期待する効果(誰(何)をどうしたいのか)】

宅地開発等により整備された公園内の施設や植栽等を適切に維持管理し、市民の憩いの場として、いつでも安心して楽しく利用できるよう維持管理を行う。

【内容(何の業務活動をどのような手法で行うか)】

公園内の植栽の管理を委託し、維持・管理する。

公園内の施設を適切な状況で利用できるように維持・管理する。



業者委託による維持管理(除草)作業
四季の里公園

08040206 公園施設改修事業

予算書P. 177

(単位: 千円)

	新年度	前年度	差	主な名称
事業費	45,726	0	45,726	
国庫支出金	0	0	0	
県支出金	0	0	0	
地方債	0	0	0	
その他	45,726	0	45,726	都市計画税
一般財源	0	0	0	

【背景(なぜ始めたのか)】

市民が、安全・安心に公園施設を利用できるように、公園施設を対象に、平成24年度に守谷市公園施設長寿命化計画を作成している。

【目的及び期待する効果(誰(何)をどうしたいのか)】

平成25年度から老朽化した公園施設の改修を計画的に実施し、市民が安全で快適に利用できる公園にする活動に取り組む。

【内容(何の業務活動をどのような手法で行うか)】

今年度の主な工事

- ・インクルーシブ公園実施設計業務 (立沢公園)
- ・四季の里公園電灯改修業務
- ・カーボンスライダー設置工事 (大柏地内保存緑地)



インクルーシブ公園の整備を計画している立沢公園

	新年度	前年度	差	主な名称
事業費	9,966	9,633	333	
国庫支出金	0	0	0	
県支出金	0	0	0	
地方債	0	0	0	
その他	0	0	0	
一般財源	9,966	9,633	333	

【背景(なぜ始めたのか)】

市と市民のパートナーシップにより、協働のまちづくりの推進を図るため、平成14年度に守谷市公園等里親事業実施要綱及び平成17年度に守谷市公園等維持管理団体助成金交付要綱を定めた。

【目的及び期待する効果(誰(何)をどうしたいのか)】

市民や団体等による年間を通じた公園等の管理及び緑化について協働のまちづくりを推進する。

【内容(何の業務活動をどのような手法で行うか)】

公園等維持管理団体助成事業は、公園等の維持管理を行う参加団体に助成し、年間を通し公園等を良好に管理してもらう。

公園等里親事業は、公園や植樹等々の里親団体に、花苗や用品及び用具の提供等必要な支援を行い、環境美化や緑化の推進をしてもらう。

- ・公園等維持管理団体：18団体
- ・公園等里親団体：72団体



公園維持管理団体による花苗植付け
(松前台三丁目)

	新年度	前年度	差	主な名称
事業費	371,266	595,536	△ 224,270	
国庫支出金	81,583	232,650	△ 151,067	都市構造再編集中支援事業費補助金
県支出金	0	0	0	
地方債	0	227,000	△ 227,000	
その他	228,838	135,886	92,952	都市計画税
一般財源	60,845	0	60,845	

【背景(なぜ始めたのか)】

守谷駅周辺における円滑な交通の確保及び通学路の安全向上を目指すため、守谷駅を中心とした環状形の道路として都市計画決定された。

【目的及び期待する効果(誰(何)をどうしたいのか)】

守谷駅周辺における円滑な交通の確保及び通学路の安全を確保し、人の流れや物流にも大きな効果が期待できる。

【内容(何の業務活動をどのような手法で行うか)】

本町地内の県営アパートから国道294号線までの整備を進める。
令和4年度は、引き続き用地買収・物件補償を実施する。



用地買収予定箇所

08040404 みずき野大日線整備事業

予算書P. 179

(単位：千円)

	新年度	前年度	差	主な名称
事業費	682,365	408,505	273,860	
国庫支出金	45,000	157,500	△ 112,500	都市構造再編集集中支援事業費補助金
県支出金	0	0	0	
地方債	0	173,000	△ 173,000	
その他	324,135	78,005	246,130	ふるさとづくり基金繰入金, 都市計画税
一般財源	313,230	0	313,230	

【背景(なぜ始めたのか)】

守谷駅周辺における円滑な交通の確保及び通学路の安全向上を図るため、守谷駅の東側の南北を結ぶ都市計画道路として都市計画決定された。

【目的及び期待する効果(誰(何)をどうしたいのか)】

守谷駅周辺における円滑な交通の確保及び通学路の安全を確保し、人の流れや物流にも大きな効果が期待できる。

【内容(何の業務活動をどのような手法で行うか)】

都市計画決定されたみずき野大日線(全延長1,250m 幅員16m)について、平成27年度に守谷駅周辺区画整理事業区間から坂町清水線の交差点部の464m区間を事業認可取得し、用地買収、物件補償を実施し、令和4年度から一部工事に着手する。

08050101 市営住宅管理事業

予算書P. 180

(単位：千円)

	新年度	前年度	差	主な名称
事業費	5,530	5,741	△ 211	
国庫支出金	0	0	0	
県支出金	0	0	0	
地方債	0	0	0	
その他	5,530	5,741	△ 211	薬師台市営住宅使用料(現年度分)
一般財源	0	0	0	

【背景(なぜ始めたのか)】

住宅困窮者に低廉な家賃で住宅の供給をする目的で、昭和60年に建設された市営住宅の良好な住環境の確保をするため。

【目的及び期待する効果(誰(何)をどうしたいのか)】

住宅に困窮する低額所得者に対して低廉な家賃の賃貸住宅を供給することにより、市民生活の安定と社会福祉の増進に寄与する。

【内容(何の業務活動をどのような手法で行うか)】

施設（管理戸数66戸）の維持補修，入居者管理（入退去，収入調査など）等を（一財）茨城県住宅管理センターに委託し，省力化を図りながら，適切に市営住宅の維持管理を行う。

市営住宅管理委託 4,906千円



市営薬師台住宅
(薬師台四丁目)

08060101 国土調査事業

予算書P. 180

(単位：千円)

	新年度	前年度	差	主な名称
事業費	28,837	20,896	7,941	
国庫支出金	7,700	5,750	1,950	地籍調査事業費補助金
県支出金	3,850	2,875	975	地籍調査事業費補助金
地方債	0	0	0	
その他	0	0	0	
一般財源	17,287	12,271	5,016	

【背景(なぜ始めたのか)】

官民境界の明確化及び課税の適正化・公平化を図るため。

【目的及び期待する効果(誰(何)をどうしたいのか)】

土地の最も基礎的な情報である地籍を明らかにし，その結果を記録することにより，官民境界の明確化，課税の適正化・公平化が図られる。また，災害時においても境界復元の迅速化が図られる。

【内容(何の業務活動をどのような手法で行うか)】

土地の公図，所有者，地番，地目などの一筆調査をし，境界の位置を確定する一筆地測量を行い，地籍図，地籍簿を作成する。その後，閲覧・認証したのち法務局に送付する。

(松並Ⅰ地区)

・地籍図，地籍簿作成 ・閲覧，承認 ・法務局へ送付

(松並Ⅱ地区)

・境界現地立会い ・地籍図根三角測量 ・細部図根点測量 ・一筆地測量

(松並Ⅲ地区)

・一筆地調査

〔教育委員会 学校教育課 所管〕

10020102 小学校施設維持管理事業

予算書P. 201

(単位: 千円)

	新年度	前年度	差	主な名称
事業費	60,479	50,807	9,672	
国庫支出金	0	0	0	
県支出金	0	0	0	
地方債	0	0	0	
その他	58	17	41	小学校施設行政財産使用料
一般財源	60,421	50,790	9,631	

【背景(なぜ始めたのか)】

学校教育法による小学校の設置時から、施設を維持管理するため実施している。

【目的及び期待する効果(誰(何)をどうしたいのか)】

施設及び設備を適切に維持管理することにより、児童及び職員の安全を確保し、良好な教育環境を保持する。

【内容(何の業務活動をどのような手法で行うか)】

施設の清掃、警備、消防設備及び電気設備(自動ドア・昇降機等)の保守点検、樹木管理、施設設備の修繕、空調設備の設置、各種定期点検調査等を行う。

10020103 小学校管理備品購入事業

予算書P. 202

(単位: 千円)

	新年度	前年度	差	主な名称
事業費	12,879	29,345	△ 16,466	
国庫支出金	0	0	0	
県支出金	0	0	0	
地方債	0	0	0	
その他	0	16,713	△ 16,713	
一般財源	12,879	12,632	247	

【背景(なぜ始めたのか)】

教育環境を整備することを目的とし、小学校設置時から机・椅子等の学校運営に必要な管理備品を購入する。

【目的及び期待する効果(誰(何)をどうしたいのか)】

各種備品を整備し、教育環境の整備、充実を図る。

【内容(何の業務活動をどのような手法で行うか)】

児童及び教職員が使用する机・椅子、管理上必要な備品、運動用具等の学校備品整備を行う。

10020201 小学校教育振興事業

予算書P. 203

(単位: 千円)

	新年度	前年度	差	主な名称
事業費	25,755	12,477	13,278	
国庫支出金	0	0	0	
県支出金	0	0	0	
地方債	0	0	0	
その他	271	384	△ 113	ふるさとづくり基金繰入金
一般財源	25,484	12,093	13,391	

【背景(なぜ始めたのか)】

教育基本法に基づき、義務教育の充実を図るため。

【目的及び期待する効果(誰(何)をどうしたいのか)】

児童の確かな学力を育成するとともに、豊かな心や健康と体力を育む教育を推進する。

【内容(何の業務活動をどのような手法で行うか)】

学校外プール授業に係る経費、教師用教科書及び指導書の購入並びに副読本の購入経費、小学校スポーツテスト採点に係る経費等の支出をする。

また、英語検定料の補助を行うことで、英語力の向上と保護者の経済的負担の軽減を図る。

〔令和4年度学校外プール利用予定〕

大野小学校 (利用先：常総運動公園)

守谷小学校 (利用先：ジョイフルアスレチッククラブ)

黒内小学校 (利用先：常総運動公園)

御所ヶ丘小学校 (利用先：イトマンスイミングスクール)

郷州小学校 (利用先：インターナショナルスイミングスクール)

松前台小学校 (利用先：常総運動公園)

松ヶ丘小学校 (利用先：常総運動公園)

10020202 小学校教材等購入事務

予算書P. 203

(単位：千円)

	新年度	前年度	差	主な名称
事業費	8,566	14,901	△ 6,335	
国庫支出金	0	0	0	
県支出金	0	0	0	
地方債	0	0	0	
その他	2,791	2,818	△ 27	ふるさとづくり基金繰入金
一般財源	5,775	12,083	△ 6,308	

【背景(なぜ始めたのか)】

教育基本法に基づき、児童の教育環境を整備することを目的に、必要な教育教材を購入する。

【目的及び期待する効果(誰(何)をどうしたいのか)】

小学校で必要な教育教材を整備することにより、児童への教育効果を高める。

【内容(何の業務活動をどのような手法で行うか)】

各教科で必要とする教材の整備及び老朽化に伴う教材備品の入替えを行う。令和4年度からは、学校図書における児童用図書の整備については学校図書館活動推進事業に移行する。

10020203 小学校就学援助事業

予算書P. 203

(単位：千円)

	新年度	前年度	差	主な名称
事業費	20,600	17,675	2,925	
国庫支出金	1,596	1,349	247	要保護及び特別支援教育就学奨励費補助金
県支出金	0	0	0	
地方債	0	0	0	
その他	0	0	0	
一般財源	19,004	16,326	2,678	

【背景(なぜ始めたのか)】

教育基本法に基づき、経済的な理由で就学困難と認められる児童の保護者に対して、学用品費や学校給食費等の援助を実施している。

【目的及び期待する効果(誰(何)をどうしたいのか)】

1 要・準要保護児童就学援助費

経済的な理由で就学困難と認められる児童の保護者に対して、就学のために必要な費用の一部を補助することで、児童の就学機会を確保する。

2 特別支援教育就学奨励費

特別支援学級就学のために必要な経費の一部を補助することで、保護者の経済的負担を軽減し、特別支援教育の普及奨励を図る。

【内容(何の業務活動をどのような手法で行うか)】

1 要・準要保護児童就学援助費

要保護に該当する児童の保護者に対しては、生活保護費では該当にならない修学旅行費及び学校病（感染症又は学習に支障を生ずるおそれのある疾病）の治療に対する医療費の支給を行い、準要保護に該当する児童の保護者に対しては、学用品・通学用品費、入学準備金、新入学児童学用品費、校外活動費、修学旅行費、学校給食費、オンライン学習通信費、学校病治療に対する医療費の支給を行う。

2 特別支援教育就学奨励費

特別支援学級に在籍する児童の保護者で、就学奨励費の支給を希望し、かつ所得が基準値内（収入額が需用額の2.5倍未満）に該当する世帯に対して、学用品・通学用品購入費、校外活動費、修学旅行費、学校給食費、オンライン学習通信費等の支給を行う。

10020307 守谷小学校改修事業

予算書P. 205

(単位：千円)

	新年度	前年度	差	主な名称
事業費	19,536	0	19,536	
国庫支出金	0	0	0	
県支出金	0	0	0	
地方債	0	0	0	
その他	0	0	0	
一般財源	19,536	0	19,536	

【背景(なぜ始めたのか)】

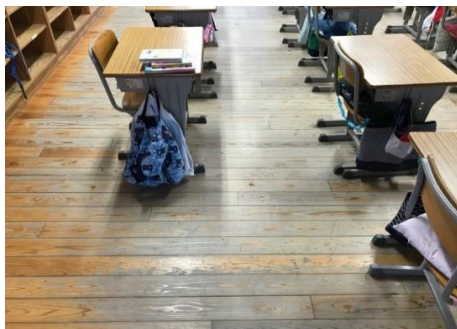
平成24年建築の木造校舎について、教室及び廊下の床の劣化（ささくれ・剥がれ）が目立つため塗装改修等を行う。

【目的及び期待する効果(誰(何)をどうしたいのか)】

児童が安心して学校生活を送れるよう教育環境の向上を図る。

【内容(何の業務活動をどのような手法で行うか)】

令和元年度から計画的に実施しており、令和4年度は校舎2階教室（22教室）及び廊下の塗装改修を行う。



教室内の床の状況



廊下内の床の状況

	新年度	前年度	差	主な名称
事業費	17,270	0	17,270	
国庫支出金	0	0	0	
県支出金	0	0	0	
地方債	0	0	0	
その他	17,270	0	17,270	ふるさとづくり基金繰入金
一般財源	0	0	0	

【背景(なぜ始めたのか)】

昭和57年建築の屋内運動場で経年劣化や機能低下が著しいため、計画的な学校施設の長寿命化の一環として改修工事を行うに当たり、実施設計を行う。

【目的及び期待する効果(誰(何)をどうしたいのか)】

建築後40年を経過した屋内運動場の長寿命化と教育環境の向上を図る。

【内容(何の業務活動をどのような手法で行うか)】

令和4年度に老朽化した屋内運動場の改修工事の実施設計を行い、令和5年度に改修工事を実施する。

○建物の概要

住 所 守谷市御所ヶ丘五丁目15番地

構 造 鉄骨造

床面積 760㎡

工 期 令和5年7月～令和6年2月 (予定)

内 容 体育館改修, 空調設備新設, トイレ改修, 照明改修



屋内運動場全景



屋内運動場内部

	新年度	前年度	差	主な名称
事業費	31,069	43,016	△ 11,947	
国庫支出金	0	0	0	
県支出金	0	0	0	
地方債	0	0	0	
その他	26	19	7	中学校施設行政財産使用料
一般財源	31,043	42,997	△ 11,954	

【背景(なぜ始めたのか)】

学校教育法による中学校の設置時から、施設を維持管理するため実施している。

【目的及び期待する効果(誰(何)をどうしたいのか)】

施設及び設備を適切に維持管理することにより、生徒及び職員の安全を確保し、良好な教育環境を保持する。

【内容(何の業務活動をどのような手法で行うか)】

施設の清掃、警備、消防設備及び電気設備（昇降機等）の保守点検、樹木管理、施設設備の修繕、各種定期点検調査等を行う。

10030104 中学校管理備品購入事業

予算書P. 209

(単位: 千円)

	新年度	前年度	差	主な名称
事業費	8,429	15,307	△ 6,878	
国庫支出金	0	0	0	
県支出金	0	0	0	
地方債	0	0	0	
その他	0	7,428	△ 7,428	
一般財源	8,429	7,879	550	

【背景(なぜ始めたのか)】

教育環境を整備することを目的とし、中学校設置時から机・椅子等の学校運営に必要な管理備品を購入する。

【目的及び期待する効果(誰(何)をどうしたいのか)】

各種備品を整備し、教育環境の整備、充実を図る。

【内容(何の業務活動をどのような手法で行うか)】

生徒及び教職員が使用する机・椅子、管理上必要な備品、運動用具等の学校備品整備を行う。

10030201 中学校教育振興事業

予算書P. 209

(単位: 千円)

	新年度	前年度	差	主な名称
事業費	22,051	34,020	△ 11,969	
国庫支出金	0	0	0	
県支出金	3,074	3,228	△ 154	運動部活動指導員配置事業費補助金
地方債	0	0	0	
その他	1,129	1,927	△ 798	ふるさとづくり基金繰入金
一般財源	17,848	28,865	△ 11,017	

【背景(なぜ始めたのか)】

教育基本法に基づき、義務教育の充実を図るため。

【目的及び期待する効果(誰(何)をどうしたいのか)】

生徒の確かな学力を育成するとともに、豊かな心や健康と体力を育む教育を推進する。

【内容(何の業務活動をどのような手法で行うか)】

教師用教科書及び指導書の購入並びに副読本の購入経費、中学校スポーツテスト採点に係る経費、中学校吹奏楽部コンクール等参加に係る経費等を支出する。

また、英語検定料の補助を行うことで、英語力の向上と保護者の経済的負担の軽減を図る。

その他、教職員の業務の負担軽減のため、部活動指導員に係る諸経費を支出する。

	新年度	前年度	差	主な名称
事業費	6,686	12,738	△ 6,052	
国庫支出金	0	0	0	
県支出金	0	0	0	
地方債	0	0	0	
その他	0	0	0	
一般財源	6,686	12,738	△ 6,052	

【背景(なぜ始めたのか)】

教育基本法に基づき、生徒の教育環境を整備することを目的に、必要な教育教材を購入する。

【目的及び期待する効果(誰(何)をどうしたいのか)】

中学校で必要な教育教材を整備することにより、生徒への教育効果を高める。

【内容(何の業務活動をどのような手法で行うか)】

各教科で必要とする教材の整備及び老朽化に伴う教材備品の入替えを行う。令和4年度からは、学校図書における生徒用図書の整備は学校図書館活動推進事業に移行する。

	新年度	前年度	差	主な名称
事業費	16,969	16,345	624	
国庫支出金	1,311	1,168	143	要保護及び特別支援教育就学奨励費補助金
県支出金	0	0	0	
地方債	0	0	0	
その他	0	0	0	
一般財源	15,658	15,177	481	

【背景(なぜ始めたのか)】

教育基本法に基づき、経済的な理由で就学困難と認められる生徒の保護者に対して、学用品費や学校給食費等の援助を実施している。

【目的及び期待する効果(誰(何)をどうしたいのか)】

1 要・準要保護児童就学援助費

経済的な理由で就学困難と認められる生徒の保護者に対して、就学のために必要な費用の一部を補助することで、生徒の就学機会を確保する。

2 特別支援教育就学奨励費

特別支援学級就学のために必要な経費の一部を補助することで、保護者の経済的負担を軽減し、特別支援教育の普及奨励を図る。

【内容(何の業務活動をどのような手法で行うか)】

1 要・準要保護児童就学援助費

要保護に該当する生徒の保護者に対しては、生活保護費では該当にならない修学旅行費及び学校病（感染症又は学習に支障を生ずるおそれのある疾病）の治療に対する医療費の支給を行い、準要保護に該当する生徒の保護者に対しては、学用品・通学用品費、入学準備金、新入学児童学用品費、校外活動費、修学旅行費、学校給食費、オンライン学習通信費、学校病治療に対する医療費の支給を行う。

2 特別支援教育就学奨励費

特別支援学級に在籍する生徒の保護者で、就学奨励費の支給を希望し、かつ所得が基準値内（収入額が需用額の2.5倍未満）に該当する世帯に対して、学用品・通学用品購入費、校外活動費、修学旅行費、学校給食費、オンライン学習通信費等の支給を行う。

	新年度	前年度	差	主な名称
事業費	18,041	17,460	581	
国庫支出金	0	0	0	
県支出金	0	0	0	
地方債	0	0	0	
その他	600	600	0	茨城県中学校体育連盟補助金
一般財源	17,441	16,860	581	

【背景(なぜ始めたのか)】

中学校体育連盟主催の大会事業及び関東、全国規模の各種大会への参加に必要な経費の一部を補助することで保護者の負担軽減と部活動の活性化を図るため。

【目的及び期待する効果(誰(何)をどうしたいのか)】

中学校における体育・スポーツの健全なる普及及び発展に資するとともに、学校間のスポーツ交流を図る。

【内容(何の業務活動をどのような手法で行うか)】

中学校体育大会の開催経費、県中学校体育連盟大会、関東及び全国大会への参加経費を補助する。また、平成30年度から開始した守谷市長杯バスケットボール大会に係る消耗品費を負担する。

	新年度	前年度	差	主な名称
事業費	492,963	363,262	129,701	
国庫支出金	0	0	0	
県支出金	0	0	0	
地方債	369,000	271,000	98,000	守谷中学校校舎増築事業債
その他	123,963	92,262	31,701	ふるさとづくり基金繰入金
一般財源	0	0	0	

【背景(なぜ始めたのか)】

令和5年度から普通教室数が不足することが予想されるため、校舎の増築工事を行う。※令和3年度からの継続事業

【目的及び期待する効果(誰(何)をどうしたいのか)】

生徒数に対応した教育環境の整備を図る。

【内容(何の業務活動をどのような手法で行うか)】

令和5年2月完成を目標に、普通教室等の増築工事を実施する。

○増築建物等の概要

住 所 守谷市百合ヶ丘二丁目2675番地

構 造 鉄筋コンクリート造3階建

教室数 9教室 (普通教室)

床面積 1,207㎡ (職員室増築分除く)

工 期 令和3年9月～令和5年2月 (予定)

その他 職員駐車場及び駐輪場の整備、職員室及びの配膳室の増築



増築校舎基礎杭打設

	新年度	前年度	差	主な名称
事業費	424,637	17,567	407,070	
国庫支出金	52,294	0	52,294	学校施設環境改善交付金
県支出金	0	0	0	
地方債	334,000	0	334,000	愛宕中学校屋内運動場改修事業債
その他	38,343	0	38,343	ふるさとづくり基金繰入金
一般財源	0	17,567	△ 17,567	

【背景(なぜ始めたのか)】

昭和58年建築の屋内運動場で経年劣化や機能低下が著しいため、計画的な学校施設の長寿命化として改修工事を行う。

【目的及び期待する効果(誰(何)をどうしたいのか)】

建築後30年以上経過した屋内運動場の長寿命化と教育環境の向上、避難施設としての機能充実を図る。

【内容(何の業務活動をどのような手法で行うか)】

令和5年2月完了を目標に改修工事を実施する。

○建物の概要

住 所 守谷市本町4325番地の2

構 造 鉄骨造

床面積 1,279.4㎡

工 期 令和4年7月～令和5年2月(予定)

内 容 体育館改修, 空調設備新設, トイレ改修, 照明改修, キュービクル改修



屋内運動場全景



老朽化した軒

	新年度	前年度	差	主な名称
事業費	3,318	36,718	△ 33,400	
国庫支出金	0	0	0	
県支出金	0	0	0	
地方債	0	0	0	
その他	3,318	36,718	△ 33,400	ふるさとづくり基金繰入金
一般財源	0	0	0	

【背景(なぜ始めたのか)】

昭和60年建築の校舎で経年劣化や機能低下が著しいため、計画的な学校施設の長寿命化の一環として改修工事を行う。

【目的及び期待する効果(誰(何)をどうしたいのか)】

建築後30年以上経過した校舎の長寿命化と教育環境の向上を図る。

【内容(何の業務活動をどのような手法で行うか)】

令和7年3月完了を目標に、令和4年度に仮設校舎の建設、令和5年度から2年間で校舎の改修工事を行う。

○建物の概要

住 所 守谷市御所ヶ丘四丁目16番地

構 造 鉄筋コンクリート4階建て

床面積 6,007㎡

工 期 令和5年9月から令和7年3月 (予定)



校舎全景



廊下の劣化状況



天井板の劣化状況

〔教育委員会 生涯学習課 所管〕

03020111 児童クラブ運営事業

予算書P. 115

(単位: 千円)

	新年度	前年度	差	主な名称
事業費	307,153	288,415	18,738	
国庫支出金	42,905	45,383	△ 2,478	子ども・子育て支援交付金(放課後児童健全育成事業)
県支出金	36,965	45,383	△ 8,418	子ども・子育て支援交付金(放課後児童健全育成事業)
地方債	0	0	0	
その他	44,352	53,561	△ 9,209	児童クラブ入所負担金
一般財源	182,931	144,088	38,843	

【背景(なぜ始めたのか)】

共働き家庭が増加する中、就労支援対策として、平成4年9月仲町(現守谷小学校)児童クラブの開設をスタートに、平成5年に北守谷(現御所ヶ丘小学校)児童クラブ、平成7年に南守谷(現松ヶ丘小学校)児童クラブを開設し、平成8年度から平成12年度までの間に全小学校に児童クラブを開設した。

【目的及び期待する効果(誰(何)をどうしたいのか)】

放課後帰宅しても、就労などにより保護者が日中家庭にいない小学生を対象に、児童の安心安全な居場所を確保し、保護者の就労を支援するとともに、児童の健全育成を図る。

【内容(何の業務活動をどのような手法で行うか)】

公設クラブは、運営業務を民間事業者へ委託し、平日の授業終了後から午後7時まで、また、土曜日、長期休業期間(春休み、夏休み、冬休み)及び学校振替休業日は午前7時30分から、小学校ごとに整備した専用室において運営している。引き続き、新型コロナウイルス感染症拡大防止対策に伴い、31クラブの常設施設に加えて、学校の特別教室を借用するなど、1クラブ室当たりの人数を減らして運営する。

また、4月から民設クラブの補助制度をスタートし、日曜・祝日の預かりや学習塾機能の提供などにより、更なる民間活力の活用を図る。

〔公設児童クラブ〕運営業務委託: (株) アンフィニ 委託期間: 令和2年4月1日～令和7年3月31日 5年間

〔民設児童クラブ〕運営補助対象: (株) ウェルビー 補助期間: 令和4年4月1日～令和5年3月31日 単年



クラブ室でのレクリエーション



体育館での活動

10040102 アーカスプロジェクト参画事業

予算書P. 215

(単位: 千円)

	新年度	前年度	差	主な名称
事業費	4,275	4,275	0	
国庫支出金	0	0	0	
県支出金	0	0	0	
地方債	0	0	0	
その他	0	0	0	
一般財源	4,275	4,275	0	

【背景(なぜ始めたのか)】

地域活性化を目的に、県事業の「国際芸術文化交流拠点整備構想（アーカス構想）」を誘致し、平成6年度の試行を経て、平成7年度から「アーカス構想パイロット事業」、平成12年度から現在の「アーカスプロジェクト」がスタートした。

【目的及び期待する効果(誰(何)をどうしたいのか)】

県主催のアーカスプロジェクトに参加することにより、市民に芸術文化活動の体験機会を提供するとともに、地域の文化活動の推進と市のイメージアップを図る。

アーティストとの交流機会を提供することで、子どもたちの豊かな心と感性を育てる。

【内容(何の業務活動をどのような手法で行うか)】

市は負担金を支出し、もりや学びの里の施設を提供して、県、市、関係機関からなる実行委員会(事務局：県)によるアーカスプロジェクトの運営により、アーティストの招へい及び制作支援、活動発表会(レジデンスプログラム)や、一般向け、子ども向けアートイベント(地域プログラム)を開催する。

また、市内イベント活動等の運営や事業広報活動を支援する。



アーティスト・イン・レジデンス(現地作業)

10040105 学校・家庭・地域連携協力推進事業

予算書P. 215

(単位：千円)

	新年度	前年度	差	主な名称
事業費	3,928	3,658	270	
国庫支出金	0	0	0	
県支出金	0	0	0	
地方債	0	0	0	
その他	0	0	0	
一般財源	3,928	3,658	270	

【背景(なぜ始めたのか)】

社会が複雑・多様化し、子どもたちを取り巻く環境が大きく変化する中で、学校が抱える課題も複雑化・困難化している。また、地域においては、地域社会のつながりが希薄化するなど、学校、家庭、地域がパートナーとして連携・協働する仕組みが不可欠となった。

【目的及び期待する効果(誰(何)をどうしたいのか)】

未来を担う子どもたちの豊かな学びを支えていくため、学校・家庭・地域が連携し、三者それぞれが持つ教育機能を発揮するとともに、互いに連携・協力しながら、各地域が持っている特色を十分に生かし、地域全体で子どもたちの健やかな成長を支援する。

【内容(何の業務活動をどのような手法で行うか)】

小中学校とまちづくり協議会等が連携し、豊富な地域人材により子どもたちの学びを支えることを目的に設置した、「もりやコミュニティ・スクールボランティアバンク」の活用を促進し、活動を通じて地域の活性化を図る。

また、家庭教育においては、市内保育所(園)、幼稚園、小中学校保護者(希望保護者)等を対象に、家庭の役割を見つめ直す機会となるよう、親の役割、子どもの心の理解など家庭での教育について学ぶ場を提供するとともに、保護者同士の交流を通して互いに支えあう関係づくりを目指す。

	新年度	前年度	差	主な名称
事業費	2,532	2,424	108	
国庫支出金	0	0	0	
県支出金	0	0	0	
地方債	0	0	0	
その他	0	0	0	
一般財源	2,532	2,424	108	

【背景(なぜ始めたのか)】

市民が行う芸術文化活動の自主性・創造性を尊重し、その活動を促進するとともに、相互の連携・協力の機会提供を通して、担い手の育成及び市における総合的な芸術文化振興の推進を目指して開始した。

【目的及び期待する効果(誰(何)をどうしたいのか)】

市民やサークル・団体等に芸術文化活動の発表の機会を提供するとともに、昭和52年に設立された「市文化協会」に対する補助事業を通して、市民が身近に芸術文化に触れることができる環境の充実を図る。

【内容(何の業務活動をどのような手法で行うか)】

1 もりやNATSUのコンサート

8月に市内で活動する音楽サークルによるコンサートを開催する。中央公民館ホールの音響・照明等の設備を活用して開催する。

2 守谷市芸術祭

11月に中央公民館を主会場に、市文化協会との共催による美術展、生花展、若い芽のコンサート、ふれあい茶会、芸能祭を開催する。

3 守谷市美術作家展

市民交流プラザギャラリーを会場に、市内で活動し、多くの美術展で入賞・入選している美術作家の展覧会を開催し、芸術鑑賞の機会を提供する。

4 市文化協会の活動支援

芸術文化活動を通して、市の発展と市民の文化交流に努める市文化協会の活動を支援する。

(守谷市芸術祭のほか、講座・教室、コンサート等開催予定。団体数: 80団体、会員数: 約550名)



美術展作品展示の様子

	新年度	前年度	差	主な名称
事業費	2,670	2,525	145	
国庫支出金	0	0	0	
県支出金	0	0	0	
地方債	0	0	0	
その他	0	0	0	
一般財源	2,670	2,525	145	

【背景(なぜ始めたのか)】

スポーツ・文化に親しみ、県等の代表として全国大会等に出場する市民を奨励し、出場に係る経費の負担軽減を図るため、平成14年度に奨励金交付制度を設けた。

【目的及び期待する効果(誰(何)をどうしたいのか)】

スポーツ及び文化の振興を図り、市民の健康づくりと文化意識の高揚に寄与する。

【内容(何の業務活動をどのような手法で行うか)】

「守谷市スポーツ・文化振興奨励金交付要綱」に基づき、スポーツ又は文化で全国大会出場の功績をあげた個人又は団体に対して記念品と奨励金を交付し、栄誉を讃える。

[交付対象] 要綱で規定する全国大会、アジア選手権大会、世界選手権大会、オリンピック・パラリンピック等
文部科学省等が主催又は後援する全国規模以上のコンクール、国際コンクール等

10040122 成人式事業

予算書P. 219

(単位: 千円)

	新年度	前年度	差	主な名称
事業費	3,146	2,906	240	
国庫支出金	0	0	0	
県支出金	0	0	0	
地方債	0	0	0	
その他	0	0	0	
一般財源	3,146	2,906	240	

【背景(なぜ始めたのか)】

新成人の門出を祝い励ますとともに、大人の社会に仲間入りすることの自覚を促すため、毎年開催している。

民法の一部を改正する法律により、令和4年4月1日から民法の定める成年年齢が18歳に引き下げられることに伴い、守谷市は、社会教育委員の会議から提言書が提出され、教育委員会の承認を経て、令和4年度(令和5年1月開催)以降も従来通り20歳を対象に式典を開催することになった。

【目的及び期待する効果(誰(何)をどうしたいのか)】

20歳の節目を祝福し、大人としての義務と責任を改めて自覚してもらうとともに、20歳同士の交流を深め、郷土を誇りに思う心を育む。

【内容(何の業務活動をどのような手法で行うか)】

対象者による運営協力委員会を組織し、式典の運営や準備を行政と協働で進める。

会場設営を委託し、守谷駅から会場(常総運動公園総合体育館)まで送迎バス(往復2便)を運行する。

[開催日等] 令和5年1月8日(日)(予定)

[対象者] 平成14年4月2日～平成15年4月1日生まれの方

※参考: 令和4年成人式典 対象者数734人、内出席者数502人(出席率68.4%)

[内容] 成人式典、運営協力員主催イベント(予定)



新成人による運営協力員



はたちの主張

	新年度	前年度	差	主な名称
事業費	36,908	35,673	1,235	
国庫支出金	0	0	0	
県支出金	14,539	14,539	0	放課後子供教室推進事業費補助金
地方債	0	0	0	
その他	6,921	6,921	0	放課後子ども教室事業保護者負担金
一般財源	15,448	14,213	1,235	

【背景(なぜ始めたのか)】

子ども達に関わる重大事件の発生など、青少年の問題行動の深刻化や地域や家庭の教育力の低下等の課題に対応し、心豊かでたくましい子どもを社会全体で育むため、地域の方々の協力を得て、平成19年度から学校等を活用するなど計画的に子ども達が安心して活動できる居場所を提供している。

【目的及び期待する効果(誰(何)をどうしたいのか)】

子ども達の安心・安全な活動拠点(居場所)を設け、学習活動やスポーツ・文化活動、地域住民との交流活動等の取組を実施することにより、社会性、自主性、創造性等の豊かな人間性を育むとともに、地域コミュニティの充実を図る。

【内容(何の業務活動をどのような手法で行うか)】

放課後子ども総合プランとして、小学校の校庭・体育館・特別教室等を活用して、遊び、スポーツ・文化等の活動が体験できる場を提供する。

運營業務を民間事業者に委託し、児童クラブと一体型の運営を行い、プランマネージャーを中心に、地域ボランティアを活用して、放課後児童支援員と連携した活動を行う。

令和4年度は、新型コロナウイルス感染症の影響により、4月当初からの実施を延期する。活動場所の環境や今後の感染状況等を踏まえて、実行委員会で、参加人数や活動時間等の実施方法を検討し、再開時期を決定する。

[運營業務委託] (株) アンフィニ [今期委託期間] 令和2年4月1日～令和7年3月31日 5年間

	新年度	前年度	差	主な名称
事業費	1,363	3,760	△ 2,397	
国庫支出金	0	0	0	
県支出金	0	0	0	
地方債	0	0	0	
その他	0	0	0	
一般財源	1,363	3,760	△ 2,397	

【背景(なぜ始めたのか)】

文化財保護法第190条に基づき、昭和52年に守谷市文化財保護条例を制定し、先人からの優れた遺産である文化財を適切に保護・活用し、未来に伝えていくこととした。

【目的及び期待する効果(誰(何)をどうしたいのか)】

市内に存する有形無形の文化財を保護し、未来に伝えていくとともに、文化財愛護や郷土理解の心を育む。

【内容(何の業務活動をどのような手法で行うか)】

文化財保護審議会の答申に基づき、市内の文化財に関する調査・評価を行い、特に価値の高いものについては指定(市、県)や記録保存等の措置を取る。また、指定史跡や天然記念物の維持管理を行うほか、埋蔵文化財の所在が見込まれる土地で工事等が行われる場合には、事前に試掘調査を行う。

地域に誇る歴史遺産として、守谷城址の魅力を周知し、歴史を知る機会を提供する。



史跡「守谷城址」



試掘調査の様子

10040401 公民館運営管理事業

予算書P. 223

(単位: 千円)

	新年度	前年度	差	主な名称
事業費	147,147	127,622	19,525	
国庫支出金	0	0	0	
県支出金	0	0	0	
地方債	0	0	0	
その他	18,399	557	17,842	ふるさとづくり基金繰入金
一般財源	128,748	127,065	1,683	

【背景(なぜ始めたのか)】

市民のコミュニケーション及び生涯学習の場を提供するため、昭和56年に中央公民館、平成4年に郷州公民館、平成8年に高野公民館、平成11年に北守谷公民館を開館した。

平成24年度からは指定管理者制度を導入し、民間事業者のノウハウを活用した施設の管理運営を開始した。

【目的及び期待する効果(誰(何)をどうしたいのか)】

多様化・高度化する市民の学習ニーズに対し、幅広い年齢層に学習機会の提供を行い、利用者が安全で快適に学習活動や趣味活動等ができる場所を提供する。

指定管理者の管理運営により市民ニーズに効果的、効率的に対応し、民間能力の活用とサービス向上を図る。

【内容(何の業務活動をどのような手法で行うか)】

指定管理者による施設の管理運営を行うとともに、適正かつ確実なサービスが提供されているか、サービスの安定的・継続的な提供が可能な状態にあるかなどを確認する月次報告に加え、現地調査、管理運営状況の評価等を行うモニタリングを実施し、必要に応じて改善に向けた指導・助言を行う。

市制20周年を機に、市民により親しみを持って活用していただける施設になるよう中央・郷州・高野・北守谷公民館の愛称を募集する。

令和4年度は、郷州公民館の長寿命化に向けた改修工事実施設計、高野公民館及び北守谷公民館の施設・設備等改修箇所の優先順位を把握するため、劣化度調査を行う。

[指定管理者] アクティオ株式会社・守谷市シルバー人材センター共同事業体

[指定管理期間] 令和2年4月1日～令和7年3月31日 5年間

10050104 市スポーツ協会補助事業

予算書P. 230

(単位: 千円)

	新年度	前年度	差	主な名称
事業費	7,300	1,800	5,500	
国庫支出金	0	0	0	
県支出金	0	0	0	
地方債	0	0	0	
その他	0	0	0	
一般財源	7,300	1,800	5,500	

【背景(なぜ始めたのか)】

市民がスポーツに親しむことができ、技術の向上、健康増進と地域の親睦・融和を図るための組織として、昭和43年に設立された「守谷市体育協会」に対する補助事業として開始し、令和3年4月「一般社団法人守谷市スポーツ協会」に組織が変更された。

【目的及び期待する効果(誰(何)をどうしたいのか)】

市民の健康増進と体力向上のため、各種運動競技の普及発展と競技力向上を目的に活動するスポーツ協会の自主的な事業を支援し、市民交流とスポーツ活動の推進を図る。

また、市が主催するスポーツ大会やイベント等の業務委託、事業協力など体制強化を図る。

【内容(何の業務活動をどのような手法で行うか)】

令和3年4月からの法人化に伴い、組織体制の整備及び強化のため、引き続き、市から事務局職員を派遣する。

新たに協会が雇用する事務局職員と連携・協力を図り、収益事業による安定した自主財源の確保や運営基盤の強化を目指し、協会の自立を促進する。

また、引き続き補助金を交付し、スポーツ協会が主催する各種スポーツ大会、技術講習会等の活動を助成し、市民がスポーツ活動に参加することにより体力の向上及び健康増進を図るとともに、スポーツ協会及び加盟団体の組織強化を支援する。



ソフトボール連盟大会



協会設立記念「MORIYAリレーマラソン」

10050105 市スポーツ少年団補助事業

予算書P. 230

(単位: 千円)

	新年度	前年度	差	主な名称
事業費	2,440	2,440	0	
国庫支出金	0	0	0	
県支出金	0	0	0	
地方債	0	0	0	
その他	0	0	0	
一般財源	2,440	2,440	0	

【背景(なぜ始めたのか)】

青少年の健全育成と少年期におけるスポーツの楽しさを伝えるため、昭和57年に設立された「守谷市スポーツ少年団本部」に対する補助事業として開始した。

【目的及び期待する効果(誰(何)をどうしたいのか)】

各種競技の普及・発展、競技力向上と各少年団間の交流を目的に活動するスポーツ少年団本部の自主的な事業を支援し、青少年健全育成と児童の体力向上に寄与する。

【内容(何の業務活動をどのような手法で行うか)】

補助金を交付し、スポーツ少年団が部会単位で開催する各種スポーツ大会、技術講習会等の運営費を助成する。また、守谷市の代表として出場する全国大会等の遠征費を助成する。

守谷市スポーツ少年団の交流会を実施することで、各単位団の交流を深め、親睦を図るとともに、子ども達の体力、精神面の健全な発達と集団の中での協調性を養う。

[スポーツ少年団数] 21団体 (令和4年1月現在)



スポーツ少年団活動(剣道・ミニバス・バドミントン)

10050107 スポーツによる地域活性化推進事業

予算書P. 230

(単位: 千円)

	新年度	前年度	差	主な名称
事業費	4,813	3,043	1,770	
国庫支出金	0	0	0	
県支出金	0	0	0	
地方債	0	0	0	
その他	2,185	565	1,620	ふるさとづくり基金繰入金
一般財源	2,628	2,478	150	

【背景(なぜ始めたのか)】

国(スポーツ庁)が推進するスポーツによる地域活性化施策と連携し、市民生活の質の向上や健康増進、さらに、地域の特色を活用した交流の創出を狙う取組を充実させることを目指して開始した。

【目的及び期待する効果(誰(何)をどうしたいのか)】

市民のスポーツ・運動習慣定着の促進及び個々の適性やライフステージに応じたスポーツの機会提供を行うとともに、市スポーツ協会や近隣自治体等との連携により、スポーツ推進体制の強化を図り、スポーツによる地域活性化に持続的に取り組む。

【内容(何の業務活動をどのような手法で行うか)】

1 各種スポーツ大会

市スポーツ協会との共催(一部業務委託)により、軟式野球大会、バドミントン大会、バレーボール大会、バスケットボール大会、ソフトテニス大会、テニス大会、ソフトボール大会、グラウンドゴルフ大会、卓球大会を開催する。

2019年茨城国体を記念し、常総市・坂東市と共催で、茨城県中学校ハンドボール大会を開催する。

2 スポーツ教室・交流体験

誰もが気軽にスポーツに親しむきっかけづくりと市民の健康増進、体力向上を図る機会を提供する。

パラリンピック正式種目(ボッチャ・ブラインドサッカー等)の魅力を体験できる機会を提供する。

子どもの体力、コミュニケーション能力や創造力の発達、表現力や自主性を育むため、児童向け遊びプログラムを実施する。

3 広域連携による地域活性化

茨城県南西地域自治体によるスポーツを核としたまちづくりに向けた取組を継続する。



ボッチャ体験会



ブラインドサッカー体験教室

	新年度	前年度	差	主な名称
事業費	3,000	3,000	0	
国庫支出金	0	0	0	
県支出金	0	0	0	
地方債	0	0	0	
その他	0	0	0	
一般財源	3,000	3,000	0	

【背景(なぜ始めたのか)】

マラソンを通じて市民相互の交流と、市の知名度向上を図るため、昭和59年から体育協会（現守谷市スポーツ協会）が主催し、実施している大会に対する補助事業として開始した。

【目的及び期待する効果(誰(何)をどうしたいのか)】

「守谷ハーフマラソン」への参加により、幅広い年齢層の人々の健康増進に寄与するとともに、全国からの参加者に守谷市をPRする。

また、大会運営に多くのボランティアが参加し、市民相互の交流を深める機会になっている。

【内容(何の業務活動をどのような手法で行うか)】

大会は守谷市スポーツ協会が、市からの補助金その他、参加費及び企業協賛等により実施している。毎年2月に開催しており、ハーフマラソン・5km・3km・2kmの男女年代別の種目を設定し健脚を競い合う。

ハーフマラソンは、日本陸上競技連盟公認コースで茨城陸上競技協会の公認大会となっている。

新型コロナウイルス感染症の状況を見据えながら、オンラインマラソンなど、通常開催以外の実施方法も併せて検討し、参加希望者のニーズに対応する。



第36回(2020年2月)大会の様子

〔教育委員会 教育指導課 所管〕

10010276 任期付職員給与関係経費

予算書P. 189

(単位：千円)

	新年度	前年度	差	主な名称
事業費	99,648	91,920	7,728	
国庫支出金	0	0	0	
県支出金	0	0	0	
地方債	0	0	0	
その他	99,648	91,920	7,728	ふるさとづくり基金繰入金
一般財源	0	0	0	

【背景(なぜ始めたのか)】

市内小学校5, 6年生の児童を対象に, 市独自に任用した専門性を有する教職員が教科指導を行うことにより, 授業の質を向上させ, 児童の学習意欲を高める。併せて, 小学校高学年を担当する教職員の働き方改革を進める。

【目的及び期待する効果(誰(何)をどうしたいのか)】

- 1 各教科等で主体的・対話的に深い学びを実現する。
- 2 学級担任の空き時間を確保し, 教材研究等を深く行う。
- 3 教員不足という課題を回避する。

【内容(何の業務活動をどのような手法で行うか)】

市内小学校に, 理科, 音楽, 図工の専門性を有する教職員(市費負担教職員)を配置する。

業務内容 担当教科の学習指導, 市が重点的に取り組む研究及び研修活動

任用条件 担当教科に関する専門性や指導経験があること

小学校教員免許または指導教科の中・高等学校教員免許を有すること

任用人数 理科9(常勤7, 短時間2), 音楽及び図工4(常勤3, 短時間1) *短時間は週3日勤務



教科担任による授業風景

10010301 指導総務事務

予算書P. 190

(単位：千円)

	新年度	前年度	差	主な名称
事業費	51,322	47,843	3,479	
国庫支出金	0	0	0	
県支出金	0	0	0	
地方債	0	0	0	
その他	0	0	0	
一般財源	51,322	47,843	3,479	

【背景(なぜ始めたのか)】

学校教育充実のために、昭和61年度に指導室（現 教育指導課）が設置され、教職員への指導・研修を指導室で行うために、県教育委員会から指導主事の派遣を受けている。

県の機構改変に伴い、平成20年度から学校への訪問指導・調査事務等が市に移管された。

平成29年度から、「指導室庶務事務」「指導主事派遣事業」を統合した。

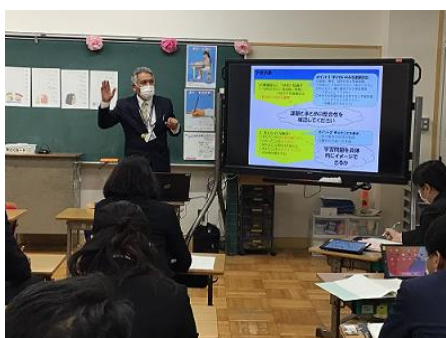
【目的及び期待する効果(誰(何)をどうしたいのか)】

県教育委員会から5人の職員（指導主事）の派遣を受け、学校における教育課程、学習指導その他学校教育全般に関する専門的指導を行い、教育活動の充実を図る。特に、教育内容や授業に対する指導助言、研修会の開催等、教育研究機関との連携を通して、教職員の指導力向上を図る。

【内容(何の業務活動をどのような手法で行うか)】

定期的な学校訪問の実施、教育委員を中心に行う合同訪問、指導主事が行う計画訪問、各学校が要望する要請訪問等を通して、学校教育に関する助言を行う。

また、授業力向上に向けた授業研究指導、諸帳簿の管理や運用、危険物等の適正な管理についての指導及び県の指導方針や事業に関する伝達や、本市学校教育改革プランに係る学校への助言・指導、他自治体からの問合せや視察対応を行う。



学校訪問時の教員研修会

10010304 外国語教育推進事業

予算書P. 191

(単位：千円)

	新年度	前年度	差	主な名称
事業費	99,803	89,851	9,952	
国庫支出金	0	0	0	
県支出金	0	0	0	
地方債	0	0	0	
その他	0	0	0	
一般財源	99,803	89,851	9,952	

【背景(なぜ始めたのか)】

国際化が進展し、国際理解の必要性や国際社会で活躍できる人材育成が求められる中、生きた外国語に触れ、充実した外国語教育を推進することを目的に、中学校への外国語指導助手（ALT）の派遣が開始され、平成13年度から他自治体に先駆けて全小中学校に配置した。

平成23年度の学習指導要領改定に伴い、小学校5、6年生で外国語活動が必修化され、平成23年度に文部科学省教育課程特例校の指定を受け、独自の外国語教育を推進している。

【目的及び期待する効果(誰(何)をどうしたいのか)】

「英語で発信し合える児童生徒」の育成を目指し、小中学校の継続性を重視した外国語教育及び国際教育を推進する。小学校では、1年生からALTとともに学ぶ「英語活動」の授業を位置付け、英語に係るすべての授業にALTが参加する。中学校では、生徒が英語で自分の思いや気持ちを伝え合う言語活動に取り組む際、特にALTを積極的に活用して、総合的なコミュニケーション能力の育成を図る。

【内容(何の業務活動をどのような手法で行うか)】

外国語教育を推進するため、市内小中学校に19人のALTを配置する。

小学校では、1, 2年生の英語活動, 3, 4年生の外国語活動, 教科化され授業時数も増加した5, 6年生の外国語科の全ての授業にALTが参加し, 児童とコミュニケーションを図る。大規模校2校には各2人配置する。

中学校では, 生徒一人一人の言語活動を充実させるため, 全校に各2人配置する。

授業以外にも, 給食を一緒に食べたり, 休み時間等を共に過ごしたりすることで国際教育の充実を図る。

中学1～3年生においては, オンライン英会話を年3～7回実施し, 更なるコミュニケーションの向上を図る。

学校休業日に英語に親しむ機会を提供し, 児童生徒の学習意欲の向上を図る。



オンラインによるイングリッシュキャンプ



オンライン英会話による授業風景

10010306 学習支援ティーチャー等配置事業

予算書P. 191

(単位: 千円)

	新年度	前年度	差	主な名称
事業費	64,693	75,198	△ 10,505	
国庫支出金	0	0	0	
県支出金	0	0	0	
地方債	0	0	0	
その他	0	0	0	
一般財源	64,693	75,198	△ 10,505	

【背景(なぜ始めたのか)】

学習支援ティーチャーは, 「小1プロブレム」や「中1ギャップ」等, 学校生活への不適応問題を解消するため, 平成21年度から本市独自事業として開始した。平成29年度からは, 「学習支援ティーチャー配置事業」「語学指導協力員配置事業」を統合した。

【目的及び期待する効果(誰(何)をどうしたいのか)】

小学校では, 個に応じたきめ細かな学習指導や生活習慣指導を行うため, チームティーチング(担当教職員と学習支援ティーチャー)による指導の充実を図り, 分かる授業を展開し, 学力向上を目指す。中学校では, 1年生を対象に基礎学力の向上と, きめ細かな教科指導を行い, 学力向上と学習習慣の定着を図る。

【内容(何の業務活動をどのような手法で行うか)】

○学習支援ティーチャー

小学校では, 1, 2年生の学級数に応じて, 週当たり29時間勤務の非常勤講師を配置し, 複数の教員で学習指導や生活指導を行う。中学校では, 1年生の理科に対して, 週当たり19時間勤務の非常勤講師を配置し, 教科指導と学習習慣の指導を行う。

○語学指導協力員

日本語の理解や表現が十分でない児童生徒のために, 語学指導協力員を配置し, 日本語指導を行う。



学習支援ティーチャーによる授業支援

10010307 学校教育研究・研修事業

予算書P. 191

(単位：千円)

	新年度	前年度	差	主な名称
事業費	37,657	31,046	6,611	
国庫支出金	0	0	0	
県支出金	0	0	0	
地方債	0	0	0	
その他	32,999	26,100	6,899	ふるさとづくり基金繰入金
一般財源	4,658	4,946	△ 288	

【背景(なぜ始めたのか)】

学校教育充実のために昭和61年度に指導室(現 教育指導課)が設置されて以降、教職員への研修等を行っている。若手教員の授業力向上を図るため、平成30年度から若手教員研修指導員を配置した。また、全教室への電子黒板設置、タブレットの導入に伴い、ICTの効果を最大限に発揮させるため、平成28年度からICT活用支援としてICT支援員を配置した。

【目的及び期待する効果(誰(何)をどうしたいのか)】

教育研究や研修会により、教職員の資質向上を図る。

若手教員育成指導を行い、授業力向上や学級経営力向上を目指す。

教職員がICT機器の持つ特性を理解し、効果を最大限に発揮させるための支援を行い、児童生徒の新しい時代に必要な情報活用能力の育成と確かな学力の向上を目指す。

【内容(何の業務活動をどのような手法で行うか)】

若手教員研修指導員(平成30年度から2名)を配置し、引き続き若手教員育成指導を行う。

国のGIGAスクール構想による一人1台タブレットに対応し、中学校区にICT支援員を配置(令和3年度より5名)、授業の支援、教職員研修会の支援等を行う。



ICT支援員による授業支援風景



タブレットと電子黒板を使用した授業風景

	新年度	前年度	差	主な名称
事業費	46,603	37,910	8,693	
国庫支出金	0	0	0	
県支出金	0	0	0	
地方債	0	0	0	
その他	3,528	3,528	0	ふるさとづくり基金繰入金
一般財源	43,075	34,382	8,693	

【背景(なぜ始めたのか)】

多様化する教育課題（不登校、いじめ、発達障がい等）に対応するため、「教育相談事業」「適応指導教室事業」「小学校心の教室相談員配置事業」を統合し、平成28年度、もりや学びの里に「総合教育支援センター」を開所した。

【目的及び期待する効果(誰(何)をどうしたいのか)】

教育相談体制の再編成により、総合的な教育支援を可能にし、不登校やいじめなど生徒指導面で配慮の必要な児童生徒、特別な支援を必要とする児童生徒及びその保護者や教職員に対して、専門的かつ積極的な支援を行う。また、守谷市保幼小中高一貫教育の理念に沿って、支援を必要とする児童生徒に対して、発達段階に即した計画的・継続的支援を行い、学校教育の充実及び教育上の諸問題の解消を図る。

【内容(何の業務活動をどのような手法で行うか)】

センター長1人、検査員1人、いじめ対策指導員1人、相談員10人を配置し、下記の支援を行う。

- 1 児童生徒の適応指導に関すること。
- 2 家庭訪問、学校訪問によるいじめや不登校児童生徒及びその保護者、教職員への支援に関すること。
- 3 発達障がい等に関する個別検査及び相談に関すること。
- 4 学校教育全般に関する相談及び支援に関すること。
- 5 児童生徒に係る学校及び関係機関との連絡調整に関すること。
- 6 スクールソーシャルワーカーを配置し、問題を抱える児童生徒が置かれた環境の改善に向けた働きかけを行う。また、令和4年度から中学校に、フリースペース支援員各1名を配置し、不登校や学級で生活することが難しい生徒の支援を行う。

	新年度	前年度	差	主な名称
事業費	1,312	1,312	0	
国庫支出金	0	0	0	
県支出金	0	0	0	
地方債	0	0	0	
その他	0	32	△ 32	
一般財源	1,312	1,280	32	

【背景(なぜ始めたのか)】

市の教育目標の一つである「基礎的・基本的な知識をしっかりと身に付ける人間の育成」の達成のため、開かれた学びの場として平成27年度から開始した。

【目的及び期待する効果(誰(何)をどうしたいのか)】

市内小学校に在籍する高学年の児童を対象に、基礎的・基本的な学習内容の確実な定着を図り、学習に対する興味・関心を高める。

【内容(何の業務活動をどのような手法で行うか)】

学習指導員8人を配置し、小学校サタデー学習支援教室を実施する。

- 1 国語・算数を中心とした基礎的・基本的な学習（宿題等）の支援
- 2 学習方法に関する相談，児童の学習習慣の定着の促進

期間 5月から翌年3月までの土曜日（長期休業期間，祝日，年末年始は除く）

時間 午前9時から正午まで

場所 守谷中学校地域交流スペース

10020204 小学校ICT環境整備事業

予算書P. 204

（単位：千円）

	新年度	前年度	差	主な名称
事業費	149,913	247,097	△ 97,184	
国庫支出金	0	0	0	
県支出金	0	0	0	
地方債	0	0	0	
その他	35,205	101,802	△ 66,597	ふるさとづくり基金繰入金
一般財源	114,708	145,295	△ 30,587	

【背景(なぜ始めたのか)】

高度情報化社会の進展に対応し，パソコン機器等に慣れ親しむことを基本としながら，児童の学習意欲を高め，思考を深め表現力を高めるとともに，情報手段を主体的に選択し活用するための能力を育成することを目的として開始した。

【目的及び期待する効果(誰(何)をどうしたいのか)】

G I G Aスクール構想により高速大容量通信ネットワーク，児童一人1台コンピュータを整備し，情報活用能力の向上を図り，多様な児童を取り残すことのない，公正に個別最適化された学びを持続的に実現させる。

【内容(何の業務活動をどのような手法で行うか)】

児童一人1台コンピュータ，校務用パソコン，授業用パソコン，電子黒板，インターネット接続環境，授業・校務支援システム等の維持を図る。



iPadを使用した授業風景



電子黒板でグループの意見を共有

10030204 中学校ICT環境整備事業

予算書P. 211

（単位：千円）

	新年度	前年度	差	主な名称
事業費	65,331	116,227	△ 50,896	
国庫支出金	0	0	0	
県支出金	0	0	0	
地方債	0	0	0	
その他	10,600	43,630	△ 33,030	ふるさとづくり基金繰入金
一般財源	54,731	72,597	△ 17,866	

【背景(なぜ始めたのか)】

高度情報化社会の進展に対応し、パソコン機器等に慣れ親しむことを基本としながら、生徒の学習意欲を高め、思考を深め表現力を高めるとともに、情報手段を主体的に選択し活用するための能力を育成することを目的として開始した。

【目的及び期待する効果(誰(何)をどうしたいのか)】

G I G Aスクール構想により高速大容量通信ネットワーク、生徒一人1台コンピュータを整備し、情報活用能力の向上を図り、多様な生徒を取り残すことのない、公正に個別最適化された学びを持続的に実現させる。

【内容(何の業務活動をどのような手法で行うか)】

生徒一人1台コンピュータ、校務用パソコン、授業用パソコン、電子黒板、インターネット接続環境、授業・校務支援システム等の維持を図る。



iPadを使用した授業風景



iPadのビデオ機能を使って動作の確認

〔教育委員会 学校給食センター 所管〕

10010403 給食センター施設維持管理事業

予算書P. 196

(単位: 千円)

	新年度	前年度	差	主な名称
事業費	29,607	21,768	7,839	
国庫支出金	0	0	0	
県支出金	0	0	0	
地方債	0	0	0	
その他	1	0	1	学校給食センター施設行政財産使用料
一般財源	29,606	21,768	7,838	

【背景(なぜ始めたのか)】

昭和44年度から、児童生徒の食生活の安定を図るために、完全給食の提供を開始している。施設の老朽化や調理能力、国が示す衛生基準の対応などの問題から、令和2年度から改築(建替え)工事に着手し、令和4年4月から新施設の供用を開始する。

【目的及び期待する効果(誰(何)をどうしたいのか)】

安全な給食の提供には、清潔かつ安全な設備とすることが必要であり、給食センターの施設・設備について適切な維持管理を行うことによって、安心安全な給食を子どもたちに提供することができ、また、センター全体の各種業務を円滑かつ適正に運営することができる。

【内容(何の業務活動をどのような手法で行うか)】

施設設備の保守点検を定期的に行うとともに、維持管理や更新を計画的に行う。

事業費増加の主な要因は、2献立から3献立となり、設備が大きく変わった新給食センターの各種機器等の保守点検や施設維持に要する消耗品などである。



新給食センター内(洗浄室)



新給食センター内(煮炊き調理室)

10010404 給食提供事業

予算書P. 197

(単位: 千円)

	新年度	前年度	差	主な名称
事業費	603,318	559,963	43,355	
国庫支出金	0	0	0	
県支出金	0	0	0	
地方債	0	0	0	
その他	321,815	315,119	6,696	学校給食費
一般財源	281,503	244,844	36,659	

【背景(なぜ始めたのか)】

学校給食法に基づき、児童生徒の適切な栄養の摂取による健康の保持増進を図るため、昭和44年度から完全給食の提供を実施した。

【目的及び期待する効果(誰(何)をどうしたいのか)】

栄養バランスの取れた給食の提供を通して市立小中学校の児童生徒の心身の健全な発達に資するとともに、食に関する正しい理解と健全な食生活を営むことができる力を養う。

【内容(何の業務活動をどのような手法で行うか)】

児童生徒の心身の健全な発達のためのバランスの取れた食事の提供と健康教育の一環としての学校給食の充実を図るため、献立の作成から、食材の購入、調理、配送を行う。(調理及び配送については、民間事業者へ業務委託している。)

新給食センターにおいては、調理工程ごとに部屋を区切り、食材はパススルー方式とし、また床等からの雑菌の繁殖を防ぐため床は乾いた状態にして作業をする(ドライ方式)など、国の衛生基準に準じた調理業務を行う。



＜守谷生まれ献立＞
常陸牛の肉豆腐、じゃこサラダ、デコポン、
ご飯、飲むヨーグルト



＜小学1年生給食開始献立＞
ハンバーグ、小吹芋、すまし汁、ご飯、
牛乳、お祝いゼリー

10010407 学校給食センター改築事業

予算書P. 198

(単位: 千円)

	新年度	前年度	差	主な名称
事業費	349,490	1,658,749	△ 1,309,259	
国庫支出金	50,350	167,054	△ 116,704	学校施設環境改善交付金
県支出金	0	0	0	
地方債	219,000	1,158,000	△ 939,000	学校給食センター改築事業債
その他	80,140	333,695	△ 253,555	ふるさとづくり基金繰入金
一般財源	0	0	0	

【背景(なぜ始めたのか)】

現在の学校給食センターの処理能力(調理食数)は6,900食程度が限界であるが、令和元年度の推計では、令和7年には処理能力の上限を超過することが見込まれた。また、現在の施設は、国が定める衛生管理基準を満たしていない状況であり、増築での対応は困難なため、改築(建替え)をすることとなった。

【目的及び期待する効果(誰(何)をどうしたいのか)】

学校給食衛生管理基準に適合した衛生的で安全な調理環境を確保するため、施設を改築することにより、今後約40年間、安定して児童生徒に給食を供給することができる。

【内容(何の業務活動をどのような手法で行うか)】

設計と施工を合わせて事業者を募集するDB方式(デザイン・ビルド方式)を採用し、プロポーザル方式での入札により事業者と令和元年度に契約を締結した。令和2年10月から工事に着手し、令和4年4月から新給食センターの供用を開始する。

- ・令和元年度 用地取得
- ・令和2年度 基本設計・実施設計，建設工事
- ・令和3年度 建設工事，外構工事
- ・令和4年度 新センター供用開始，旧センター取壊し，駐車場整備，外構工事



新給食センター(正面外構工事)



新給食センター(見学通路)

〔教育委員会 中央図書館 所管〕

10040501 図書館運営管理事業

予算書P. 224

(単位：千円)

	新年度	前年度	差	主な名称
事業費	121,823	123,700	△ 1,877	
国庫支出金	0	0	0	
県支出金	0	0	0	
地方債	0	0	0	
その他	193	172	21	図書資料売払代
一般財源	121,630	123,528	△ 1,898	

【背景(なぜ始めたのか)】

市民の知的要求に応える学習拠点として、平成7年度に開館した。

【目的及び期待する効果(誰(何)をどうしたいのか)】

市民が必要とする図書や情報をいつでも容易に取得できるよう、資料の充実を図る。

未来を担う子ども達が、読書に親しみ豊かな心を育むことができる読書環境の充実を図るとともに、学校との連携の下、児童・生徒の学習活動を支援する。また、市民との協働の下、生涯にわたる学びを支える機会と場を提供する。

【内容(何の業務活動をどのような手法で行うか)】

図書や電子資料の収集及び提供、A D E A C (デジタルアーカイブ) の公開により、幅広い図書や情報を提供する。

第四次守谷市子ども読書活動推進計画を策定し、おはなし会や子ども向けのイベントを開催するとともに、魅力ある図書を収集し、読書の楽しさを伝えることにより豊かな心を育む読書環境を整備する。

ボランティアの育成と支援に継続的に取り組むとともに、講演会、講座及び行事の開催等により、市民の生涯にわたる学びを支える。

インターネット環境から利用できる電子資料やデジタルアーカイブ



中央図書館と公民館図書室を繋ぐ図書館ネットワーク

学校図書館との連携

(単位: 千円)

	新年度	前年度	差	主な名称
事業費	31,871	23,683	8,188	
国庫支出金	0	0	0	
県支出金	0	0	0	
地方債	0	0	0	
その他	0	0	0	
一般財源	31,871	23,683	8,188	

【背景(なぜ始めたのか)】

平成18年に策定された「子ども読書活動推進計画」に基づき、平成20・21年度に学校図書館蔵書をデータベース化した。以来、学校と連携を取りながら、学校図書館の整備・活動のための支援を行っている。

【目的及び期待する効果(誰(何)をどうしたいのか)】

令和元年度から実施している学校教育改革プランに基づく「中央図書館との連携による学校図書館の充実」を図るため、読書センター・学習センター・情報センターとしての機能充実に対する支援を行い、学校図書館の発展を図る。

【内容(何の業務活動をどのような手法で行うか)】

読書センターとしての機能充実のため、図書館資料の活用が図られるよう、団体貸出や学校間相互協力を促進する。

学習センターとしての機能充実のため、学校図書館を活用した授業づくり等を実施できるよう、学校司書が資料提供やブックトーク(※1)等により授業支援を行う。

情報センターとしての機能充実のため、図書館の電子資料や情報を活用できるよう、中央図書館利用のためのガイダンスを実施する。

学校図書館担当職員が、司書教諭及び学校司書に対する研修等を実施し、専門性を向上させる。



学校でのブックトーク



ブックパックサービス(※2)

(※1) 授業の単元に沿って図書館員が本の紹介を行うもの。

(※2) 小学校: 1箱50冊×6学年=300冊, 中学校: 1箱100冊×3学年=300冊
を小学校9校, 中学校4校に交代で貸し出すサービス。



団体貸出